

の七丙申の歳なり云々、次下の正宗に云く、天竺の名僧大唐の天台の教迹最も
 邪正を簡に堪たりと聞て渴仰して訪問す云々、次下に云く、豈中國に法を失ふ
 て之を四維に求むるに非ずや、而も此方に識こと有る者少し、魯人の如きのみ
 等云々、此書は法相三論華嚴眞言の四宗をせめて候文なり、天台眞言の二宗同
 一味ならばいかでかせめ候べき、而も不空三藏等をば魯人のごとしなんどか、
 来て候、善無畏金剛智不空の眞言宗いみじくばいかで魯人と惡口あるべき、又
 天竺の眞言が天台宗に同も又勝たるならば、天竺の名僧いかでか不空にあつら
 へ中國に正法なしとはいふべき、それはいかにもあれ、慈覺智證の二人は、言
 は傳教大師の弟子とはなのらせ給へども、心は御弟子にあらず、其故は、此書
 に云く謹で依憑集一卷を著して同我の後哲に贈る等云々、同我の二字は、眞言
 宗は天台宗に劣とならひてこそ同我にてあるべけれ、我と申し下さるゝ宣旨に
 云く専ら先師の義に違ひ偏執の心を成す等云々、又云く凡厥師資の道一を闕て
 も不可なり等云々、此宣旨のごとくならば慈覺智證こそ専ら先師にそむく人に

ては候へ、かうせめ候もおそれにては候へども、此をせめずば大日經法華經の勝
 劣やぶれなんと存じて、いのちをまことにかけてせめ候なり、此二人の人々の、弘
 法大師の邪義をせめ候はざりけるは最も道理にて候ひけるなり、されば糧米を
 つくし人をわづらはかして漢土へわたらせ給はんよりは、本師傳教大師の御義
 をよくよくつくさせ給ふべかりけるにや、されば叡山の佛法は但傳教大師眞
 和尙圓澄大師の三代計にてやありけん、天台の座主すでに眞言の座主にうつり
 ぬ、名と所領とは天台山、其主は眞言師なり、されば慈覺大師智證大師は已今
 當の經文をやぶらせ給ふ人なり、已今當の經文をやぶらせ給ふは、あに釋迦多
 寶十方の諸佛の怨敵にあらずや、弘法大師こそ第一の謗法の人とおもふに、こ
 れはそれにはにるべくもなき僻事なり、其故は水火天地なる事は僻事なれども、
 人用る事なければ其僻事成ずる事なし、弘法大師の御義はあまり僻事なれば弟
 子等も用る事なし、事相計は其門家なれども、其教相の法門は弘法の義いひにく
 きゆゑに、善無畏金剛智不空慈覺智證の義にてあるなり、慈覺智證の義こそ眞

下座にすへ奉りて、教主釋尊は北の上座につかせ給ふ、此大日如來は大日經の胎藏界の大日、金剛頂經の金剛界の大日の主君なり、兩部の大日如來を耶從寺と定たる多寶佛の上座に教主釋尊居せさせ給ふ、此即ち法華經の行者なり、天竺かくのごとし、漢土には陳帝の時、天台大師南北にせめかちて現身に大師となる、群に特秀し唐に獨歩すといふこれなり、日本國には傳教大師六宗にせめかちて日本の始第一の根本大師となり給ふ、月氏漢土日本に但三人計こそ於一切衆生中亦爲第一にては候へ、されば秀句に云く、淺は易く深は難とは釋迦の所判なり、淺を去て深に就は丈夫の心なり、天台大師は釋迦に信順して法華宗を助け震旦に敷揚し、叡山の一家は天台に相承して法華宗を助け日本に弘通す等云々、佛滅後一千八百餘年が間に、法華經の行者漢土に一人日本に一人已上人、釋尊を加へ奉りて已上三人なり、外典に云く、聖人は一千年に一出で賢人は五百年に一出づ、黄河は涇渭ながれをわけて五百年には半河すみ千年には共に清と申すは一定にて候へけり、然に日本國は叡山計に傳教大師の御時法

華經の行者ましましけり、義真圓澄は第一第二の座主なり、第一の義真計傳教大師ににたり、第二の圓澄は半は傳教の御弟子半は弘法の弟子なり、第三の慈覺大師は始は傳教大師の御弟子ににたり、御年四十にて漢土にわたりてより、名は傳教の御弟子其跡をばつがせ給へども、法門は全く御弟子にはあらず、而ども圓頓の戒計は又御弟子ににたり、蝙蝠鳥のごとし、鳥にもあらず、ねずみにもあらず、梟鳥禽破鏡獸のごとし、法華經の父を食ひ持者の母をかめるなり、日をいとゆめにみしこれなり、されば死去の後には墓なくてやみぬ、智證の門家園城寺と慈覺の門家叡山と修羅と惡龍と合戦ひまなし、園城寺をやき、叡山をやく、智證大師の本尊の慈氏菩薩もやけぬ、慈覺大師の本尊大講堂もやけぬ、現身に無間地獄をかんせり、但中堂計のこれり、弘法大師も又跡なし、弘法大師の云く、東大寺の受戒せざらん者をば東寺の長者とすべからず等御いましめの状あり、しかれども寬平法王は仁和寺を建立して、東寺の法師をうつして、我寺には叡山の圓頓戒を持ざらん者をば住せしむべからずと宣旨分明なり、

されば今の東寺の法師は、鑿眞が弟子にもあらず、弘法の弟子にもあらず、戒は傳敎の御弟子なり、又傳敎の御弟子にもあらず、傳敎の法華經を破失す、去承和二年三月二十一日に死去ありしかば、公家より遺體をばほふらせ給ふ、其後誑惑の弟子等集りて御入定と云々、或はかみをそりてまゐらするぞといひ、或は三鉢をかんどよりなげたりといひ、或は日輪夜中に出たりといひ、或は現身に大日如來となりたりといひ、或は傳敎大師に十八道ををしへまゐらせ給ふといひて、師の徳をあげて智慧にかへ、我師の邪義を扶て王臣を誑惑するなり、又高野山に本寺傳法院といひし二の寺あり、本寺は弘法のたてたる大塔大日如來なり、傳法院と申すは正覺房の立し金剛界の大日なり、此本末二寺晝夜に合戦あり、例せば叡山園城のごとし、誑惑のつもりて日本に二の禍の出現せるか、糞を集て梅檀となせども、焼時は但糞の香なり、大妄語を集て佛とがうすとも但無間大城なり、尼鍵が塔は數年が間利生廣大なりしかども、馬鳴菩薩の禮をうけて忽にくづれぬ、鬼辨婆羅門がとばりは多年人をたばらかせしかども、

阿溼縛婁沙菩薩にせめられてやぶれぬ、狗留外道は石となつて八百年、陳那菩薩にせめられて水となりぬ、道士は漢土をたばらかすこと數百年、摩騰竺蘭にせめられて仙經もやけぬ、趙高が國をとりし、王莽が位をうばひしがごとく、法華經の位をとて大日經の所領とせり、法王すでに國に失ぬ、人王めに安穩ならんや、日本國は慈覺智證弘法の流なり、一人として謗法ならざる人はなし、但し事の心を案ずるに大莊嚴佛の末一切明王佛の末法のごとし、威音王佛の末法には改悔ありしすら猶千劫阿鼻地獄に墮、いかにいはいや日本國の眞言師禪宗念佛者等は一分の廻心なし、如是展轉至無數劫疑なきものか、かゝる謗法の國なれば天もすてぬ、天すつればふるき守護の善神もほこらをやいて寂光の都へかへり給ひぬ、但日蓮計留り居て告示せば、國主これをあたみ、數百人の民に、或は罵詈、或は惡口、或は杖木、或は刀劍、或は宅々ごとくにせき、或は家ごとにおふ、それにかなはねば我と手をくだして二度まで流罪あり、去文永八年九月十二日に頸を切とす、最勝王經に云く、惡人を愛敬し善人を治罰する

に由が故に、他方の怨賊來て國人喪亂に遭ふ等云々 大集經に云く、若は復諸の刹利國王有て諸の非法を作し世尊の聲聞の弟子を惱亂し、若は以て毀罵し、刀杖をもて打斫し、及び衣鉢種々の資具を奪ひ、若は他の給施せんに留難を作ば、我等彼をして自然に他方の怨敵を卒起せしめん、及び自の國土も亦兵起り病疫飢饉し非時の風雨鬪諍言訟せしめん、又其王をして久からざらしめ、復當に己が國を亡失すべし等云々、此等の文のときは日蓮この國になくば、佛は大妄語の人、阿鼻地獄はいかでか脱れ給ふべき、去文永八年九月十二日に平左衛門並に數百人に向て云く、日蓮は日本國のはしらなり、日蓮を失ほたらば日本國のはしらをたふすになりぬ等云々、此經文に智人を國主等若は惡僧等がざんげんにより若は諸人の惡口によて失にあつるならば、にはかにいくさおこり又大風ふかせ他國よりせむべし等云々、去文永九年二月のどしいくさ、同一年の四月の大風、同十月に大蒙古の來しは、偏に日蓮がゆゑにあらすや、いはうや前よりこれをかながへたり、誰の人か疑べき、弘法慈覺智證の悞並に

禪宗と念佛宗とのわざはひあひおこりて、逆風に大波おこり、大地震のかさなれるがごとし、さればやうやく國おとらふ、太政入道が國をおさへ、承久に王位つきはて、世東にうつりしかども、但國中のみだれにて他國のせめはなかりき、彼は謗法の者は國に充滿せりといへども、さへ顯す智人なし、かるがゆゑになのめなりき、譬は師子のねぶれるは手をつけざればほえず、迅流は櫓をさへざれば波たかゝらず、盜人はとめざればいからず、火は薪を加ざればさかんならず、謗法はあれどもあらはす人なければ國もおだやかなるにいたり、例せば日本國に佛法わたりはじめて候へしに、始はなに事もなかりしかども、守屋佛をやしき僧をいましめ堂塔をやししかば、天より火の雨ふり、國にはうさうおこり、兵亂つゞきしがごとし、此はそれにはにるべくもなし、謗法の人々も國に充滿せり、日蓮が大義も強くせめかゝる、修羅と帝釋と佛と魔王との合戦にもをとるべからず、金光明經に云く、時に隣國の怨敵是の如き念を興さん、當に四兵を具して彼國土を壞べし等云々、又云く、時に王見已て即ち四兵を嚴

ひ彼國に發向し討罰を爲んと欲す、我等爾時に當に眷屬無量無邊の藥叉諸神と
 與に各形を隠して爲に護助を作し、彼怨敵をして自然に降伏せしむべし等云
 云、最勝王經の文又かくのごとし、大集經云々、仁王經云々、此等の經文のこ
 ときんば、正法を行するものを國主あだみ、邪法を行する者にかたうとせば、
 大梵天王帝釋日月四天等、隣國の賢王の身に入かはりて其國をせむべしとみゆ、
 例せば訖利多王を雪山下王のせめ、大族王を幻日王の失しがごとし。訖利多王
 と大族王とは月氏の佛法を失し王ぞかし、漢土にも佛法をほろぼし、王みな賢
 王にせめられぬ、これは彼にはにるべくもなし、佛法のかたうとなるやうにて
 佛法を失ふ法師のかたうどをするゆゑに、愚者はすべてしらず、智者なんども
 常の智人はしりがたし、天も下劣の天人は知ずもやあるらん、されば漢土月氏
 のいにしへのみだれよりも大きなるべし、法滅盡經に云く、吾般泥洹の後五逆
 濁世に魔道興盛し、魔沙門と作て吾道を壞亂せん、乃至惡人轉多く海中の沙の
 如く、善者甚だ少くして若は一若は二なり云々、涅槃經に云く、是の如き等の

涅槃經典を信するものは爪上の土の如く、乃至是經を信ぜざるものは十方界の
 所有の地土の如し等云々、此經文は予が肝に染みぬ、當世日本國には我も法華
 經を信じたり信じたり、諸人の語のごときんば一人も謗法の者なし、此經文に
 は末法に謗法の者十方の地土正法の者爪上の土等云々、經文と世間とは水火な
 り、世間の人云く日本國には日蓮一人計謗法の者等云々、又經文には天地せり、
 法滅盡經には善者一二人、涅槃經には信者爪上土等云々、經文のごとくならば
 日本國は但日蓮一人こそ爪上土一二人にては候へ、經文をかうべき世間をかう
 べき、問て云く、涅槃經の文には涅槃經の行者は爪上の土等云々、汝が義には
 法華經等云々如何、答て云く、涅槃經に云く法華の中の如し等云々、妙樂大師
 云く大經自ら法華を指て極と爲す等云々、大經と申すは涅槃經なり、涅槃經に
 は法華經を極と指て候なり、而を涅槃宗の人の涅槃經を法華經に勝と申せしは、
 主を所従といひ下郎を上郎といひし人なり、涅槃經をよむと申すは法華經をよ
 むと申すなり、譬へば賢人は國主を重ずる者をば我をさぐれども悦ぶなり、涅

樂經は法華經を下て我をほむる人をば、あながちに敵とにくませ給ふ、此例をもつて知るべし、華嚴經觀經大日經等をよむ人も、法華經を劣とよむは彼々の經々の心にはそむくべし、此をもつて知べし、法華經をよむ人の此經をば信するやうなれども、諸經にても得道なるとおもふは此經をよまぬ人なり、例せば嘉祥大師は法華玄と申す文十卷造て法華經をほめしかども、妙樂かれをせめて云く毀其中に在り何ぞ弘讚と成ん等云々、法華經をやぶる人なり、されば嘉祥は落て天台につかひて法華經をよまず、我經をよむならば惡道まぬかれがたしとして七年まで身を橋とし給ひき、慈恩大師は玄贊と申して法華經をほむる文十卷あり、傳教大師せめて云く、法華經を讚と雖も還て法華の心を死す等云々、此等をもつておもふに、法華經をよみ讚歎する人々の中に無間地獄は多く有なり、嘉祥慈恩すでに一乘誹謗の人ぞかし、弘法慈覺智證あに法華經蔑如の人にあらずや、嘉祥大師のごとく講を廢し衆を散じて身を橋となせしも、猶や已前の法華經誹謗の罪やきえざるらん、不輕輕毀の者は不輕菩薩に信伏隨從せしかども、

重罪いまだのこりて千劫阿鼻に墮ぬ、されば弘法慈覺智證等は設ひるがへす心ありとも、尙法華經をよむならば重罪きえがたし、いはうやひるがへる心なし、又法華經を失ひ眞言教を晝夜に行ひ朝暮に傳法せしをや、世親菩薩馬鳴菩薩は小をもて大を破せる罪をば舌を切んとこそせしか、世親菩薩は佛説なれども阿含經をばたはふれにも舌の上におかじとちかひ、馬鳴菩薩は懺悔のため起信論をつくりて小乘をやぶり給ひき、嘉祥大師は天台大師を請し奉りて百餘人の智者の前にして、五體を地になげ徧身にあせをながし紅のなんだをながして今よりは弟子を見し法華經をかうせじ、弟子の面をまほり法華經をよみたてまつれば、我力の此經を知にたりとて、天台よりも高僧老僧にておはせしが、わざと人のみるときをひまいらせて河をこえ、かうざにちかづきてせなかにのせまらせて、高座にのぼせたてまつり、結句御臨終の後には隋の皇帝にまゐらせて、小兒が母におくれたるがごとくに足をすりてなき給ひしなり、嘉祥大師の法華玄を見るにいたう法華經を誹謗たる疏にはあらず、但法華經と諸大乘經

とは門は淺深あれども心は一とかきてこそ候へ、此が謗法の根本にて候か、華嚴の澄觀も眞言の善無畏も大日經と法華經とは理は一とこそかゝれて候へ、嘉祥とがあらば善無畏三藏も脱がたし、されば善無畏三藏は中天の國主なり、位をすて、他國にいたり、殊勝招提の二人にあひて法華經をうけ、百千の石の塔を立しかば、法華經の行者とこそみえしが、しかれども大日經を習しよりこのかた法華經を大日經に劣とやおもひけん、始はいたう其義もなかりけるが、漢土にわたりて玄宗皇帝の師となりぬ、天台宗をそねみ思心つき給ひけるかのゆゑに、忽に頓死して二人の獄卒に鐵の繩七つつけられて閻魔王宮にいたりぬ、命いまだつきずといひてかへされしに、法華經誦誦とやおもひけん眞言の觀念印眞言等をばなげすて、法華經の今此三界の文を唱て繩も切かへされ給ひぬ、又雨のいのりをおほせつけられしに、忽に雨は下たりしかども大風吹きて國をやぶる、結句死し給ひてありしには弟子等集りて臨終いみじきやうをほめしかども、無間大城に墮にき、問て云く何をもつてかこれをしる、答て云く、彼傳

を見に云く、今畏の遺形を觀に漸く加す縮小し黒皮隠々として骨其露なり等云云、彼弟子等は死後に地獄の相の顯たるをしらすして徳をあぐるなどおもへども、かきあらはせる筆は畏が失をかけり、死してありければ身やうやくつゞまりちひさく皮はくろし骨あらはなり等云々、人死して後色の黒は地獄の業と定る事は佛陀の金言ぞかし、善無畏三藏の地獄の業はなに事ぞ、幼少にして位をすてぬ、第一の道心なり、月氏五十餘箇國を修行せり、慈悲の餘に漢土にわたれり、天竺震旦日本一閻浮提の内に眞言を傳へ鈴をふる、此人の徳にあらすや、いかにして地獄に墮けると後生をおもはん人々は御尋あるべし、又金剛智三藏は南天竺の大王の太子なり、金剛頂經を漢土にわたす、其徳善無畏のごとし、又互に師となれり、而に金剛智三藏勅宣にて雨の祈ありしかば七日が中に雨下る、天子大に悦せ給ふほどに忽に大風吹來る、王臣等けうさめ給ひて使をつけて追せ給ひしかども、とかうのべて留りしなり、結句は姫宮の御死去ありしに、いのりをなすべしとて、身の代に殿上の二の女子七歳になりしを、

薪につみこめて焼殺せし事こそ無慚にはおぼゆれ、而ども姫宮もいきかへり給はず、不空三藏は金剛智と月支より御ともせり、此等の事を不審とやおもひけん、畏と智と入滅の後月氏に還て龍智に値奉り、眞言を習なをし天台宗に歸伏してありしが、心計は歸ども身はかへる事なし、雨の御いのりうけ給はりたりしが、三日と申すに雨下る、天子悦せ給ひて我と御布施ひかせ給ふ、須臾ありしかば大風落下て内裏をも吹やぶり、雲閣月卿の宿所一所もあるべしともみえざりしかば、天子大に驚きて宣旨なりて風をとどめよ、且くありては又吹又吹せしほどに數日が間やむことなし、結句は使をつけて追てこそ風もやみてありしが、此三人の惡風は漢土日本の一切の眞言師の大風なり、さてあるやらん、去文永十一年四月十二日の大風は、阿彌陀堂加賀法印東寺第一の智者の雨のいのりに吹たりし逆風なり、善無畏金剛智不空の惡法をすこしもたがへず傳たりけるか、心にくし心にくし、弘法大師は去天長元年の二月大旱魃のありしに、先には守敏祈雨して七日が内に雨を下す、但京中にふりて田舎にそゝが

ず、次に弘法承取て一七日に雨氣なし、二七日に雲なし、三七日と申せしに天子より和氣の眞綱を使者として、御幣を神泉苑にまゐらせたりしかば雨下事三日、此をば弘法大師並に弟子等此雨をうばひとり、我雨として今に四百餘年弘法の雨といふ、慈覺大師の夢に日輪をいしと、弘法大師の大妄語に云く、弘仁九年の春大疫をいのりしかば夜中に大日輪出現せりと云々、成劫より已來住劫の第九の滅已上二十九劫が間に日輪夜中に出しといふ事なし、慈覺大師は夢に日輪をいるといふ、内典五千七千外典三千餘卷に日輪をいるとゆめにみるは吉夢といふ事有やいなや、修羅は帝釋をあだみて日天をいたてまつる、其矢かへりて我眼にたつ、殷の紂王は日天を的にいて身を亡す、日本の神武天皇の御時度美長と五瀬命と合戦ありしに命の手に矢たつ、命の云く我はこれ日天の子孫なり、日に向奉りて弓をひくゆゑに日天のせめをかほれりと云々、阿闍世王は佛に歸しまゐらせて内裏に返てぎよしんなりしが、おどろいて諸臣に向て云く、日輪天より地に落とゆめにみる、諸臣云く佛の御入滅か云々、須跋陀羅が

ゆめ又かくのごとし、我國は殊にいむべきゆめなり、神をば天照といふ、國をば日本といふ、又教主釋尊をば日種と申す、摩耶夫人日をはらむとゆめにみてまうけ給へる太子なり、慈覺大師は大日如來を叡山に立て釋迦佛をすて、眞言の三部經をあげめて法華經の三部の敵となりしゆゑに此夢出現せり、例せば漢土の善導が始は密州の明勝といひし者に値て法華經をよみたりしが、後には道綽に値て法華經をすて觀經に依て疏をつくり、法華經をば千中無一、念佛をば十即十生百即百生と定て、此義を成せんがために阿彌陀佛の御前にして祈誓をなす、佛意に叶やいなや、毎夜夢の中に常に一の僧あり來て指授すと云々、乃至一經法の如くせよ乃至觀念法門經等云々、法華經には若法を聞者あれば一として成佛せざる無しと、善導は千の中に一も無し等云々、法華經と善導とは水火なり、善導は觀經をば十即十生百即百生、無量義經に云く、觀經は未だ眞實を顯さず等云々、無量義經と楊柳房とは天地なり、此を阿彌陀佛の僧と成て來て眞なりと證せばあに眞事ならんや、抑阿彌陀は法華經の座に來て舌をば出し給はざり

けるか、觀音勢至は法華經の座にはなかりけるか、此をもておもへ、慈覺大師の御夢はわざはひなり、問て云く、弘法大師心經秘鍵に云く、時に弘仁九年の春天下大疫す、爰に皇帝自ら黄金を筆端に染め紺紙を爪掌に握て般若心經一卷を書寫し奉り給ふ、予講讀の撰に範て經旨の宗を綴る、未だ結願の詞を吐ざるに蘇生の族途に々々、夜變じて日光赫々たり、是愚身の戒德に非ず、金輪御信力の所爲なり、但神社に詣ん輩は此秘鍵を誦し奉れ、昔予鷲峰說法の筵に陪して親り其深文を聞奉る、豈其義に達せざらんや等云々、又孔雀經音義に云く、弘法大師歸朝の後眞言宗を立んと欲し諸宗を朝廷に群集す、即身成佛の義を疑ふ、大師智拳の印を結びて南方に向ふに面門俄に開て金色の毘盧遮那と成り即便本體に還歸す、入我我入の事即身頓證の疑此日釋然たり、然に眞言瑜伽の宗秘密曼荼羅の道彼時より建立しぬ、又云く、此時に諸宗の學徒大師に歸して始て眞言を得て請益し習學す、三論の道昌法相の源仁華嚴の道雄天台の圓澄等皆其類なり、弘法大師の傳に云く、歸朝泛舟の日發願して云く、我所學の教法若感應

の地あらば此三鈔其處に到べしと、仍て日本の方に向て三鈔を抛上ぐ、遙に飛
 で雲に入る、十月に歸朝す云々、又云く、高野山の下に入定の所を占む乃至彼
 海上の三鈔今新に此に在り等云々、此大師の徳無量なり、其兩三を示す、かく
 のごとくの大徳あり、いかんが此人を信せずしてかへりて阿鼻地獄に墮といは
 んや、答て云く、予も仰で信じ奉る事かくのごとし、但し古の人々も不可思議
 の徳ありしかども佛法の邪正は其にはよらず、外道が或は恆河を耳に十二年留
 め、或は大海をすひほし、或は日月を手にてにぎり、或は釋子を牛羊となしなん
 どせしかども、いよいよ大慢をおこして生死の業とこそなりしか、此をば天台
 云く名利を邀め見愛を増すとこそ釋せられて候へ、光宅が忽に雨を下し須臾に
 花を感ぜしをも、妙樂は感應此の若くなれども猶理に稱すとこそかゝれて候へ、
 されば天台大師の法華經をよみて須臾に甘雨を下せ、傳教大師の三日が内に甘
 露の雨を下してをばせしも、其をもつて佛意に叶とはおほせられず、弘法大師
 いかなる徳ましますとも、法華經を戲論の法と定め釋迦佛を無明の邊域とかか

せ給へる御ふでは、智慧かしてからん人は用べからず、いかにいほうや上にあ
 げられて候徳どもは不審ある事なり、弘仁九年の春天下大疫等云々、春は九十
 日何の月何の日ぞ是一、又弘仁九年に大疫ありけるか是二、又夜變じて日光赫
 赫たりと云々、此事第一の大事なり、弘仁九年は嵯峨天皇の御宇なり左史右史
 の記に載たりや是三、設載たりとも信じがたき事なり、成劫二十劫住劫九劫已
 上二十九劫が間にいまだ無き天變なり、夜中に日輪の出現せる事如何、又如來
 一代の聖教にもみえず、未來に夜中に日輪出べしとは三皇五帝の三墳五典にも
 載ず、佛經のごときんば滅劫にこそ二の日三日乃至七日は出べしとは見た
 れども、かれは晝のごとぞかし、夜日出現せば東西北の三方は如何、設内外の
 典に記せずとも、現に弘仁九年の春何の月何の日何夜の何時に日出といふ公家
 諸家叡山等の日記あるならばすこし信するへんもや、次下に昔予鷲峰說法の筵
 に陪して親り其深文を聞く等云々、此筆を人に信ぜさせしめんがためにかまへ
 出す大妄語か、されば靈山にして法華は戲論大日經は眞實と佛の説給けるを、

阿難文殊が悞て妙法華經をば眞實とかけるといふにかひなき婬女破戒の法師等が歌をよみてふらす雨を、三七日まで下さりし人はかゝる徳あるべしや、是四、孔雀經音義に云く、大師智拳の印を結んで南方に向ふに面門俄に開て金色の毘盧遮那と成る等云々、此又何の王何の年時ぞ、漢土には建元を初とし日本には大寶を初として緇素の日記大事には必ず年號のあるが、これほどの大事に、いかでか王も臣も年號も日時もなきや、又次に云く三論の道昌法相の源仁華嚴の道雄天台の圓澄等云々、抑圓澄は寂光大師天台第二の座主なり、其時何ぞ第一の座主義眞根本の傳教大師をば召ざりけるや、圓澄は天台第二の座主傳教大師の御弟子なれども又弘法大師の弟子なり、弟子を召さんよりは三論法相華嚴よりは、天台の傳教義眞の二人を召べかりけるか、而も此日記に云く眞言瑜伽の宗祕密曼荼羅彼時よりして建立す等云々、此筆は傳教義眞の御存生かとみゆ、弘法は平城天皇大同二年より弘仁十三年まで盛に眞言をひろめし人なり、其時は此二人現におはします、又義眞は天長十年までおはせしかば、其時

まで弘法の眞言はひろまらざりけるか、かたがた不審あり、孔雀經の疏は弘法の弟子眞濟が自記なり、信しがたし、又邪見者が公家諸家圓澄の記をひかるべきか、又道昌源仁道雄の記を尋べし、面門俄に開て金色の毘盧遮那と成る等云云、面門とは口なり、口の開たりけるか、眉間開とかゝんとしけるが悞て面門とかけけるか、ぼう書をつくるゆゑにかゝるあやまりあるか、大師智拳の印を結んで南方に向に面門俄に開て金色の毘盧遮那と成る等云々、涅槃經五に云く、迦葉佛に白して言く、世尊我今是四種の人に依ず何を以ての故に、瞿師羅經の中の如き佛瞿師羅が爲に説給はく、若天魔梵破壞せんと欲するが爲に變じて佛の像と爲り、三十二相八十種好を具足し莊嚴し、圓光一尋面部圓滿なること月の盛明なるが猶く、眉間の毫相白こと珂雪に踰へ、乃至左の脇より水を出し右の脇より火を出す等云々、又六の卷に云く、佛迦葉に告給はく、我般涅槃して乃至後至是魔波旬漸く當に我の正法を沮壞すべし、乃至化して阿羅漢の身及び佛の色身と作り、魔王此有漏の形を以て無漏の身と作り我正法を壞ん等云々、弘法

大師は法華經を華嚴經大日經に對して戲論等云々、而も佛身を現す、此涅槃經には魔有漏の形をもつて佛となつて我正法をやぶらんと記給ふ、涅槃經の正法は法華經なり、故に經の次下の文に云く久く已に成佛す、又云く法華の中の如し等云々、釋迦多寶十方の諸佛は一切經に對して法華經は眞實大日經等の一切經は不眞實等云々、弘法大師は佛身を現じて華嚴經大日經に對して法華經は戲論等云々、佛説まことならば弘法は天魔にあらずや、又三鈔の事殊に不審なり、漢土の人の日本に來てほりいだすとも信じがたし、已前に人をやつかはしてうづみけん、いはうや弘法は日本の人、かゝる誑惑其數多し、此等をもつて佛意に叶ふ人の證據とはしりがたし、されば此眞言禪宗念佛等やうやくかうなり來る程に、人王八十二代尊成隱岐の法主權太夫殿を失んと年ごろはげませ給ひけるゆゑに、國主なればなにとなくとも師子王の兎を伏するがごとく鷹の雉を取やうにこそあるべかりし上、叡山東寺園城奈良七夫寺天照太神正八幡山王加茂春日等に、數年が間或は調伏或は神に申させ給ひしに、二日三日だにもさ

ごへかねて佐渡國阿波國隱岐國等にながしうせて終にかくれさせ給ひぬ、調伏の上首御室は但東寺をかへらるゝのみならず、眼のごとくあいせさせ給ひし第一の天童勢多伽が頸切れたりしかば、調伏のしるし還著於本人のゆゑとこそ見えて候へ、これはわづかの事なり、此後定て日本の國臣萬民一人もなく、乾草を積て火を放がごとく、大山のくづれて谷をうむるがごとく、我國他國にせめらるゝ事出來すべし、此事日本國の中に但日蓮一人計しれり、いひいだすならば、殷の紂王の比干が胸をさきしがごとく、夏の桀王の龍蓬が頸を切しがごとく、檀彌羅王の師子尊者が頸を刎しがごとく、竺の道生が流れしがごとく、法華藏のかなやきをやかれしがごとく、ならんずらんとはかねて知しかども、法華經には我不愛身命但惜無上道ととかれ、涅槃經には寧喪身命不匿教者といさめ給へり、今度命ををしむならばいつの世にか佛になるべき、又何なる世にか父母師匠をもすくひ奉るべきと、ひとへにおもひ切て申し始しかば、案にたがはず、或は所をおひ、或はのり、或はうたれ、或は疵をかうふるほどに、去弘長

元年辛酉五月十二日に御勘氣をかうふりて伊豆國伊東にながされぬ、又同弘長三年癸亥二月二十二日にゆりぬ、其後彌菩提心強盛にして申せばいよいよ大難かさなる事大風に大波の起るがごとし、昔の不輕菩薩の杖木のせめも我身にのみしられたり、覺徳比丘が觀喜佛の末の大難も此には及ばじとをぼゆ、日本六十六箇國島二の中に一日片時も何の所にすむべきやうもなし、古は二百五十戒を持て忍辱なる事羅云のごとくなる持戒の聖人も、富樓那のごとくなる智者も、日蓮に値ぬれば惡口をはく、正直にして魏徵忠仁公のごとくなる賢者等も、日蓮を見ては理をまげて非とおこなふ、いはうや世間の常の人々は、犬のさるをみたるがごとく、獵師が鹿をこめたるにたり、日本國の中に一人として故こそあるらめといふ人なし、道理なり、人ごとに念佛を申す、人に向ごとに念佛は無間に墮といふゆゑに、人ごとに眞言を尊む、眞言は國をほろぼす惡法といふ、國主は禪宗を尊む、日蓮は天魔の所爲といふゆゑに、我と招けるわざはひなれば、人のゝるをもとがめず、とがむとても一人ならず、打をもいたまはず、

本より存ぜしがゆゑに、かういよいよ身ををしませずせめしかば、禪僧數百人念佛者數千人眞言師百千人、或は奉行につき、或はきり人につき、或はきり女房につき、或は後家尼御前等について無盡のざんげんをなせし程に、最後には天下第一の大事日本國を失はんと呪をする法師なり、故最明寺殿極樂寺殿を無間地獄に墮たりと申す法師なり、御尋あるまでもなし、但須臾に頸めせ、弟子等をば、又或は頸を切、或は遠國につかはし、或は籠に入よと、尼ごせんたちいからせ給ひしかばそのまゝ行れけり、去文永八年辛未九月十二日の夜は、相模國たつの口にて切るべかりしが、いかにしてやありけん其夜はのびて依智といふところへつきぬ、又十三日の夜はゆりたりとどゞめきしが、又いかにやありけんさどの國までゆく、今日切あす切といひしほどに四箇年といふに、結句は去文永十一年太歲甲戌二月の十四日にゆりて同三月二十六日に鎌倉へ入り、同四月の八日平左衛門尉に見參してやうやうの事申したりし中に、今年は蒙古は一定よすべしと申しぬ、同五月の十二日にかまくらをいでて此山に入れり、これは

ひとへに父母の恩師匠の恩三寶の恩國恩をほうせんがために、身をやぶり命をすつれども、破さればさてこそ候へ、又賢人の習二度國をいさむるに用ずば山林にまじわれといふことは定るれいなり、此功德は定て上三寶下梵天帝釋日月までもしろしめしぬらん、父母も故道善房の聖靈も扶かり給ふらん、但し疑念ふことあり、目連尊者は扶んとをもひしかども、母の青提女は餓鬼道に墮ぬ、大覺世尊の御子なれども善星比丘は阿鼻地獄へ墮ぬ、これは力のまやすくはんとおぼせども、自業自得果のへんはすくひがたし、故道善房はいたう弟子なれば日蓮をばにくしとはおぼせざりけるらめども、きはめて臆病なりし上清澄をはなれじと執せし人なり、地頭景信がおそろしといひ、提婆瞿伽利にことならぬ圓智實城が上と下とに居てをどせしを、あながちにをそれて、いとをしとおもふとしごろの弟子等をだにも、すてられし人なれば後生はいかんがと疑ふ、但一の冥加には景信と圓智實城とがさきにゆきしこそ一のたすかりとはおもへども、彼等は法華經の十羅刹のせめをかほりてはやく失ぬ、後に

すこし、信ぜられてありしは、いさかひの後のちぎりなり、ひるのともしびなにかせん、其上いかなる事あれども子弟子なんといふ者は不便なる者ぞかし、力なき人にもあらざりしが、さどの國までゆきしに、一度もとぶらはれざりし事は、信じたるにはあらぬぞかし、それにつけてもあさましければ、彼人の御死去ときくには、火にも入り水にも沈みはしりたちてもゆひて、御墓をもたゝいて經をも一卷讀誦せんところおもへども、賢人のならひ心には遁世とはおもはねども、人は遁世とこそをもふらん、ゆゑもなくはしり出るならば末もとほらずと人おもふべし、さればいかにおもふともまるべきにあらず、但し各々二人は日蓮が幼少の師匠にておはします、勤操僧正行表僧正の傳教大師の御師たりしが、かへりて御弟子とならせ給ひしがごとし、日蓮が景信にあだまれ清澄を出しにひてしおひてしおび出られたりしは、天下第一の法華經の奉公なり、後生は疑おぼすべからず、問て云く、法華經一部八卷二十八品の中に何物が肝心なる、答て云く、華嚴經の肝心は大方便佛華嚴經、阿含經の肝心は佛說中阿

含經、大集經の肝心は大方等大集經、般若經の肝心は摩訶般若波羅密經、雙觀經の肝心は佛說無量壽經、觀經の肝心は佛說觀無量壽經、阿彌陀經の肝心は佛說阿彌陀經、涅槃經の肝心は大般涅槃經、かくのごとくの一切經は皆如是我聞の上の題目其經の肝心なり、大は大につけ小は小につけて題目をもて肝心とす、大日經金剛頂經蘇悉地經等亦復かくのごとし、佛も又かくのごとし、大日如來日月燈明佛、燃燈佛、大通佛、雲雷音王佛等是等も又名の内に其佛の種々の徳をそなへたり、今の法華經も亦もつてかくのごとし、如是我聞の上の妙法蓮華經の五字は即ち一部八卷の肝心、亦復一切經の肝心、一切の諸佛菩薩二乘天人修羅龍神等の頂上の正法なり、問て云く、南無妙法蓮華經と心もしらぬ者の唱ると、南無大方廣佛華嚴經と心もしらぬ者の唱ると齊等なりや、淺深の功德差別せりや、答て云く淺深等あり、疑て云く其心如何、答て云く、小河は露と涓と井と渠と江とをば收れども大河をよさめず、大河は露乃至小河を攝れども大海をよさめず、阿含經は井江等露涓をよさめたる小河のごとし、方等經阿師陀經

大日經華嚴經等は小河をよさむる大河なり、法華經は露涓井江小河大河大雨等の一切の水を一滂もよらさぬ大海なり、譬へば身の熱者の大寒水の邊にいねつればすゞしく、小水の邊に臥ぬれば苦がごとし、五逆誹法の大一闡提人、阿含華嚴觀經大日經等の小水の邊にては大罪の大熱さんじがたし、法華經の大雪山の上にて臥ぬれば五逆誹謗一闡提等の大熱忽に散すべし、されば愚者は必ず法華經を信すべし、各々經々の題目は易き事同じといへども、愚者と智者との唱る功德は天地雲泥なり、譬は大綱は大力も切がたし、小力なれども小刀をもてたやすくこれをきる、譬は堅石をば鈍刀をもてば大力も破がたし、利劍をもてば小方も破ぬべし、譬へば藥はしらねども服すれば病やみぬ、食は服せども病やまらず、譬へば仙藥は命をのべ凡藥は病をいやせども命をのべず、疑て云く二十八品の中に何か肝心ぞや、答て云く、或は云く品々皆事に隨て肝心なり、或は云く方便品壽量品肝心なり、或は云く方便品肝心なり、或は云く壽量品肝心なり、或は云く開示悟入肝心なり、或は云く實相肝心なり、問て云く汝が心如何、答ふ、

無南妙法蓮華經肝心なり、其證如何、阿難文殊等如是我聞等云々、問て曰く心如何、答て云く、阿難と文殊とは八年が間、此法華經の無量の義を一句一偈一字も残さず聽聞してありしが、佛の滅後に結集の時、九百九十九人の阿羅漢が筆を染てありしに、妙法蓮華經とかゝせて、如是我聞と唱させ給ひしは、妙法蓮華經の五字は一部八卷二十八品の肝心にあらずや、されば過去の燈明佛の時より法華經を講せし光宅寺の法雲法師は、如是とは將に所聞を傳んとして前題に一部を擧なり等云々、靈山にまのあたりきこしめしてありし天台大師は、如是とは所聞の法體なり等云々、章安大師云く、記者釋して曰く蓋し序王とは經の玄意を叙し玄意は文心を述す等云々、此釋に文心といふは、題目は法華經の心なり、妙樂大師云く、一代の教法を收ること法華の文心より出等云々、天竺は七十箇國なり、總名は月氏國、日本は六十箇國、總名は日本國、月氏の名の内に七十箇國乃至人畜珍寶みなり、日本と申す名の内に六十六箇國あり、出羽の羽も奥州の金も乃至國の珍寶人畜乃至寺塔も神社もみな日本と申す二字の名

の内に攝れり、天眼をもつては日本と申す二字を見て六十六國乃至人畜等のみるべし、法眼をもつては人畜等の此に死し彼に生をもみるべし、譬へば人の聲をきいて體をしり、跡をみて大小をしる、蓮をみて池の大小を計り、雨をみて龍の分齋をかんがふ、これはみな一切の有ことわりなり、阿含經の題目には大旨一切はあるやうなれども、但小釋迦一佛ありて他佛なし、華嚴經觀經大日經等には又一切有やうなれども、二乘を佛になすやうと久遠實成の釋迦佛なし、例せば華さいて菓ならず、雷なつて雨ならず、鼓あて音なし、眼あて物をみず、女人あて子をうまず、人あつて命なし又神なし、大日の眞言、藥師の眞言、阿彌陀の眞言、觀音の眞言等又かくのごとし、彼經々にしては大王須彌山日月良藥如意珠利劍等のやうなれども、法華經の題目に對すれば雲泥の勝劣なるのみならず、皆各々當體の自用を失ふ、例せば衆星の光の一日輪にうばはれ、諸の鐵の一の磁石に値て利精のつき、大劍の小火に値て用を失ひ、牛乳驢乳等の師子王の乳に値て水となり、衆狐が術一犬に値て失ひ、狗犬が小虎に

値て色を變ずるがごとし、南無妙法蓮華經と申せば、南無阿彌陀佛の用も南無大
 日眞言の用も觀世音菩薩の用も一切の諸佛諸經諸菩薩の用、皆悉く妙法蓮華經
 の用に失はる、彼經々は妙法蓮華經の用を借すば皆いたづらのものなるべし、
 當時眼前のことわりなり、日蓮が南無妙法蓮華經と弘れば、南無阿彌陀佛の用
 は、月のかくるがごとく、鹽のひるがごとく、秋冬の草のかるゝがごとく、冰
 の日天にとくるがごとくなりゆくをみよ、問て云く、此法實にいみじくば、な
 ど迦葉阿難馬鳴龍樹無著天親南岳天台妙樂傳教等は、善導が南無阿彌陀佛とす
 ずめて漢土に弘通せしがごとく、慧心永觀法然が日本國を皆阿彌陀佛になした
 るがごとく、すゝめ給はざりけるやらん、答て云く、此難は古の難なり、今は
 しまりたるにはあらず、馬鳴龍樹菩薩等は佛の滅後六百年七百年等の大論師な
 り、此人々世にいで、大乘經を弘通せしかば、諸の小乗の者疑て云く、迦葉阿
 難等は、佛の滅後二十年四十年住壽し給ひて正法をひろめ給ひしは、如來一代
 の肝心をこそ弘通し給ひしか、而に此人々は但苦空無常無我の法門をこそ詮と

し給ひしに、今馬鳴龍樹等かしてしといふとも迦葉阿難等にはすぐべからず
 是二、迦葉は佛にあひまゐらせて解をえたる人なり、此人々佛にあひたてまつ
 らず是三、外道は常樂我淨と立しを、佛世に出させ給ひて苦空無常無我と説せ
 給ひき、此ものどもは常樂我淨といへり、されば佛も御入滅なり、又迦葉等も
 かくれさせ給ひぬれば、第六天の魔王が此ものどもが身に入かはりて佛法をや
 ぶり外道の法となさんとするなり、されば佛法のあだをば、頭をわれ頸をされ
 命をたて食を止めよ國を追へと、諸の小乗の人々申せしかども、馬鳴龍樹等は
 但一二人なり、晝夜に惡口の聲をき、朝暮に杖木をかうふりしなり、而ども此
 二人は佛の御使ぞかし、正く摩耶經には六百年に馬鳴出で七百年に龍樹出んと
 説れて候、其上楞伽經等にも記せられたり、又付法藏經には申すにおよばず、
 されども諸の小乗のものどもは用す、但理不盡にせめしなり、如來現在猶多怨
 嫉況滅度後の經文は此時にあたりて少しつみしられけり、提婆菩薩の外道にて
 ろされ、師子尊者の頸をきられし、此事をもつておもひやらせ給ひ、又佛滅後一

千五百餘年にあたりて、月氏よりは東に漢土といふ國あり、陳隋の代に天台大師出世す、此人の云く、如來の聖教に大あり小あり顯あり密あり權あり實あり、迦葉阿難等は一方向に小を弘め、馬鳴龍樹無著天親等は權大乘を弘て、實大乘の法華經をば、或は但指をさして義をかくし、或は經の面をのべて始中終をのべず、或は迹門をのべて本門をあらはさず、或は本迹あつて觀心なしといひしかば、南三北七の十流が未數千萬人時をつくりとつとわらふ、世の末になるまゝに不思議の法師も出現せり、時にあたりて我等を偏執する者はありとも、後漢の永年十年丁卯の歲より今陳隋にいたるまでの三藏人師二百六十餘人をものもしらずと申す上、謗法の者なり惡道に墮といふ者出來せり、あまりのものぐるはしさに法華經を持て來り給へる羅什三藏をもものしらぬ者と申すなり、漢土はさてもをけ、月氏の大論師龍樹天親等の數百人の四依の菩薩も、いまだ實義をのべ給はずといふなり、此をころしたらん人は鷹をころしたるものなり、鬼をころすにもすぐべしとのゝしりき、又妙樂大師の時月氏より法相眞言わたり

漢土に華嚴宗の始たりしをとかうせめしかば、これも又さわぎしなり、日本國には傳教大師が佛滅後一千八百年にあたりていでさせ給ひ、天台の御釋を見て、欽明より已來二百六十餘年が間の六宗をせめ給ひしかば、在世の外道漢土の道士日本に出現せりと謗せし上、佛滅後一千八百年が間、月氏漢土日本にかりし圓頓の大戒を立んといふのみならず、西國の觀音寺の戒壇、東國下野國小野寺の戒壇、中國大和國東大寺の戒壇は、同く小乘臭糞の戒なり、瓦石のごとし、其を持つ法師等は野干猿猴等のごとしとありしかば、あら不思議や、法師にたる大蝗蟲國に出現せり、佛敎の苗一時にうせなん、殷の紂夏の桀法師となりて日本に生たり、後周の宇文唐の武宗二たび世に出現せり、佛法も但今失ぬべし、國もほろびなんと、大乘小乘の二類の法師出現せば、修羅と帝釋と項羽と高祖と一國に並べるなるべし、諸人手をたゝき舌をふるふ、在世には佛と提婆が二の戒壇ありてそこばくの人々死にき、されば他宗にはそむくべし、我師天台大師の立て給はざる圓頓の戒壇を立べしといふ不思議さよ、あらおそろしお

そろしとの、しりあへりき、されども經文分明にありしかば、叡山の大乗戒壇
 すでに立させ給ひぬ、されば内證は同けれども法の流布は、迦葉阿難よりも馬
 鳴龍樹等はすぐれ、馬鳴等よりも天台はすぐれ、天台よりも傳教は超させ給ひ
 たり、世末になれば人の智はあさく佛敎はふかくなる事なり、例せば輕病は凡
 藥重病には仙藥、病人には強きかたうど有て扶るこれなり、問て云く天台傳教
 の弘通し給はざる正法ありや、答て云く有り、求て云く何物ぞや、答て云く三
 あり、末法のために佛留め置き給ふ、迦葉阿難等馬鳴龍樹等天台傳教等の弘通
 せさせ給はざる正法なり、求て云く其形貌如何、答て云く、一には日本乃至一
 閻浮提に本門の敎主釋尊を本尊とすべし、所謂寶塔の内の釋迦多寶外の諸佛並
 に上行等の四菩薩脇士となるべし、二には本門の壇、三には日本乃至漢土月
 氏一閻浮提に人ごとく有智無智をきらはず、一同に他事をすて、南無妙法蓮華
 經と唱べし、此事いまだひろまらず、一閻浮提の内に佛滅後二千二百二十五年
 が間一人も唱へず、日蓮一人南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經等と聲もをしまず

唱るなり、例せば風に隨て波の大小あり、薪によりて火の高下あり、池に隨て
 蓮の大小あり、雨の大小は龍による、根ふかければ枝しげし、源遠ければ流な
 がしといふこれなり、周の代の七百年は文王の禮孝による、秦の世ほどもなし
 始皇の左道なり、日蓮が慈悲廣大ならば、南無妙法蓮華經は萬年の外未來まで
 もながるべし、日本國の一切衆生の盲目をひらける功德あり、無間地獄の道を
 ふさぎぬ、此功德は傳敎天台にも超え龍樹迦葉にもすぐれたり、極樂百年の修
 行は穢土一日の功に及ばず、正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか、是はひ
 とべに日蓮が智のかしこきにはあらず、時のしからしむるのみ、春は花さき秋
 は菓なる、夏はあたゝかに冬はつめたし、時のしからしむるにあらずや、我滅
 度の後々の五百歳の中に廣宣流布して、閻浮提に於て斷絶して惡魔々民諸の天
 龍夜叉鳩槃荼等其便を得せしむること無れ等云々、此經文むなしくなるならば、
 舍利弗は華光如來とならし、迦葉尊者は光明如來とならし、目犍は多摩羅跋拏
 檀香佛とならし、阿難は山海慧自在通王佛とならし、摩訶波闍波提比丘尼は一

切衆生喜見佛とならし、耶輸陀羅は具足千萬光相佛とならし、三千塵點も戲論五百塵點も妄語となりて、恐は教主釋尊は無間地獄に墮ち、多寶佛は阿鼻の炎にむせび、十方の諸佛は八大地獄を栖とし、一切の菩薩は一百三十六の苦をうくべし、いかでかその義あるべき、其義なくば日本國は一同の南無妙法蓮華經なり、されば花は根にかへり、眞味は土にとゞまる、此功德は故道善房の聖靈の御身にあつまるべし、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經

建治二年西子七月二十一日

之を記す

甲州波木井の郷蓑歩の嶽より安房の國

東條の郡清澄山淨顯房義城房の本へ奉送す

四信五品鈔

啓二七一 鈔一六三七 註一七一 語三三三 拾四二二 扶一〇二

青鳧一結送給候ひ畢ぬ、近來の學者一同の御存知に云く、在世滅後異りと雖も、法華を修行するには必ず三學を具す、一を缺ても成せず云々、予又年來此義を存する處、一代聖教は且く之を置く、法華經に入て此義を見聞するに、序正の二段は且く之を置く、流通の一段末法の明鏡、尤も依用と爲すべし、而て流通に於て二あり、一には所謂迹門の中の法師等の五品、二には所謂本門の中の分別功德の半品より經を終まで十一品半なり、此十一品半と五品と合て十六品半、此中に末法に入て法華を修行する相貌分明なり、是に尙事行されば普賢經涅槃經等を引來て之を糾明せんに其隱なきか、其中の分別功德品の四信と五品とは、法華を修行するの大要在世滅後の龜鏡なり、荆谿云く、一念信解とは即ち是本門立行の初なり云々、其中に現在の四信の初の一念佛解と、滅後の五品の第一の初隨喜と此二處は、一同に百界千如一念三千の寶篋、十方三世の諸佛の出門なり、天台妙樂二の聖賢此二處の位を定るに三釋あり、所謂或は相似十信鐵輪

の位、或は觀行の五品の初品の位、未斷見思或は名字即の位なり、止觀に其不定を會して云く、佛意知り難し機に赴いて異説す、此を借て開解せば何ぞ勞しく苦に諍はん云々等、予が意に云く、三釋の中名字即は經文に叶ふか、滅後の五品の初の一品を説て云く、而も毀譬せずして隨喜の心を起すと、若此文相似の五品に渡ば而不毀譬の言便ならざるか、就中壽量品の失心不失心等は皆名字即なり、涅槃經に若信若不信乃至熙連とあり、之を勘よ、又一念信解の四字の中の信の一字は四信の初に居し解の一字は後に奪る、故なり、若爾は無解有信は四信の初位に當る、經に第二信を説て云く略解言趣と云々、記の九に云く、唯初信を除く解なきが故に、隨て次下の隨喜品に至て上の初隨喜を重て之を分明にす、五十人は皆展轉劣なり、第五十人に至て二釋あり、一には謂く第五十人は初隨喜の内なり、二には謂く第五十人は初隨喜の外なり、云は名字即なり、教彌實なれば位彌下りと云ふ釋は此意なり、四味三教より圓教は機を攝し、爾前の圓教より法華經は機を攝し、迹門より本門は機を盡すなり、教彌實位彌下

の六字に心を留て案すべし、問末法に入て初心の行者必ず圓の三學を具するや不や、答て曰く、此義大事たるが故に經文を勘へ出して貴邊に送付す、所謂五品の初の二三品には佛正く戒定の二法を制止して一向に慧の一分に限る、慧又堪ざれば信を以て慧に代へ、信の一字を詮と爲す、不信は一闡提謗法の因、信は慧の因名字即の位なり、天台云く、若相似の益は隔生すれども忘す、名字觀行の益は隔生すれば即ち忘る、或は忘ざるもあり、忘るゝ者も若知識に値ば宿善還て生ず、若惡友に値ば則ち本心を失ふ云々、恐は中古の天台宗の慈覺智證の兩大師も、天台傳教の善知識に違背して心無畏不空等の惡友に遷り、未代の學者慧心の往生要集の序に誑惑せられて法華の本心を失ひ彌陀の權門に入る、退大取小の者なり、過去を以て之を推するに未來無數却を経て三惡道に墮せん、若惡友に値ば則ち本心を失ふとは是なり、問て曰く其證如何、答て曰く、止觀第六に云く、前教の其位を高ふする所以は方便の説なればなり、圓教の位下は眞實の説なればなり、弘決に云く、前教と云より下は正く權實を判す、教彌實

なれば位彌下く教彌權なれば位彌高き故にと、又記の九に云く、位を判ずることを云ば觀境彌深く實位彌下を顯すと云々、他宗は且く之を置く、天台一門の學者等何ぞ實位彌下の釋を閣いて慧心僧都の筆を用るや、善無畏金剛智不空と慈覺智證との事は追て之を習へ、大事なり大事なり、一閻浮提第一の大事なり、心有ん人は聞て後に我を外め、問て云く末初代心の行者何物をか制止するや、答て曰く、檀戒等の五度を制止して、一向に南無妙法蓮華經と稱せしむるを一念信解初隨喜の氣分と爲す、是則ち此經の本意なり、疑て云く此義未だ見聞せず、心を驚かし耳を迷す、明に證文を引て請ふ善に之を示せ、答て曰く、經に云く、我爲に復塔寺を起て及ば僧房を造り四事を以て衆僧を供養することを須すと、此經文明に初心の行者に檀戒等の五度を制止する文なり、疑て云く汝が引く所の經文に但寺塔と衆僧と計を制止して未だ諸の戒等に及ばざるか、答て曰く初を舉て後を略す、問て曰く何を以て之を知ん、答て曰く、次下の第四品の經文に云く、況や復人有て能是經を持ちて兼て布施持戒等を行せんをや云々、經

文分明に初二三品の人には檀戒等の五度を制止し第四品に至て始て之を許す、後に許を以て知ぬ初に制することを、問て曰く經文一往相似たり將又疏釋ありや、答て曰く、汝が尋る所の釋とは月氏の四依の論か將又漢土日本の人師の書か、本を捨てて末を尋ね體を離て影を求め源を忘て流を貴ぶ、分明なる經文を閣きて論釋を請尋ぬ、本經に相違する末釋あらば本經を捨て末釋に付べきか、然と雖も好に隨て之を示さん、文句の九に云く、初心は縁に紛動せられて正業を修するを妨げんことを畏る、直に専ら此經を持つは即ち上供養なり、事を廢して理を存するは所益弘多なりと、此釋に縁と云は五度なり、初心の者が兼て五度を行すれば正業の信を妨ぐるなり、譬ば小船に財を積で海を渡に財と俱に没するが如し、直專持此經と云は一經に互に非ず、専ら題目を持ちて餘文を雜ず、尙一經の讀誦を許さず、何に況や五度をや、廢事存理とは戒等の事を捨て題目の理を專にす云々、所益弘多とは初心の者が諸行と題目とを並行すれば所益全く失ふと云々、文句に云く、問若爾らは經を持は即ち是第一義の戒なり、何が

故ぞ能戒を持つ者と一言や、答ふ、此は初品を明す後を以て難を作べからず等云々、當世の學者此釋を見ずして末代の愚人を以て南岳天台の二聖に同ず、誤の中の誤なり、妙樂重て之を明して云く、問若爾は若事の塔及び色身の骨を須ずば、亦須く事の戒を持つべからざるべし、乃至事の僧を供養することを須ざるや等云々、傳教大師云く、二百五十戒忽に捨畢ぬ、唯教大師一人に限に非ず、鑒眞の弟子如寶道忠並に七大寺等一同に捨畢ぬ、又教大師未來を識て云く、末法の中に持戒の者あらば是怪異なり、市に虎あるが如し、此誰か信すべき云々、問汝何ぞ一念三千の觀門を勸進せずして唯題目計を唱しむるや、答て曰く、日本の二字に六十六國の人畜財を攝盡して一も残さず、月氏の兩字に豈七十箇國なからんや、妙樂の云く略して經題を擧るに玄に一部を收む、又云く、略して界如を擧るに具に三千を攝す、文殊師利菩薩阿難尊者、三會八年の間の佛語之を擧て妙法蓮華經と題し、次下に領解して云く如是我聞と云々、問其義を知ざる人唯南無妙法蓮華經と唱て解義の功德を具するや不や、答ふ、小兒乳を合に其味を知

されども自然に身を益す、耆婆が妙藥誰か辨へて之を服せん、水心なければども火を消し火物を焼く豈覺あらんや、龍樹天台此意なり、重て示すべし、問何が故ぞ題目に萬法を合むや、答ふ章安の云く、蓋し序王とは經の玄意を叙す、玄意は文心を述す、文心は迹本に過たるは莫し、妙樂の云く法華の文心を出して諸教の所以を辨す云々、濁水心無れども月を得て自ら清り、草木雨を得て豈覺ありて花ならんや、妙法蓮華經の五字は經文に非ず其義に非ず唯一部の意のみ、初心の行者其心を知されども而も之を行するに自然に意に當るなり、問汝の弟子一分の解なくして但一口に南無妙法蓮華經と稱する其位如何、答ふ、此人は但四味三教の極位並に爾前の圓人に超過するのみに非ず、將又眞言等の諸宗の元祖畏嚴恩藏宣磨導等に勝れ出ること百千萬億倍なり、請國中の諸人我末弟等を輕すること勿れ、進で過去を尋れば八十萬億劫供養せし大菩薩なり、豈應連一恆の者に非ずや、退て未來を論すれば八十年の布施に超過して五十の功德を備ふべし、天子の襪襪に纏れ大龍の始て生るゝがごとし、蔑如すること勿れ蔑

如すること勿れ、妙樂の云く、若惱亂する者は頭七分に破れ供養すること有ん
 者は福十號に過と、優陀延王は賓豆盧尊者を蔑如して七年の内に身を喪失し、
 相州は日蓮を流罪して百日の内に兵亂に遇り、經に云く、若復是經典を受持す
 る者を見て其過惡を出さん、若は實にもあれ若は不實にもあれ 此人現世に白
 癩の病を得ん乃至諸の惡重病あるべし、又云く當に世々に眼なかるべし等云々、
 明心と圓智とは現に白癩を得、道阿彌は無眼の者と成ぬ、國中の疫病は頭破七
 分なり、罰を以て徳を推するに我門人等は福過十號疑なき者なり、夫人王三十
 代欽明の御宇に始て佛法渡しより以來桓武の御宇に至まで、二十代二百餘年の
 間六宗ありと雖も佛法未だ定らず、爰に延暦年中に一の聖人ありて此國に出現
 せり、所謂傳教大師是なり、此人先より弘通する六宗を糾明して七寺を弟子と
 爲し終に叡山を建て本寺と爲し諸寺を取て末寺と爲す、日本の佛法唯一門なり、
 王法も二に非ず、法定り國清り、其功を論せば源已今當の文より出たり、其後
 弘法慈覺智證の三大師事を漢土に寄て、大日の三部は法華經に勝と謂ひ、剩へ

教大師の削る所の眞言宗の宗の一字之を副て八宗と云々、三人一同に勅宣を申
 し下して日本に弘通し、寺毎に法華經の義を破る、是偏に已今當の文を破らん
 として釋迦多寶十方の諸佛の大怨敵と成ぬ、然て後佛法漸く廢れ王法次第に衰
 へ、天照太神正八幡等の久住の守護神は力を失ひ、梵帝四天は國を去て已に亡
 國と成んとす、情あらん人誰か傷差ざらんや、所詮三大師の邪法の興る所は所
 謂東寺と叡山の總持院と園城寺との三所なり、禁止せずんば國土の滅亡と衆生
 の惡道とは疑なき者か、予粗此旨を勸へ國主に示すと雖も敢て叙用なし、悲べ
 し悲べし、

下山御消息 啓三二一鈔二〇四三語四三拾六三扶二二〇

例時に於ては尤も阿彌陀經を讀るべきか等云々、此事は仰せ候はぬ已前より親父の代官といひ私と申し此四五年が間は、退轉なく例時には阿彌陀經を讀奉り候へしが、去年の春の末夏の始より阿彌陀經を止て、一向に法華經の内自我偈讀誦し候、又同は一部を讀奉らむとはげみ候、これ又偏に現當の御祈禱の爲なり、但し阿彌陀經を止て候事は、此日比日本國に聞えさせ給ふ日蓮聖人、去文永十一年の夏の比、同じ甲州飯野御牧波木井の郷の内身延の嶺と申す深山に御隱居させ給ひ候へば、さるべき人々御法門承はるべきの由候へども御制止ありて入られず、おぼろげの強縁ならではかなひがたく候へしに、有人見參の候と申し候へしかば、信じまゐらせ候はんれうには參り候はず、ものゝ様をも見候はんため、閑所より忍て參り御庵室の後に隠れ、人々の御不審に付てあらあら御法門とさせ給ひ候へき、法華經と大日經華嚴般若深密楞伽阿彌陀經等の經の勝劣淺深等を先として説給へしを承はり候へば、法華經と阿彌陀經等の勝

劣は一重二重のみならず、天地雲泥に候ひけり、譬は帝釋と猿猴と鳳凰と鳥鶴と大山と微塵と日月と螢炬等の高下勝劣なり、彼々の經文と法華經とを引合てたくらべさせ給ひしかば、愚人も辨へつべし白々なり赤々なり、されば此法門は大體人も知り、始ておどろくべきにあらず、又佛法を修行する法は必ず經々の大小權實顯密を辨へき上、よくよく時を知り機を鑑て申べき事なり、而に當世日本國は人毎に阿みだ經並に彌陀の名號等を本として、法華經を忽諸し奉る、世間に智者と仰るゝ人々我も我も時機を知れり知れりと存せられげに候へども、小善を以て大善を打奉り、權經を以て實經を失ふとがは、小善還て大惡となる、藥變して毒となる、親族還て怨敵と成が如し、難治の次第なり、又佛法には賢なる様なる人なれども、時に依り機に依り國に依り先後の弘通に依る事を辨へざれば、身心を苦めて修行すれども驗なき事なり、設一向に小乗流布の國には大乘をば弘通する事はあれども、一向大乘の國には小乗經をあながちにいお事なり、しひてこれを弘通すれば國もわづらひ人も惡道まぬがれがたし、

又初心の人には二法を並て修行せしむる事をゆるさず、月氏の習には一向小乗の寺の者は王路を行ず、一向大乘の僧は左右の路をふむ事なし、井の水河の水同く飲事なし、何に況や一房に栖なんや、されば法華經に初心の一向大乘の寺を佛説給ふに、但大乘經典を受持せんことを樂て乃至餘經の一偈をも受され、又云く又聲聞を求る比丘比丘尼優婆塞優婆夷に親近せざれ、又云く亦問訊せざれ等云々、設親父たれども一向小乗の寺に住する比丘比丘尼をば、一向大乘の寺の子息これを禮拜せず親近せず、何に況や其法を修行せんや、大小兼行の寺は後心の菩薩なり、今日本國は最初に佛法渡り候ひし比は大小兼行にて候へしが、人王四十五代聖武天皇の御宇に、唐の揚州龍興寺の鑑真和尚と申せし人、漢土より我朝に法華經天台宗を渡し給ひて有しが、圓機未熟とやおぼしけん、此法門をば己心に收て口にも出し給はず、大唐の終南山の豐德寺の道宣律師の小乗戒を日本國の三所に建立せり、此偏に法華宗の流布すべき方便なり、大乘出現の後には肩を並て行ぜよとはあらず、例せば儒家の本師たる孔子老子等の三

聖は、佛の御使として漢土に遣されて、内典の初門に禮樂の文を諸人に教たりき、止觀に經を引て云く我三聖を遣して彼震旦を化す等云々、妙樂大師云く禮樂前に馳せ眞道後は啓く云々、佛は大乘の初門に且く小乗戒を説給ひしかども、時すぎぬれば禁て云く、涅槃經に云く、若人有て如來は無常なりと言ん、云何ぞ是人舌墮落せざらん等云々、其後人王第五十代桓武天皇の御宇に傳教大師と申せし聖人出現せり、始には華嚴三論法相俱舍成實律の六宗を習極め給ふのみならず、達磨宗の淵底を探究め給ひ、剩へいまだ日本國に弘通せざる天台眞言の二宗をも尋ね顯して、淺深勝劣を心中に究竟し給へり、去延曆二十一年正月十九日桓武皇帝高雄寺に行幸なり給ひ、南都七大寺の長者善議勤操等の十四人を教大師に召合て、六宗と法華宗との勝劣を糾明せられしに、六宗の碩學宗々毎に我宗は一代超過の由各々に立申されしかども、教大師の一言に萬事破れ畢ぬ、其後皇帝重て口宣す、和氣弘世を御使として諫責せられしかば、七大寺六宗の碩學一同に謝表を奉り畢ぬ、一十四人の表に云く、此界の含靈而今而後悉

く妙圓の船に載り早く彼岸に濟ことを得云々、教大師云く二百五十戒忽に捨畢
 ぬ云々、又云く正像稱過已て末法太だ近にあり、又云く一乘の家には都て權
 を用ず云々、又云く穢食を以て寶器に置こと無れ、又云く、佛世の大羅漢已に
 此呵責を被れり、滅後の小蚊虻何ぞ此に隨はざらん云々、此又私の責にはあら
 ず、法華經には正直に方便を捨て但無上道を説云々、涅槃經には邪見の人等云
 云、邪見方便と申すは、華嚴大日經般若經阿彌陀經等の四十餘年の經々なり、
 捨とは天台の云く廢なり、又云く謗とは背なり、正直の初心の行者の法華經を
 修行する法は、上に擧るところの經々宗々を抛て一向に法華經を行ずるが眞の
 正直の行者にては候なり、而を初心の行者深位の菩薩の様に彼々の經々と法華
 經とを並て行ずれば不正直の者となる、世間の法にも賢人は二君に仕へず貞女
 は兩夫に嫁がすと申す是なり、又私に異義を申すべきにあらす、如來は未來を
 鑑させ給ひて、我滅後正法一千年像法一千年末法一萬年が間、我法門を弘通す
 べき人々並に經々を一々にきりあてられて候、而に此を背く人世に出來せば設

智者賢王なりとも用べからず、所謂我滅後の次の日より正法五百年の間は一向
 小乘經を弘通すべし、迦葉阿難乃至富那奢等の十餘人なり、後の五百年には權
 大乘經の内華嚴方等深密般若大日經觀經阿彌陀經等を、彌勒菩薩文殊師利菩薩
 馬鳴菩薩龍樹菩薩無著菩薩天親菩薩等の四依の大菩薩等の大論師弘通すべしと
 云々、此等の大論師は法華經の深義を知食さざるにあらず、然ども法華經流布
 の時も來らざる上釋尊よりも仰付られざる大法なれば、心には存じて口に宣給
 はず、或時は粗口に轉る様なれども實義をば一向に隠して演給はず、像法一千
 年の内に入ぬれば月氏の佛法漸く漢土日本に渡來る、世尊眼前に藥王菩薩等の
 迹化他方の大菩薩に法華經の半分迹門十四品を讓給ふ、これは又地涌の大菩薩
 末法の初に出現させ給ひて、本門壽量品の肝心たる南無妙法蓮華經の五字を、
 一闍浮提の一切衆生に唱させ給ふべき先序のためなり、所謂迹門弘通の衆は南
 岳天台妙樂傳教等是なり、今の時は世すでに上行菩薩等の御出現の時刻に相當
 れり、而に余愚眼を以てこれを見に先相すでにあらはれたるか、而に諸宗所依

の華嚴大日阿彌陀經等は、其流布の時を論ずれば正法一千年の内後の五百年乃至像法の始の諍論の經々なり、而に人師等經々の淺深勝劣等に迷惑するのみならず、佛の讓狀をもわすれ時機をも勘へず、猥に宗々を構へ像末の行となせり、例せば白田に種を下して玄冬に穀をもとめ、下弦に滿月を期し、夜半に日輪を尋るがごとし、何に況や律宗なむと申す宗は一向小乗なり、月氏には正法一千年の前の五百年の小法、又日本國にては像法の中比法華經天台宗の流布すべき前に且く機を調養せんが爲なり、例せば日出んとて明星前に立ち雨下らんとて雲先おこるが如し、日出で雨下て後の星雲はなにかせん、而に今は時過ぬ、又末法に入て之を修行せば重病に輕藥を授け大石を小船に載るが如し、修行せば身は苦く暇は入て驗なく、華のみ開て菓なからん、故に教大師像法の末に出現して法華經の迹門の戒定慧の三が内其中圓頓の戒壇を叡山に建立し給ひし時、二百五十戒忽に捨畢ぬ、隨て又鑑眞の末の南都七大寺の一十四人三百餘人も加判して大乘の人となり、一國擧て小乗の律儀を捨畢ぬ、其授戒の書を見べし分明なり、

而を今邪智の持齋の法師等昔捨られし小乘經を取出して一戒もたもたぬ名計なる二百五十戒の法師原有て、公家武家を誑惑して國師とのゝしる、剩へ我慢を發て大乘戒の人を破戒無戒とあなづる、例せば狗犬が師子を吠え猿猴が帝釋をあなづるが如し、今の律宗の法師原は、世間の人々には持戒實語の者の様には見ゆれども、其實を論ぜば天下第一の大不實の者なり、其故は彼等が本文とする四分律十誦律等の文は、大小乗の中には一向小乗、小乗の中にも最下の小律なり、在世には十二年の後方等大乘へうつる程の且くのやすめ言滅後には正法の前の五百年は一向小乗の寺なり、此亦一向大乘の寺の毀謗となさんがためなり、されば日本國には像法半に鑑眞和尚大乘の手習とし給ふ、教大師彼宗を破し給ひて人をば天台宗へとりこし宗をば失べしといへども、後に事の由を知しめんがために、我大乘の弟子を遣してたすけおき給ふ、而に今の學者等は此由を知らずして六宗は本より破れずして有とおもへり、墓なし墓なし、又一類の者等天台の才學を以て見れば、我律宗は幼弱なる故に、漸々に梵網經へうつりし結句

は、法華經の大戒を我小律に盗入て、還て圓頓の行者を破戒無戒と咲へば、國主は當時の形貌の貴げなる氣色にたぼらかされ給ひて、天台宗の寺に寄たる田畠等を奪取て彼等にあたへ、萬民は又一向大乘の寺の歸依を抛て彼等にうつる、手づから火をつけざれども日本一國の大乘の寺を焼失ひ、拔目鳥にあらざれども一切衆生の眼を抜ぬ、佛の記し給ふ阿羅漢に似たる闍提とは是なり、涅槃經に云く、我涅槃の後無量百歲に四道の聖人も悉く復涅槃せん、正法滅して後像法の中に於て當に比丘あるべし、像持律に似て少し經を讀誦し、飲食を貪嗜して其身を長養せん、乃至袈裟を服すと雖も猶獵師の細視徐行するが如く猫の鼠を伺ふが如し、外には賢善を示し内には貪嫉を懷き、啞法を受たる婆羅門等の如く、實に沙門に非ずして沙門の像を現じ、邪見熾盛にして正法を誹謗せん等云々、此經文に世尊未來を記し置給ふ、抑釋尊は我等がためには賢父たる上明師なり聖主なり、一身に三徳を備へ給へる佛の佛眼を以て未來惡世を鑑み給ひて記し置給ふ記文に云く、我涅槃の後無量百歲云々、佛滅後二千年已後と見え

ぬ、又四道の聖人も悉く復涅槃せん云々、付法藏の二十四人を指か、正法滅して後等云々、像末の世と聞えたり、當に比丘あるべし像持律に似て等云々、今末法の代に比丘の似像を選び出さば、日本國には誰の人を引出して大覺世尊をば不妄語の人とし奉るべき、俗男俗女比丘尼をば此經文に載たる事なし、但比丘計なり、比丘は日本國に數を知ず、然ども其中に三衣一鉢を身に帶せねば似像と定め難し、唯持齋の法師計相似たり、一切の持齋の中には次下の文に持律と、けり、律宗より外は又脱ぬ、次下の文に少し經を讀誦す云々、相州鎌倉の極樂寺の良觀房にあらすば、誰を指出して經文をたすけ奉るべき、次下の文に、猶獵師の細視徐行するが如く猫の鼠を伺ふが如く、外には賢善を示し内には貪嫉を懷く等云々、兩火房にあらすば誰をか三衣一鉢の獵師伺猫として佛説を信ずべき、哀なる哉、當時の俗男俗女比丘尼等檀那等が山の鹿家の鼠となりて、獵師猫に似たる兩火房に伺はれたばらかされて、今生には守護國土の天照太神正八幡等にすてられ、他國の兵軍にやぶられて、猫の鼠を捺取が如く獵師の鹿

を射死が如し、俗男武士等は射伏切伏られ俗女は捺取られて他國へおもむかん
 王昭君楊貴妃が如くなりて、後生には無間大城に一人もなく趣くべし、而を余
 此事を見る故に、彼檀那等が大惡心をおそれず、強盛にせむる故に、兩火房内
 内諸方に讒言を企て、余が口を塞がんとはげみしなり、又經に云く汝を供養す
 る者は三惡道に墮等云々、在世の阿羅漢を供養せし人尙三惡道まぬかれがたし、
 何に況や滅後の誑惑の小律の法師原をや、小戒の大科をばこれを以て知ぬべし、
 或は又驢乳にも譬たり、還て糞となる、或は狗犬にも譬たり、大乘の人の糞を
 食す、或は猿猴或は瓦礫と云々、然ば時を辨へず機をしらずして小乗戒を持ば
 大乘の障となる、破れば又必ず惡果を招く、其上今の人々小律の者どもは、大
 乗戒を小乗戒に盗入れ驢乳に牛乳を入れて大乘の人をあざむく大偷盜の者大謗法
 の者、其とがを論すれば提婆達多も肩を並ぶたく瞿伽利尊者が足も及ざる閻浮
 第一の大惡人なり、歸依せん國土安穩なるべしや、予此事を見るに自身だにも
 辨へなばさてこそあるべきに、日本國に智者とおぼしき人々一人も知らず、國す

でにやぶれなんとす、其上佛の諫曉を重する上一分の慈悲にもよをされて、國
 に代て身命を捨て申せども、國主等彼にだぼらかされて用る人一人もなし、譬
 へば熱鐵に冷水を投げ睡眠の師子に手を觸が如し、爰に兩火房と申す法師あり、
 身には三衣を皮の如くはなつ事なし、一鉢は兩眼をまほるが如し、二百五十戒
 堅く持ち三千の威儀をととのへたり、世間の無智の道俗國主よりはじめて萬民
 にいたるまで、地藏尊者の伽羅陀山より出現せるか、迦葉尊者の靈山より下來
 するかと疑ふ、余法華經の第五の卷勸持品を拜見し奉れば、末代に入て法華經
 の大怨敵三類あるべし、其第三の強敵は此者かと思畢ぬ、便宜あらば國敵をせ
 めて彼が大慢を倒て佛法の威験をあらはさんと思ふ處に、兩火房常に高座にし
 て歎て云く、日本國の僧尼には二百五十戒、五百戒、男女には五戒八齋戒等を一
 同に持せんとおもふに、日蓮が此願の障となると云々、余案じて云く、現證に
 付て事を切んと思ふ處に、彼常に雨を心に任て下す由披露あり、古も又雨を以
 て得失をあらはす例これ多し、所謂傳教大師と護命と守敏と弘法と等なり、此

に兩火房上より祇雨の御いのりを仰付られたりと云々、此に兩火房祈雨あり、去文永八年六月十八日より二十四日なり、此に使を極樂寺へ遣り、年來の御歎これなり、七日が間に若一雨も下ば御弟子となりて二百五十戒具に持んに、念佛無間地獄と申す事ひがよみなりけりと申すべし、余だにも歸伏し奉らば、我弟子等をはじめて日本國大體かたぶき候ひなんと云々、七日が間に三度の使をつかはす、然どもいかんがしたりけむ一雨も下ざる上、類風颯風旋風暴風等の八風十二時にやむ事なし、剩へ二七日まで一雨も下ず風もやむ事なし、されば此事は何事ぞ、和泉式部と云し色好み、能因法師と申せし無戒の者、此は彼兩火房がいむところの三十一字ぞかし、彼月氏の大盜賊南無佛と稱せしかば天頭を得たり、彼兩火房並に諸僧等の二百五十戒、眞言法華の小法大法、數百人の佛法の靈驗、いかなれば姪女等の誑言大盜人が稱佛には劣んやとあやしき事なり、此を以て彼等が大科をばしらるべきに、さはなくして還て讒言をもちらるゝ、は實とはおぼえず、所詮日本國亡國となるべき期來るか、又祈雨の事はたとひ

雨下せりとも雨の形貌を以て祈者の賢不賢を知事あり、雨種々なり、或は天雨或は龍雨或は修羅雨或は蟲雨或は甘雨或は電雨等あり、今の祈雨は都て一雨も下ざる上二七日が間、前よりはるかに超過せる大旱魃大惡風十二時に止事なし、兩火房眞の人ならば忽に邪見をもひるがへし跡をも山林にかくすべきに、其義なくして面を弟子檀那等にさらす上、剩へ讒言を企て日蓮が頸をさらせまらせんと申し上、あづかる人の國まで狀を申し下して命をたゝんとする大惡人なり、而を無智の檀那等は恃怙して現世には國をやぶり、後生には無間地獄に墮なん事の不便さよ、起世經に云く、諸の衆生ありて放逸を爲し清淨の行を汚すが故に天雨を下さず、又云く、不如法なるあり慳貪嫉妬邪見顛倒せるが故に天則ち雨を下さず、又經律異相に云く、五事ありて雨なし、一二三之を略す、四には兩師姪亂、五には國王理治せず兩師瞋る故に雨らず云々、此等の經文の龜鏡をもて兩火房が身に指當て見よ、少もくもりなからん、一には名は持戒ときこゆれども實には放逸なるか、二には慳貪なるか、三には嫉妬なるか、四には

邪見なるか、五には姪亂なるか、此五にはすぐべからず、又此經は兩火房一人には限べからず、昔をかがみ今をもしれ、弘法大師の祈雨の時二七日の間、一雨もふらざりしもあやしき事なり、而を誑惑の心強盛なりし人なれば天子の御祈雨の雨を盜取て我雨と云々、善無畏三藏金剛智三藏不空三藏の祈雨の時も、小雨は下たりしかとも三師共に大風連々と吹て、勅使をつけてをはれしあさましさと、天台大師傳教大師の須臾と三日が間に帝釋雨を下して小風も吹ざりしは、たとくぞおぼゆるおぼゆる、法華經に云く、或は阿練若に納衣にして空閑に在て乃至利養に貪著するが故に、白衣の與に法を説て世に恭敬せらるゝこと六通の羅漢の如きもの有ん、又云く、常に大衆の中に在て我等を毀んと欲するが故に、國王大臣婆羅門居士及び餘の比丘衆に向て、誹謗して我惡を説き乃至惡鬼其身に入て我を罵詈毀辱せん、又云く、濁世の惡比丘は佛の方便隨宜所説の法を知ずして惡口して鬻聲し、數々擲出せられん等云々、涅槃經に云く、一闍提有て羅漢の像を作し空閑に住し方等大乘經典を誹謗す、諸の凡夫人見已て皆眞の阿

羅漢は大菩薩なりと謂へり等云々、今予法華經と涅槃經との佛鏡をもつて當時の日本國を浮て其影をみるに、誰の僧が國主に六通の羅漢の如くたとまれて、而も法華經の行者を譏言して頸をきらせんとせし、又いづれの僧が萬民に大菩薩とあふがれたる、誰の智者が法華經の故に度々處々を追れ、頸をきられ、弟子を殺され、兩度まで流罪せられて、最後に頸に及ばんとせし、眼なく耳なき人は除く、眼あり耳あらん人は經文を見聞せよ、今の人々は人毎に經文を我もよむ我も信じたりといふ、只にくむところは日蓮計なり、經文を信するならば、慥にのせたる強敵を取出して經文を信じてよむしるしとせよ、若爾ずんば經文の如く讀誦する日蓮をいかれるは經文をいかれるにあらずや、佛の使をころしむるなり、今の代の兩火房が法華經の第三の強敵とならずば、釋尊は大妄語の佛、多寶十方の諸佛は不實の證明なり、又經文まことならば、御歸依の國主は現在には守護の善神にすてられ國は他の有となり後生には阿鼻地獄疑なし、而に彼等が大惡法を尊るゝ故に理不盡の政道出來す、彼國主の僻見の心を推す

るに、日蓮は阿彌陀佛の怨敵、父母の建立の堂塔の讎敵なれば、假令政道をよ
 げたりとも佛意には背かじ天神もゆるし給ふべしとおもはるゝか、はかなしは
 かなし、委細にかたるべけれども此は小事なれば申さず、心有ん者は推て知ぬべ
 し、上に書擧るより雲泥大事なる日本第一の大科、此國に出来して年久くなる
 間、此國既に梵釋日月四大天王等の諸天にも捨られ、守護の諸大善神も還て大
 怨敵となり、法華經守護の梵帝等鄰國の聖人に仰付て日本國を治罰し、佛前の
 誓狀を遂とおぼしめす事あり、夫正像の古は世濁世に入といへども始なりしか
 ば國土もさして亂ず、聖賢も間々出現し福德の王臣も絶ざりしかば政道も曲る
 事なし、萬民も直かりし故に小科を對治せんがために、三皇五帝三王三聖等出
 現して墳典を作て代を治す、世しばらく治たりしかども漸々にすゑになるまゝ
 に、聖賢も出現せず福德の人もすくなければ、三災は多大にして七難先代に超
 過せしかば外典及びがたし、其時治を代て内典を用て世を治す、隨て世且くは
 をさまる、されども又世末になるまゝに人の惡は日々に増長し、政道は月々に

衰滅するかの故に、又三災七難先よりいよいよ増長して、小乗戒等の力驗な
 りしかば、其時治をかへて小乗の戒等を止て大乘を用ゆ、大乘又叶ねば法華經
 の圓頓の大戒壇を叡山に建立して代を治たり、所謂傳教大師日本三所の小乗
 戒並に華嚴三論法相の三大乗戒を破失せし是なり、此大師は六宗をせめ落させ
 給ふのみならず、禪宗をも習極め、剩へ日本國にいまだひろまらざりし法華宗
 眞言宗をも勘出して、勝劣を鏡にかけ顯密の差別黑白なり、然ども世間の疑散
 じがたかりしかば、去延曆年中に御入唐、漢土の人々も他事には賢かりしかど
 も、法華經大日經天台眞言の二宗の勝劣淺深は分明に知せ給はざりしかば、御
 歸朝の後本の御存知の如く、妙樂大師の記の十の不空三藏の改悔の言を含光が
 かたりしを引載て、天台勝れ眞言劣なる明證を依憑集に定給ふ、剩へ眞言宗の
 宗の一字を削り給ふ、其故は善無畏金剛智不空の三人一行阿闍梨をたぼらかし
 て、本はなき大日經に天台已證の一念三千の法門を盜入て、人の珍寶を我有と
 せる大誑惑の者なりと心得給へり、例せば澄觀法師が天台大師の十法成乘の觀

法を華嚴に盜入て、還て天台宗を未教と下せしが如しと御存知ありて、宗の一字を削て叡山は唯七宗たるべしと云々、而を弘法大師と申す天下第一の自讃毀他の大妄語の人、教大師御入滅の後、對論なくして公家をかすめたてまつりて八宗と申し立ぬ、然ども本師の跡を紹繼する人々は叡山は唯七宗にてこそあるべきに、教大師の第三の弟子慈覺大師と、叡山第一の座主義眞和尚の半弟子智證大師と、此二人は漢土に渡り給へし時、日本國にて一國の大事と諍論せし事なれば、天台眞言の碩學等に値給ふ毎に勝劣淺深を尋給ふ、然に其時の明匠等も、或は眞言宗勝れ、或は天台宗勝れ、或は二宗齋等、或は理同事異といへども、俱に慥の證文をば出さず、二宗の學者等併ら胸臆の言なり、然に慈覺大師は學極めずして歸朝して疏十四卷を作れり、所謂金剛頂經の疏七卷蘇悉地經の疏七卷なり、此疏の體たらくは法華經と大日經等の三部經とは理は同く事は異なり等云々、此疏の心は大日經の疏と義釋との心を出すか、なほ不審あきらめがたかりけるかの故に、本尊の御前に疏を指置て、此疏佛意に叶へりやいなや

を祈せいせし處に、夢に日輪を射と云々、うちおどろきて吉夢なり、眞言勝たる事疑なしとおもひて宣旨を申し下す、日本國に弘通せんとし給ひしが、ほどなく疫病やみて四ヶ月と申せしかば跡もなくうせ給ひぬ、而に智證大師は慈覺の御爲にも御弟子なりしかば遺言に任て宣旨を申し下し給ふ、所謂眞言法華齋等なり、譬は鳥の二の翼人の兩目の如し、又叡山も八宗なるべしと云々、此兩人は身は叡山の雲の上に臥といへども心は東寺里中の塵にまじはる、本師の遺跡を紹繼する様にて還て聖人の正義を忽諸し給へり、法華經の於諸經中最在其上の上の字をうちかへして大日經の下に置、先大師の怨敵となるのみならず、存外に釋迦多寶十方分身大日如來等の諸佛の讐敵となり給ふ、されば慈覺大師の夢に日輪を射と見しは是なり、佛法の大科此よりはしまる、日本國亡國となるべき先兆なり、棟梁たる法華經既に大日經の様相となりぬ、王法も下剋上して王位も臣下に隨ふべかりしを、其時又一類の學者ありて堅く此法門を諍論せし上、座主も兩方を兼て事いまだきれざりしかば、世も忽にほろびず有けるか例せば外典に云く、

大國には諍臣七人中國には五人小國には三人諍論すれば、假令政道に謬誤出來すれども國破ず、乃至家に諫子あれば不義におちずと申すが如し、佛家も又是の如し、天台眞言の勝劣淺深事きれざりしかば、少々の災難は出來せしかども、青天にも捨られず黃地にも犯されず、一國の内事にてありし程に、人王七十七代後白河の法皇の御宇に當て、天台座主の明雲、傳教大師の止觀院の法華經の三部を捨て、慈覺大師の總持院の大日經の三部に付給ふ、天台山は名計にて眞言の山になり、法華經の所領は大日經の地となる、天台と眞言と座主と大衆と敵對あるべき序なり、國又王と臣と諍論して王は臣に隨べき序なり、一國亂て他國に破らるべき序なり、然ば明雲は義仲に殺されて、院も清盛にしたがひられ給ふ、然ども公家も叡山も共に此故としらすして、世靜ならずする程に、災難次第に增長して、人王八十二代隱岐の法皇の御宇に至て、一災起ば二災起と申して禪宗念佛宗起合ぬ、善導房は法華經は末代には千中無一とかき、法然は捨閉閣抛と云々、禪宗は法華經を失はんがために教外別傳不立文字とのゝしる、此三の大惡法鼻

を並て一國に出現せしが故に、此國すでに梵釋二天日月四王に捨られ奉り守護の善神も還て大怨敵とならせ給ふ、然ば相傳の所從に責隨られて主上上皇共に夷島に放れ給ひ、御返なくしてむなく島の塵となり給ふ、詮する所は實經の所領を奪取て權經たる眞言の知行となせし上、日本國の萬民等禪宗念佛宗の惡法を用し故に、天下第一先代未聞の下剋上出來せり、而に相州は謗法のの人ならぬ上文武きはめ盡せし人なれば、天許し國主となす、隨て世且く靜なりき、然に又先に王法を失し眞言漸く關東に落下る、存外に崇重せらるゝ故に、鎌倉又還て大謗法一闡提の官僧禪僧念佛僧の檀那と成て、新寺を建立して舊寺を捨る故に、天神は眼を瞋して此國を睨め地神は憤を含て身を震ふ、長星は一天に覆ひ地震は四海を動す、余此等の災天に驚て粗内典五七外典三千等を引見に先代にも希なる天變地天なり、然ども儒者の家には記せざれば知事なし、佛法は自迷なればこそろえず、此災天は、常の政道の相違と世間の謬誤より出來せるにあらず、定て佛法より事起かと勘へなしぬ、先大地震に付て去正嘉元年に書を一卷注したり

しを故最明寺の入道殿に奉る、御尋もなく御用もなかりしかば、國主の御用なき法師なればあやまちたりとも科あらじとやおもひけん、念佛者並に檀那等又さるべき人々も同意したるとぞ聞えし、夜中に日蓮が小庵に數千人押寄て殺害せんとせしかども、いかんがしたりけん其夜の害もまぬがれぬ、然ども心を合たる事なれば、寄たる者も科なくて、大事の政道を破る、日蓮が生たる不思議なりとて伊豆國へ流ぬ、されば人のあまりに、くきには我ほろぶべきとがをもかへりみざるか、御式目をも破るるか、御起請文を見に梵釋四天天照太神正八幡等を書のせたてまつる、余存外の法門を申さば、子細を辨られずば、日本國の御歸依の僧等に召合られて、其になほ事ゆかずば漢土月氏までも尋らるべし、其に叶ずば子細ありなんとて且くまたるべし、子細も辨へぬ人々が身のほろぶべきを指をきて、大事の起請を破る、事心えられず、自讃には似たれども本文に任て申す、余は日本國の人々には上は天子より下は萬民にいたるまで三の故あり、一には父母なり、二には師匠なり、三には主君の御使なり、經に云く即ち如來

の使なり、又云く眼目なり、又云く日月なり、章安大師云く彼が爲に惡を除は則ち是彼が親なり等云々、而に謗法一闡提國敵の法師原が讒言を用て其義を辨ず、左右なく大事たる政道を曲らるゝは、わざとわざはひをまねがるゝか、墓なし墓なし、然に事しづまりぬれば、科なき事は耻かしきかの故に、ほどなく召返されしかども、故最明寺の入道殿も又早くかくれさせ給ひぬ、當御時に成て、或は身に疵をかふり、或は弟子を殺され、或は所々を追ひ、やどをせめしかば、一日片時も地上に栖べき便なし、是に付ても佛は一切世間多怨難信と説置給ひ、諸の菩薩は我不愛身命但惜無上道と誓へり、加刀杖瓦石數數見擲出の文に任て、流罪せられ、刀のさきにかゝりなば、法華經一部よみまゐらせたるにこそとおもひきりて、わざと不輕菩薩の如く、覺德比丘の様に、龍樹菩薩提婆菩薩佛陀密多師子尊者の如く、彌強盛に申しはる、今度法華經の大怨敵を見て、經文の如く父母師匠朝敵宿世の敵の如く散々に責るならば、定て萬人もいかり國主も讒言を収て流罪し頸にも及ばんずらん、其時佛前にして誓狀せし梵釋日

月四天の願をもはたさせたまつり、法華經の行者をあだまんものを須臾ものがさじと起請せしを身に於て、心みん、釋迦多寶十方分身の諸佛の、或は共に宿し、或は衣を覆はれ、或は守護せんと、ねんころに説せ給ひしをも、實か虚言かと知て信心をも増長せんと、退轉なくはげみし程に、案にたがはず、去文永八年九月十二日に都て一分の科もなくして佐土國へ流罪せらる、外には遠流と聞しかども内には頸を切と定め、余又兼て此事を推せし故に、弟子に向て云く、我願既に遂ぬ、悦身に餘れり、人身は受がたくして破やすし、過去遠々却より由なき事には失しかども法華經のため命をすてたる事はなし、我頸を刎られて師子尊者が絶たる跡を繼ぎ、天台傳教の功にも超え、付法藏の二十五人に一を加て二十六人となり、不輕菩薩の行にも越て、釋迦多寶十方の諸佛にいかせんとなげかせまらせんと思し故に、言をもをします已前にありし事後の有べき事の様を平の金吾に申し含ぬ、此語しげれば委細にはかゝず、抑日本國の主となりて萬事を心に任せ給へり、何事も兩方を召合てこそ勝負を決し御成

敗をなす人の、いかなれば日蓮一人に限て諸僧等に召合せずして大科に行るらん、是偏にただ事にあらず、たとひ日蓮は大科の者なりとも國は安穩なるべからず、御式目を見に五十一箇條を立て終に起請文を書載たり、第一第二は神事佛事乃至五十一等云々、神事佛事の肝要たる法華經を手にとぎれる者を、讒人等に召合られずして、彼等が申すまゝに頸に及ぶ、然は他事の中にも此起請文に相違する政道は有らめども、此は第一の大事なり、日蓮がにくさに國をかへ身を失はんとせらるゝか、魯の哀公が忘事の第一なる事を記せらるゝには、移宅に妻をわすると云々、孔子云く、身をわするゝ者あり、國主と成て政道を曲る是なり云々、將又國主は此事を委細には知せ給はざるか、いかに知せ給はずとのべらるゝとも、法華經の大怨敵と成給ひぬる重科は脱るべしや、多寶十方の諸佛の御前にして、教主釋尊の申す口として、末代當世の事を説せ給ひしかば、諸の菩薩記して云く、惡鬼其身に入て我を罵毀辱せん乃至數々擲出せられん等云々、又最勝王經に云く、惡人を愛敬し善人を治罰するに由が故に乃

至他方の怨賊來て國人喪亂に遭ん等云々、たとひ日蓮をば輕賤せさせ給ふとも、
 教主釋尊の金言多寶十方の諸佛の證明は空かるべからず、一切の眞言師禪宗念
 佛者等の謗法の惡比丘をば前より御歸依ありしかども、其大科を知せ給はねば、
 少し天も許し善神もすてざりけるにや、而を日蓮が出現して一切の人を恐す身
 命を捨て指申さば、賢なる國主ならば、子細を聞給ふべきに聞もせず、用られ
 ざるだにも不思議なるに、剩へ頸に及ばむとせし事は存外の次第なり、然は大
 惡人を用る大科、正法の大善人を耻辱する大罪、二惡鼻を並て此國に出現せり、
 譬は修羅を恭敬し日天を射奉るが如し、故に前代未聞の大事此國に起るなり、
 是又前例なきにあらず、夏の桀王は龍蓬が頭を刎ね、殷の紂王は比干が胸をさ
 き、二世王は李斯を殺し、優陀延王は賓頭盧尊者を蔑如し、檀彌羅王は師子尊
 者の頸をきる、武王は慧遠法師と諍論し、憲宗王は白居易を遠流し、徽宗皇帝
 は法道三藏の面に火印をさす、此等は皆諫曉を用ざるのみならず、還て怨を成
 せし人々、現世には國を亡し身を失ひ後生には惡道に墮、是又人をあなづり讒

言を納て理を盡さざりし故なり、而に去文永十一年二月に佐土國より召返され
 て同四月八日に平の金吾に對面して有し時、理不盡の御勘氣の由委細に申し合
 ぬ、又恨らくは此國すでに他國に破ん事にあさましとと歎き申せしかば、金
 吾が云く何の比か大蒙古は寄候べきと問しかば、經文には分明に年月を指たる
 事はなけれども、天の御氣色を拜見し奉るに、以の外に此國を睨させ給ふか、
 今年は一定寄ぬと覺ふ、若寄するならば一人も面を向者あるべからず、此又天
 の責なり、日蓮をばわどのばらが用ぬ者なれば力及ばず、穴賢穴賢、眞言師等
 に調伏行せ給ふべからず、若行するほどならばいよいよ惡かるべき由申し付て
 さて歸てありしに、上下共に先の如く用ざりげに有上、本より存知せり、國恩
 を報せんがために三度までは諫曉すべし、用ずば山林に身を隠さんとおもひし
 なり、又上古の本文にも三度のいさめ用ずば去といふ本文にまかせて且く山中
 に罷入ぬ、其上は國主の用給はざらん其已下に法門申して何かせん、申した
 りとも國もたすかるまじ、人も又佛になるべしとおぼえず、又念佛は無間地

獄阿彌陀經を讀べからずと申す事も私の言にはあらず、夫彌陀念佛と申すは、源釋迦如來の五十餘年の説法の内前四十餘年の内の阿彌陀經等の三部經より出來せり、然ども如來の金言なれば定て眞實にてこそあるらめと信する處に、後八年の法華經の序分たる無量義經に佛法華經を説せ給はんために、先四十餘年の經々並に年紀等を具に數あげて、未顯眞實乃至終不得成無上菩提と若干の經並に法門を唯一言に打消し給ふ事、譬は大水の小火をけし大風の衆の草木の露を落が如し、然て後に正宗の法華經の第一卷に至りて、世尊法久後要當説眞實又云く正直捨方便但説無上道と説給ふ、譬は闇夜に大月輪の出現し、大塔立て後足代を切捨が如し、然て後實義を定て云く、今此三界は皆是我有なり、其中の衆生は悉く是吾子なり、而も今此處は諸の患難多し、唯我一人のみ能救護を爲す、復教詔すと雖も而も信受せず、乃至經を讀誦し書持すること有ん者を見て輕賤憎嫉して結恨を懷かん、其人命終して阿鼻獄に入ん等云々、經文の次第普通の性相の法には似ず、常には五逆七逆の罪人こそ阿鼻地獄とは定て候に、

此はさては候はず、在世滅後の一切衆生、阿彌陀經等の四十餘年の經々を堅く執して法華經へうつらざらんと、たとひ法華經へ入とも本執を捨ずして彼をの經々を法華經に並て修行せん人と、又自執の經々を法華經に勝たりといはん人と、法華經を法の如く修行すとも法華經の行者を耻辱せん者と、此等の諸人を指つめて其人命終入阿鼻獄と定させ給ひしなり、此事はただ釋迦一佛の仰なりとも、外道にあらずば疑べきにてはあらねども、已今當の諸經の説に色をかへて重き事をあらはさんかため、寶淨世界の多寶如來は自らはるる來り給ふて證人とならせ給ひ、釋迦如來の先判たる大日經阿彌陀經念佛等を堅く執して、後の法華經へ入ざらむ人々は入阿鼻獄は一定なりと證明し、又阿彌陀佛等の十方の諸佛は、各々の國々を捨て靈山虛空會に詣で給ひ、寶樹の下に坐して廣長舌を出し大梵天に付給ふこと、無量無邊の虹の虚空に立たらんが如し、心は四十餘年の中の觀經阿彌陀經悲華經等に、法藏比丘等の諸菩薩四十八願等を發て凡夫を九品の淨土へ來迎せんと説事は、且く法華經已前のやすめ言なり、

實には彼々の經々の文の如く十方西方への來迎はあるべからず、實とおもふこと
 となかれ、釋迦佛の今説き給ふが如し、實には釋迦多寶十方の諸佛、壽量品の
 肝要たる南無妙法蓮華經の五字を信ぜしめんが爲に出し給ふ廣長舌なり、我等
 と釋迦佛とは同じ程の佛なり、釋迦佛は天月の如し、我等は水中の影の月なり、
 釋迦佛の本土は實には娑婆世界なり、天月動き給はずば我等もうつるべからず、
 此土に居住して法華經の行者を守護せん事、臣下が主上を仰ぎ奉らんが如く、
 父母の一子を愛するが如くならんと出し給ふ舌なり、其時阿彌陀佛の一二の弟
 子觀音勢至等は、阿彌陀佛の鹽梅なり雙翼なり左右の臣なり兩目の如し、然ば
 極樂世界よりはるばると御供し奉りたりしが、無量義經の時、佛の阿彌陀經等
 の四十八願等は未顯眞實、乃至法華經にて一名阿彌陀と名をあげて、此等の法
 門は眞實ならずと説給ひしかば、實とも覺えざりしに、阿彌陀佛正く來て合點
 し給ひしをうち見て、さては我等が念佛者等を九品の淨土へ來迎の蓮臺と合掌
 の印とは虚しかりけりと聞定て、さては我等も本土に還て何かせんとて、八萬

二萬の菩薩のうちに入、或は觀音品に遊於娑婆世界と申して、此土の法華經の
 行者を守護せんとねんごろに申せしかば、日本國より近き一閻浮提の内南方補
 陀落山と申す小所を、釋迦佛より給ひて宿所と定め給ふ、阿彌陀佛は左右の臣下
 たる觀音勢至に捨られて西方世界へは還り給はず、此世界に留りて法華經の行
 者を守護せんとありしかば、此世界の内欲界第四の兜率天彌勒菩薩の所領の内
 四十九院の一院を給ひて、阿彌陀院と額を打てをはするところうけ給はれ、其上
 阿彌陀經には佛舍利弗に對して凡夫の往生すべき様を説給ふ、舍利弗舍利弗又
 舍利弗と二十餘處までいくばくもなき經によび給ひしかまびすしかりし事ぞ
 かし、然ども四紙の一卷が内すべて舍利弗等の諸の聲聞の往生成佛を許さず、法
 華經に來てこそ始めて華光如來光明如來とは記せられ給ひしか、一閻浮提第一の
 大智者たる舍利弗すら淨土の三部經にて往生成佛の跡をけづる、まして末代の學
 牛羊の如くなる男女彼々の經々にて生死を離なんや、此由を辨へざる末代の學
 者等並に法華經を修行する初心の人々、かたじけなく阿彌陀經を讀み念佛を申

して、或は法華經に鼻を並べ、或は後に此を讀て法華經の肝心とし、功德を阿彌陀經等にあつらへて、西方へ回向し往生せんと思ふは、譬へば飛龍が驢馬を乗物とし師子が野干をたのみたるか、將又日輪出現の後の衆星の光、大雨の盛なる時の小露なり、故に教大師云く、白牛を賜ふ朝には三車を用ず、家業を得る夕には何を除糞を須ん、故に經に云く、正直に方便を捨て但無上道を説、又云く日出ぬれば星隠れ巧を見て拙を知云々、法華經出現の後は已今當の諸經の捨らるゝ事は勿論なり、たとひ修行すとも法華經の所從にてこそあるべきに、今の日本國の人々、導綽が未有一人得者、善導が千中無一、慧心が往生要集の序、永觀が十因、法然が捨閉閣拋等を堅く信じて、或は法華經を抛て一向に念佛を申す者もあり、或は念佛を本として助に法華經を持者もあり、或は彌陀念佛と法華經とを鼻を並て左右に念じて二行と行する者もあり、或は念佛と法華經と一法の二名なりと思て行する者もあり、此等は皆教主釋尊の御座敷の内に居して、師主をば指置奉りて、阿彌陀堂を釋迦如來の御所領の内に國毎に

郷毎に家々毎に並立て、或は一萬二萬或は七萬返或は一生の間一向に修行して、主師親をわすれたるだに不思議なるに、剩へ親父たる教主釋尊の御誕生御入滅の兩日を奪取て、十五日は阿彌陀佛の日八日は藥師佛の日等云々、一佛誕生の兩日を東西二佛の死生の日となせり、是豈不孝の者にあらずや、逆路七逆の者にあらずや、人毎に此重科ありてしかも人毎に我身に科なしとおもへり、無慚無愧の一闡提人なり、法華經の第二の卷に主と親と師との三大事を説給へり、一經の肝心ぞかし、其經文に云く、今此三界は皆是我有なり、其中の衆生は悉く是吾子なり、而も今此處は諸の患難多し、唯我一人のみ能救護を爲す等云々、又此經に背く者を文に説て云く、復教詔すと雖も而も信受せず乃至其人命終して阿鼻獄に入ん等云々、されば念佛者が本師の導公は其中衆生の外か、唯我一人の經文を破て千中無一といへし故に、現身に狂人と成て楊柳に登て身を投げ堅土に落て死にかねて、十四日より二十七日まで十四日が間顛倒狂死し畢ぬ、又眞言宗の元祖善無畏三藏金剛智三藏不空三藏等は、親父を兼たる教主釋尊法

王を立下して大日他佛をあがめし故に、善無畏三藏は閻魔王のせめにあづかるのみならず、又無間地獄に墮ぬ、汝等此事疑あらば眼前に閻魔堂の畫を見よ、金剛智不空の事はしげければかゝず、又禪宗の三階信行禪師は、法華經等の一代聖教をば別教と下す、我作れる經をば普經と崇重せし故に四依の居士の如くなりしかども、法華經の持者の優婆夷にせめられてこえを失ひ、現身に大蛇となり數十人の弟子を吞食ふ、今日本國の人々は、たとひ法華經を持ち釋尊を崇重し奉るとも、眞言宗禪宗念佛者をあがむるならば無間地獄はまぬれがたし、何に況や三宗の者共を日月の如く渴仰し我身にも念佛を事とせむ者おや、心あらん人々は念佛阿彌陀經等をば父母師君宿世の敵よりもいむべきものなり、例せば逆臣が旗をば官兵は指事なし、寒食の祭には火をいむぞかし、されば古の論師天親菩薩は小乘經を舌の上に置じと誓ひ、賢者たりし吉藏大師は法華經をだに讀給はず、此等のもと小乘經を以て大乘經を破失し、法華經を以て天台大師を毀謗し奉りし謗法の重罪を消滅せんがためなり、今日本國の人々は一人も

なく不輕輕毀の如く苦岸勝意等の如く、一國萬人皆無間地獄に墮べき人々ぞかし、佛の涅槃經に記して、末法には法華經誹謗の者は大地微塵よりもおほかるべしと記し給ひし是なり、而に今法華經の行者出現せば、一國萬人皆法華經の讀誦を止て、吉藏大師の天台大師に隨が如く身を肉橋となし、不輕輕毀の還て不輕菩薩に信伏隨從せしが如く仕るとも、一日二日一月二月一年二年一生二生が間には、法華經誹謗の重罪は尙なをし滅しがたかるべき、其義はなくして當世の人々は四衆俱に一慢をおこせり、所謂念佛者は法華經を捨て念佛を申す、日蓮は法華經を持といへども念佛を持たず、我等は念佛を持ち法華經をも信ず、戒をも持ち一切の善を行す等云々、此等は野兎が跡を隠し、金鳥が頭を穴に入れ、魯人が孔子をあなづり、善星が佛をどせしにことならず、鹿馬迷やすく鷹鳩變じがたき者なり、墓なし墓なし、當時は予が古へ申せし事の漸く合かの故に、心中には如何せんとは思ふらめども、年來あまりに法にすぎてをしり惡口せし事が忽に翻りがたくて信ずる由をせず、而も蒙古はつよりゆく、如何せ

んと宗盛義朝が様になげくなり、あはれ人は心はあるべきものかな、孔子は九思一言、周公旦は浴する時は三度にきり食する時は三度吐給ふ、賢人は此の如く用意をなすなり、世間の法にもはふにすぎばあやしめといふぞかし、國を治する人などが、人の申せばとて委細にも尋ずして、左右なく科に行はれしは、あはれくやしがるらん、夏の桀王が湯王に責られ、吳王が越王に生とりにせられし時は、賢者の諫曉を用ざりし事を悔い、阿闍世王が惡瘡身に出で他國に襲はれし時は、提婆を眼に見じ耳に聞しと誓ひ、乃至宗盛がいくさにまけ法華經に生じられて、鎌倉に下されて面をさらされし時は、東大寺を焼拂はせ山王の御輿を射奉りし事を歎しなり、今の世も又一分もたがふべからず、日蓮を賤み諸僧を貴び給ふ故に自然に法華經の強敵となり給ふ事を辨へず、政道に背て行はるゝ間、梵釋日月四天龍王等の大怨敵となり給ふ、法華經守護の釋迦多寶十方分身の諸佛地涌千界迹化他方二聖二天十羅刹女鬼子母神、他國の賢王の身に代入て國主を罰し國をほろぼさんとするを知らず、眞の天のせめてだにもあるな

らば、たとひ鐵圍山を日本國に引回し須彌山を蓋として、十方世界の四天王を集て波際に立並てふせがするとも法華經の敵となり、教主釋尊より大事なる行者を、法華經の第五の卷を以て日蓮が頭を打、十卷共に引散して散々に踏たりし大禍は、現當二世にのがれがたくこそ候はんすらあ、日本守護の天照太神正八幡等もいかでかかゝる國をばたすけ給ふべき、いそぎいそぎ治罰を加て自の科を脱れんとこそはげみ給ふらめ、おそく科に行ふ間、日本國の諸神とも四大天王にいましめられてやあるらん知がたき事なり、教大師云く、竊に以れば菩薩は國の寶なること法華經に載せ、大乘の利他は摩訶衍の説なり、彌天の七難は大乘經に非ずんば何を以てか除ことを爲ん、未然の大災は菩薩僧に非ずんば豈冥滅することを得んや等云々、而を今大蒙古國を調伏する公家武家の日記を見に、或は五大尊、或は七佛藥師、或は佛眼、或は金輪等云々、此等の小法は大災を消べしや、還著於本人と成て國忽に亡びなんとす、或は日吉の社にして法華の護摩を行といへども、不空三藏が悞れる法を本として行ふ間祈禱の儀にあ

らず、又今の高僧等は或は東寺の眞言或は天台の眞言なり、東寺は弘法大師天台は慈覺智證なり、此三人は上に申すが如く大謗法の人々なり、其より巳外の諸僧等は或は東大寺の戒壇の小乗の者なり、叡山の圓頓戒は又慈覺の謗法に曲られぬ、彼圓頓戒も迹門の大戒なれば今の時の機にあたらず、旁叶ふべき事にはあらず、只今國土やぶれなん、後悔さきにたゞし、不便不便と語り給ひしを、千萬が一を書付て參せ候、但し身も下賤に生れ心も愚に候へば、此事は道理かと承まはり候へども、國主も御用なきかの故に鎌倉にては如何が候ひけん不審に覺え候、返す返すも愚意に存じ候は、これ程の國の大事をばいかに御尋もなくして、兩度の御勘氣には行はれけるやらんと聞食しほどかせ給はぬ人々の、或は道理とも或は僻事とも仰あるべき事とは覺え候はず、又此身に阿彌陀經を讀候はぬも、併ら父母の御爲にて候、只理不盡に讀べき由を仰を蒙り候はゞ其時重て申すべく候、いかにも聞食さずしてうしろの推義をなさん人々の仰をば、たとひ身は隨ふ様に候へども心は一向に用まるらせ候まじ、又恐にて候へども

兼てつみしらせまゐらせ候、此御房は唯一人おはします、若やの御事の候はん時は御後悔や候はんずらん、世間の人々の用ねばとは一旦のおろかの事なり、上の御用あらん時は誰人か用ざるべきや、其時は又用たりとも何かせん、人を信じて法を信せず、又世間の人々の思て候は親には子は是非に隨ふべしと、君臣師弟も此の如しと、此等は外典をも辨へず内典をも知ぬ人々の邪推なり、外典の孝經には子は父と臣は君と諍ふべき段もあり、内典には恩を棄て無爲に入は眞實に恩を報ずる者なりと佛定め給ひぬ、悉達太子は閻浮第一の孝子なり、父の王の命を背てこそ父母をば引導し給ひしか、比干が親父紂王を諫曉して胸をほられてこそ賢人の名をば流せしか、賤み給ふとも小法師が諫曉を用ひ給はずば現當の御歎なるべし、此は親の爲に讀まゐらせ候はぬ阿彌陀經にて候へば、いかにも當時は叶べしとはおぼえ候はず、恐々申上候

建治三年六月 日

僧 日 永

稟權出界鈔

啓三三二七鈔三三三六語四四二記下二九拾七二扶一三一

稟權出界鈔 啓三三二七鈔三三三六語四四二記下二九拾七二扶一三一
 御文粗拜見仕り候ひ畢ぬ、御狀に云く、常忍云く、記の九に云く稟權出界名爲
 虛出云々、了性房云く全く以て其釋無し云々、記の九に云く品疏無有虛出より
 昔虛爲實故に至るまでは權を稟て界を出を名て虛出と爲す、三乘は皆三界を出
 すと云こと無し、人天は三途を出んが爲ならずと云こと無し、並に名て虛と爲
 す云々、文句九に云く、虛より出て而も實に入ざる者有ること爲し、故に知ぬ昔
 の虛は實の爲の故なりと云々、壽量品に云く、諸の善男子、如來諸の衆生の小
 法を樂ふ德薄垢重の者を見て乃至以諸衆生乃至未曾暫廢云々、此經文を承て天
 台妙樂は釋せしなり、此經文は初成道の華嚴の別圓乃至法華經の迹門十四品を、
 或は小法と云ひ、或は德薄垢重、或は虛出等と説る經文なり、若然ば華嚴經の
 華嚴宗、深密經の法相宗、般若經の三論宗、大日經の眞言宗、觀經の淨土宗、
 楞伽經の禪宗等の諸經の諸宗は、依經の如く其經を讀誦すとも三界を出ず三途
 を出ざる者なり、何に況や或は彼を實と稱し或は勝る等云々、此人々は天に向

て唾を吐き地を觸で忿を爲す者か、此法門に於ては、如來滅後月氏一千五百餘
 年付法藏の二十四人龍樹天親等知て未だ此を顯さず、漢土一千餘年の餘人も未
 だ之を知ず、但天台妙樂等粗之を演ぶ、然と雖も未だ其實義を顯さざるか、傳
 教大師以て是の如し、今日蓮粗之を勘ふるに法華經の此文を重て涅槃經に演て
 云く、若三法に於て異の想を修する者は、當に知べし是輩は清淨の三歸則ち依
 處なく所有の禁戒皆具足せず、終に聲聞緣覺菩薩の果を證すること能はず云々、
 此經文は正しく法華經の壽量品を顯説せるなり、壽量品は木に譬へ爾前迹門をば
 影に譬る文なり、經文に又之有り、五時八教當分跨節大小の益は影の如し、本
 門の法門は木の如しと云々、又壽量品已前の在世の益は闇中の木影なり、過去
 に壽量品を聞し者の事なり、又不信は謗法に非ずと申す事、又云く不信の者地
 獄に墮すとの事、五の卷に云く疑を生じて信せざらん者は則ち當に惡道に墮べ
 し云々、總て御心へ候へ、法華經と爾前と引向て勝劣淺深を判するに當分跨節
 の事三の様あり、日蓮が法門は第三の法門なり、世間に粗夢の如く一二を申せ

ども第三をば申さず候、第三の法門は天台妙樂傳教も粗之を示せども未だ事畢ず、所詮末法の今に讓與しなり、五五百歳は是なり、但し此法門の御論談は余は承はらず候、彼は廣學多聞の者なり、はゞかりはゞかりみたまたと候ひしかば、此方のまけななども申しつけられなはいかながし候べき、但し彼法師等が彼釋を知候はぬはさてをき候ひぬ、六十卷になしなど申すは天のせめなり、謗法の科の法華經の御使に値て顯れ候なり、又此沙汰の事を定てゆゑありて出來せり、かしまの太田次郎兵衛大進房又本院主もいかにとや申すぞ、よく聞せ給ひ候へ、此等は經文に子細ある事なり、法華經の行者をば第六天の魔王の必ず障べきにて候、十境の中の魔境此なり、魔の習は善を障て惡を造しむるをば悦ぶ事に候、強て惡を造ざる者をば力及ばずして善を造しむ、又二乗の行をなす物をばあながちに怨をなして善をすゝむるなり、又菩薩の行をなす物をば遮て二乗の行をすゝむ、最後に純圓の行を一向になす者をば兼別等に墮すなり、止觀の八等を御らむあるべし、又彼云く止觀の行者は持戒等云々、

文句の九には初二三の行者の持戒をば此をせいす、經文又分明なり、止觀に相違の事は妙樂の問答これあり、記の九を見べし、初隨喜に二あり、利根の行者持戒を兼たり、鈍根は持戒之を制止す、又正像末の不同もあり、攝受折伏の異あり、傳教大師の市の虎の事思ひ合すべし、此より後は下總にては御法門候べからず、了性思念をつめつる上は、他人と御論候はばかへりてあさくなりなり、彼了性と思念とは年來日蓮をそしるとうけ給はる、彼等程の蚊虻の者が、日蓮程の師子王を聞かず見ずして、うはのそらにそしる程のをこじんなり、天台法華宗の者ならば我は南無妙法蓮華經と唱て、念佛など申す者をばあればさる事など申すだにもきくわいなるべきに、其義なき上偶申す人をそしるであらふしきふしき、大進房が事さきさきかきつかはして候やうに、つよづよとかき上申させ給ひ候へ、大進房には十羅刹のつかせ給ひて引かへしさせ給ふとおぼえ候ぞ、又魔王の使者などがつきて候ひけるが、はなれて候とおぼえ候ぞ、惡鬼入其身はよもそら事にては候はじ、事々重く候へども此使いそぎ候

へばよるかきて候ぞ、恐々謹言

十一月一日

日蓮

法華初心成佛鈔 啓二九八七 鈔一八三三 語三四九 拾五三 扶一一三 問て云く、八宗九宗十宗の中に何か釋迦佛の立給へる宗なるや、答て云く、法華宗は釋迦佛の立給へる宗なり、其故は已說今說當說の中には法華經第一なりと説給ふ、是釋迦佛の立給へる處の御語なり、故に法華經をば佛立宗と云ひ又は法華宗と云ふ、又天台宗とも云なり、故に傳教大師の釋に云く、天台所釋の法華の宗は釋迦世尊所立の宗と云へり、法華より外の經には全く已今當の文なきなり、已說とは法華より已前の四十餘年の諸經を云ふ、今說とは無量義經を云ふ、當說とは涅槃經を云ふ、此三說の外に法華經計成佛する宗なりと佛定め給へり、餘宗は佛涅槃し給ひて後或は菩薩或は人師達の建立する宗なり、佛の御定を背て菩薩人師の立たる宗を用べきか、菩薩人師の語を背て佛の立給へる宗を用べきか、又何をも思ひ思ひに我心に任て志あらん經法を持つべきかと思ふ處に、佛是を兼て知召て末法濁惡の世に眞實の道心あらん人々の持べき經を定め給へり、經に云く、法に依て人に依され、義に依て語に依され、知に依て識に依

法華初心成佛鈔

啓二九八七 鈔一八三三 語三四九 拾五三 扶一一三

問て云く、八宗九宗十宗の中に何か釋迦佛の立給へる宗なるや、答て云く、法華宗は釋迦佛の立給へる宗なり、其故は已說今說當說の中には法華經第一なりと説給ふ、是釋迦佛の立給へる處の御語なり、故に法華經をば佛立宗と云ひ又は法華宗と云ふ、又天台宗とも云なり、故に傳教大師の釋に云く、天台所釋の法華の宗は釋迦世尊所立の宗と云へり、法華より外の經には全く已今當の文なきなり、已說とは法華より已前の四十餘年の諸經を云ふ、今說とは無量義經を云ふ、當說とは涅槃經を云ふ、此三說の外に法華經計成佛する宗なりと佛定め給へり、餘宗は佛涅槃し給ひて後或は菩薩或は人師達の建立する宗なり、佛の御定を背て菩薩人師の立たる宗を用べきか、菩薩人師の語を背て佛の立給へる宗を用べきか、又何をも思ひ思ひに我心に任て志あらん經法を持つべきかと思ふ處に、佛是を兼て知召て末法濁惡の世に眞實の道心あらん人々の持べき經を定め給へり、經に云く、法に依て人に依され、義に依て語に依され、知に依て識に依

され、了義經に依て不了義經に依され、此文の心は、菩薩人師の言には依べからず、佛の御定を用よ、華嚴阿含方等般若經等眞言禪宗念佛等の法には依され、了義經を持つべし、了義經と云は法華經を持つべしと云ふ文なり、問て云く、今日本國を見に當時五濁の障重く闢諍堅固にして瞋恚の心猛く嫉妬の思ひ甚し、かゝる國かゝる時には何の經をか弘むべきや、答て云く、法華經を弘むべき國なり、其故は法華經に云く、閻浮提の内に廣く流布せしめて斷絶せざらしめん等云々、瑜伽論には丑寅の隅に大乘妙法蓮華經の流布すべき小國ありと見えたり、安然和尚云く我日本國等云々、天竺よりは丑寅の角に此日本國は當るなり、又慧心僧都の一乘要決に云く、日本一州圓機純一にして朝野遠近同く一乘に歸し緇素貴賤悉く成佛を期せん云々、此文の心は、日本國は京鎌倉筑紫鎮西みちをく遠も近も法華一乘の機のみ有て、上も下も貴も賤も持戒も破戒も男も女も皆おしなべて法華經にて成佛すべき國なりと云ふ文なり、譬は崑崙山に石なく蓬萊山に毒なきが如く、日本國は純に法華經の國なり、而に法

華經は元よりめでたき御經なれば誰か信ぜざると語に云て、而も晝夜朝暮に彌陀念佛を申す人は、藥はめでたしとほめて朝夕毒を服する者の如し、或は念佛も法華經も一なりと言はん人は、石も玉も上臈も下臈も毒も藥も一なりと云はん者の如し、其上法華經を怨み嫉み惡み毀り輕め賤む族のみ多し、經に云く一切世間多怨難信、又云く如來現在猶多怨嫉況滅度後の經文少も違はず當れり、されば傳教大師の釋に云く、代を語は則ち像の終り末の初、地を尋れば唐の東羯の西、人を原れば則ち五濁の生鬪諍の時なり、經に云く猶多怨嫉況滅度後、此言良に以あるなりと、此等の文釋を以て知べし、日本國に法華經より外の眞言禪律宗念佛宗等の經教、山々寺々朝野遠近に弘るといへども、正しく國に相應して佛の御本意に相叶ひ生死を離るべき法にはあらざるなり、問て曰く、華嚴宗には、五教を立て、餘の一切の經は劣れり華嚴經は勝と云ひ、眞言宗には十住心を立て、餘の一切經は顯教なれば劣なり、眞言宗は密教なれば勝たりと云ひ、禪宗には、餘の一切經をば教内と簡て教外別傳不立文字と立て、壁に向て

悟は禪宗獨勝たりと云ひ、淨土宗には正雜二行を立て、法華經等の一切經をば捨閉閣抛し雜行と簡ひ、淨土の三部經を機に叶ひめでたき正行なりと云ふ、各我慢を立て互に偏執を作す、何か釋迦佛の御本意なるや、答て云く、宗々各別に我經こそすぐれたれ餘經は劣れりと云て、我宗吉と云ふ事は唯是人師の言にて佛説にあらず、但し法華經計こそ佛五味の譬を説て五時の教に當て此經の勝たる由を説き、或は又已今當の三説の中に佛になる道は法華經に及ぶ經なしと云ふ事は正き佛の金言なり、然に我經は法華經に勝たり、我宗は法華宗に勝たりと云はん人は、下臘が上臘を凡下と下し、相傳の從者が主に敵對して我下人なりと云んが如し、何ぞ大罪に行なはれざらんや、法華經より餘經を下す事は人師の言にあらず、經文分明なり、譬は國王の萬人に勝たりと名乗り侍の凡下を下臘と云んに何の禍かあるべきや、此經は是佛の御本意なり、天台妙樂の正意なり、問て云く、釋迦一期の説法は皆衆生のためなり、衆生の根性萬差なれば説法も種々なり、何も皆得道なるを本意とす、然ば我有縁の經は人の爲

には無縁なり、人の有縁の經は我爲には無縁なり、故に餘經の念佛によりて得道なるべき者の爲には、觀經等はめでたし法華經等は無用なり、法華によりて成佛得道なるべき者の爲には、餘經は無用なり法華經はめでたし、四十餘未顯眞實と説も、雖示種々道其實爲佛乘と云も、正道捨方便但説無上道と云も、法華得道の機の前の事なりと云ふ事、世こそつてあはれ然るべき道理かなんと思ひ、如何心うべきや、若爾ば大乘小乘の差別もなく權教實教の不同もなきなり、何をか佛の本意と説き、何をか成佛の法と説給へるや、甚だいぶかしいぶかし、答て云く、凡佛の出世は始より妙法を説んと思食しかども、衆生の機縁萬差にしてとのをらざりしかば、三七日の間思惟し、四十餘年の程こしらへおゝせて最後に此妙法を説給ふ、故に若但佛乘を讚せば衆生苦に没在して是法を信すること能はず、法を破して信せざる故に三惡道に墜なんと説き、世尊の法は久して後に要す當に眞實を説給ふべしとも云り、此文の意は始より此佛乘を説んと思食しかども、佛法の氣分もなき衆生は信せずして定て謬を至さ

ん、故に機をひとしなに誘へ給ふほどに、初に華嚴阿舍方等般若等の經を四十餘年の間とき、最後に法華經をとき給ふ時、四十餘年の座席にありし身子目連等の萬二千の聲聞、文殊彌勒等の八萬の菩薩、萬億の輪王等、梵天帝釋等の無量の天人、各爾前に聞し處の法をば、如來の無量の知見を失へりと云云、法華經を聞ては、無上の寶聚求めざるに自ら得たりと悦び給ふ、されば我等昔より來數世尊の説を聞たてまつるに、未だ曾て是の如き深妙の上法を聞ずとも、佛希有の法を説給ふ、昔より未だ曾て聞ざる所なりとも説給ふ、此等の文の心は、四十餘年の程若干の説法を聽聞せしかども、法華經の様なる法をば總てきかず、又佛も終に説せ給はずと法華經を讚たる文なり、四十二年の聽と今經の聽とをばわけたくらぶべからず、然に今經をそれ法華經得道の人の爲にして、爾前得道の者の爲には無用なりと云ふ事大なる誤なり、おのづから四十二年の經の内には一機一縁の爲にしつらふ處の方便なれば、設有縁無縁の沙汰はありとも、法華經は爾前の經々の座にして得益しつる機どもを押ふさねて一

純に調て説給へし間、有縁無縁の沙汰あるべからざるなり、悲哉大小權實みだりがはしく佛の本懷を失ひて、爾前得道の者のためには法華經無用なりと云へる事を能々懐べし恐べし、古の徳一大師と云し人、此義を人にも教へ我心にも存じてさて法華經を讀給ひしを、傳教大師此人を破し給ふ言に、法華經を讀すと雖も還て法華の心を死すと責給ひしかば、徳一大師は舌八にさけて失給ひき、問て云く、天台の釋の中に菩薩處々得入と云ふ文は、法華經は但二乗の爲にして菩薩の爲ならず、菩薩は爾前の經の中にしても得道なると見えたり、若爾は未顯眞實も正直捨方便等も、總じて法華經八卷の内皆以て二乗の爲にして、菩薩は一人も有まじきと意うべきか如何、答て云く、法華經は但二乗の爲にして菩薩の爲ならずと云ふ事、天台より已前唐土に南三七と申して十人の學匠の義なり、天台は其義を破し失て今は弘まらず、若菩薩なしと云ば、菩薩是法を聞て疑網皆已に除と云る、豈是菩薩の得益なしと云はんや、それに尙鈍根の菩薩は二乗とつれて得益あれども、利根の菩薩は爾前の經にて得益すと云ば、利根鈍

根等しく法雨を雨すと説き、一切の菩薩の阿耨多羅三藐三菩提は皆此經に屬せりと説は何に、此等の文の心は、利根にてもあれ鈍根にてもあれ、持戒にてもあれ破戒にてもあれ、貴もあれ賤もあれ、一切の菩薩凡夫二乗は法華經にて成佛得道なるべしと云ふ文なるをや、又法華得益の菩薩は皆鈍根也と云は、普賢文殊彌勒藥王等の八萬の菩薩をば鈍根也と云べきか、其外に爾前の經にて得道する利根の菩薩と云は何様なる菩薩ぞや、抑爾前に菩薩の得道と云は法華經の如き得道にて候か、其ならば法華經の得道にて爾前の得分にあらず、又法華經より外の得道ならば已今當の中には何ぞや、いかさまにも法華經ならぬ得道は當分の得道にて眞實の得道にあらず、故に無量義經には、是故に衆生の得道差別せりと云ひ、又終に無上菩提を成ずるとを得じと云へり、文の心は爾前の經々には得道の差別を説と云へども、終に無上菩提の法華經の得道はなしとこそ佛は説給ひて候へ、問て云く、當時は釋尊入滅の後今に二千二百三十餘年なり、一切經の中に何の經が時に相應して弘まり利生も有べきや、大集經の五箇の五百

歳の中の第五の五百歳に當時はあたれり、其第五の五百歳をば鬪諍堅固白法隱沒と云て、人の心たけく腹あしく貪欲瞋恚強盛なれば、軍合戦のみ盛にして、佛法の中に先々弘りし所の眞言禪宗念佛持戒等の白法は隱沒すべしと佛説き給へり、第一の五百歳第二の五百歳第三の五百歳第四の五百歳を見に、成佛の道こそ未顯眞實なれ、世間の事法は佛の御言一分も違はず、是を以て之を思に當時の鬪諍堅固白法隱沒の金言も違ふ事あらず、若爾は末法には何の法も得益あるべからず。何の佛菩薩も利生あるべからずと見えたり如何、さてもだして何の佛菩薩にもつかへ奉らず、何の法をも行せず、憑方なくして候べきか、後生をば如何が思定め候べきや、答て云く、末法當時は、久遠實成の釋迦佛上行菩薩無邊行菩薩等の弘させ給ふべき法華經二十八品の肝心たる南無妙法蓮華經の七字計、此國に弘りて利生得益もあり、上行菩薩の御利生盛なるべき時なり、其故は經文明白なり、道心堅固にして志あらん人は委く是を尋聞べきなり、淨土宗の人々末法萬年には餘經悉く滅し彌陀一教のみと云ひ、又當今末法是五濁

の惡世、唯淨土の一門のみ有て通入すべき路なりと云て、虚言して大集經に云くと引ども、彼經に都て此文なし、其上あるべき様もなし、佛の在世の御言に、當今末法五濁の惡世には但淨土の一門のみ入べき道なりとは説給ふべからざる道理顯然なり、本經には當來の世經道滅盡し特り此經を留て止住すること百歲ならんと説り、末法一萬年の百歲とは全く見え、然に平等覺經大阿彌陀經を見に、佛滅後一千年の後の百歲とこそ意えられたれ、然に善導が惑へる釋をば尤も道理と人皆思へり、是は諸僻案の者なり、但し心あらん人は世間のことわりをもつて推察せよ、大早魘のあらん時は、大海が先にひるべきか小河が先にひるべきか、佛是を説給ふには法華經は大海なり、觀經阿彌陀經等は小河なり、されば念佛等の小河の白法こそ先にひるべしと經文にも説給ひて候ひぬれ、大集經の五箇の五百歲の中の第五の五百歲白法隱没と云へると、雙觀經に經道滅盡と云へるとは但一つ心なり、されば末法には始より雙觀經等の經道滅盡すと聞えたり、經道滅盡と云るは經の利生の滅すと云ふ事なり、色の經卷有にはよ

るべからず、されば當時は經道滅盡の時に至て二百歲に餘れり、此時は但法華經のみ利生得益あるべし、されば此經を受持して南無妙法蓮華經と唱へ奉るべしと見えたり、藥王品には後の五百歲の中に閻浮提に廣宣流布して斷絶せしむること無んと説給ひ、天台大師は後の五百歲遠く妙道に沾んと釋し、妙樂大師は且く大教の流行すべき時に據と釋して、後五百歲の間に法華經弘りて其後は閻浮提の内に絶失る事あるべからずと見えたり、安樂行品に云く、後の末世の法滅せんと欲せん時に於て斯經典を受持し讀誦せん者、神力品に云く、爾時に佛上行等の菩薩大眾に告給はく、屬累の爲の故に此經の功德を説とも猶盡すと能はじ、要を以て之を言は、如來の一切の所有の法、如來の一切の自在の神力、如來の一切の祕要の藏、如來の一切の甚深の事、皆此經に於て宣示顯説す云々、此等の文の心は、釋尊入滅の後第五の五百歲と説も、末世と云ふも、濁惡世と説も、正像二千年過て末法の始二百餘歳の今時は唯法華經計弘るべしと云ふ文なり、其故は人既にひがみ法も實にしるしなく、佛神の威験もよしと

す、今生後生の祈も叶はず、かゝらん時はたよりを得て天魔波旬亂れ入り、國土常に飢渴して天下も疫癘し、他國侵逼難自界叛逆難とて、我國に軍合戰常に有て後には他國より兵どもおそひ來て此國を責べしと見えたり、此の如き鬪諍堅固の時は、餘經の白法は驗し失せて、法華經の大良藥を以て此大難を治すべしと見えたり、法華經を以て國土を祈らば、上一人より下萬民に至まで悉く悦び榮え給ふべき鎮護國家の大白法なり、但し阿闍世王阿育大王は始は惡王なりしかども、耆婆大臣の語を用ひ夜叉尊者を信じ給ひて後にこそ賢王の名をば留め給ひしか、南三北七を捨て智顛法師を用ひ給ひし陳主、六宗の碩德を捨て最澄法師を用ひ給ひし桓武天皇は、今に賢王の名を留め給へり、智顛法師と云は後には天台大師と號し奉る、最澄法師は後には傳教大師と云ふ是なり、今の國主も又是の如し、現世安穩後生善處なるべき此大白法を信じて國土に弘め給はゞ、萬國に其身を仰がれ後代に賢人の名を留め給ふべし、知ず又無邊行菩薩の化身にてやましますらん、又妙法の五字を弘め給はん智者をば、いかに賤くと

も上行菩薩の化身か、又釋迦如來の御使かと思ふべし、又藥王菩薩藥上菩薩觀音勢至等の菩薩は正像二千年の御使なり、此等の菩薩達の御番は早過たれば上古の様に利生あるまじきなり、されば當世の祈を御覽せよ、一切叶はざる者なり、末法今の世の番衆は上行無邊行等にておはしますなり、此等を能々明め信じてこそ、法の驗も佛菩薩の利生も有べしとは見えたれ、譬はよき火打とよき石のかどとよきほくちと此三寄合て火を用るなり、祈も又是の如し、よき師とよき檀那とよき法と此三寄合て祈を成就し國土の大難をも拂ふべき者なり、よき師とは、指たる世間の失なくして聊のへつらふことなく少欲知足にして、慈悲あらん僧の、經文に任せて法華經を讀持て人をも勸めて持たせん僧をば、佛は一切の僧の中に吉第一の法師なりと讚られたり、吉檀那とは、貴人にもよらず賤人をもにくまず、上にもよらず下をもいやしまず、一切の人をば用ずして、一切經の中に法華經を持ん人をば、一切の人の中に吉人なりと佛は説給へり、吉法とは此法華經を最爲第一の法と説れたり、已説の經の中にも今説の經の中にも

當説の經の中にも此經第一と見えて候へば吉法なり、禪宗眞言宗等の經法は第二第三なり、殊に取分て申せば眞言の法は第七重の劣なり、然に日本國には第二第三乃至第七重の劣の法をもつて御祈禱あれども未だ其證據をみず、最上第一の妙法をもつて御祈禱あるべきか、是を正直捨方便但説無上道、唯此一事實と云へり、誰か疑をなすべきや、問て云く、無智の人來て生死を離るべき道を問ん時は何の經の意をか説べき、佛如何が教へ給へるや、答て云く、法華經を説べきなり、所以に法師品に云く、若人有て何等の衆生か未來世に於て當に作佛することを得べきと問ば、應に示すべし是諸人等未來世に於て必ず作佛すること得んと云々、安樂行品に云く、難問する所あらば小乗の法を以て答され、但大乘を以て爲に解説せよ云々、此等の文の心は何なる衆生か佛になるべきと問はば、法華經を受持し奉らん人必ず佛になるべしと答ふべきなり、是佛の御本意なり、之に付て不審あり、衆生の根性區にして、念佛を聞んと願ふ人もあり、法華經を聞んと願ふ人もあり、念佛を聞んと願ふ人に法華經を説て聞せんは何の得益

かあるべき、又念佛を聞んが爲に請じたらん時にも強て法華經を説べきか、佛の説法も機に隨て得益有をこそ本意とし給ふらんと不審する人あらば云べし、元より末法の世には無智の人に、機に叶ひ叶はざるを顧みず、但強て法華經の五字の名號を説て持たすべきなり、其故は釋迦佛昔不輕菩薩と云はれて、法華經を弘め給ひしには、男女尼法師がおしなべて用ひざりき、或は罵られ毀られ、或は打れ追はれ、或は怨まれ嫉まれ給ひしかども、少もこりもなくして強て法華經を説給ひし故に今の釋迦佛となり給ひしなり、不輕菩薩を罵りまゐらせし人は口もゆがまず、打奉りしかいなもすくまず、付法藏の師子尊者も外道に殺されぬ、又法道三藏も火印を面にあてられて江南に流され給ひしぞかし、まして末法にかひなき僧の法華經を弘めんにはかゝる難あるべしと經文に正しく見えたり、されば人は是を用ひず機に叶はずと云へども強て法華經の五字の題名を聞すべきなり、是ならてば佛になる道はなきが故なり、又或人不審して云く、機に叶はざる法華經を強て説て謗せさせて惡道に人を墮さんよりは、機に叶へる念佛を説

て發心せしむべし、利益もなく謗せさせて返て地獄に墮さんは法華經の行者にもあらず、邪見の人にてこそあるらめと不審せば云べし、經文には何體にもあれ未法には強て法華經を説べしと佛の説給へるをば、さていかか心うべく候や、釋迦佛不輕菩薩天台妙樂傳教等はさて邪見の人外道にておはしまし候べきか、又惡道にも墮ず三界の生を離たる二乗と云ふ者をは、佛のの給はく、設ひ犬野干の心をは發すとも二乗の心をもつべからず、五逆十惡を作て地獄には墮とも二乗の心をはもつべからずなると禁められしぞかし、惡道におちざる程の利益は争か有べきなれども、其をば佛の御本意とも思食さず、地獄には墮とも佛になる法華經を耳にふれぬれば是を種として必づ佛になるなり、されば天台妙樂も此心を以て強て法華經を説べしとは釋し給へり、譬は人の地に依て倒たる者の返て地をおさへて起が如し、地獄には墮れども疾浮で佛になるなり、當世の人何となくとも法華經に背く失に依て地獄に墮ん事疑なき故に、とてもかくても法華經を強て説聞すべし、信せん人は佛になるべし、謗せん者は毒鼓の縁となつて

佛になるべきなり、何にとしても佛の種は法華經より外になきなり、權教も佛になる由だにあらば、なにしにか佛は強て法華經を説て謗するも信するも利益あるべしと説、我不愛身命とは仰せらるべきや、よくよく此等を道心ましまさん人は御心得あるべきなり、問て云く、無智の人も法華經を信じたらば即身成佛すべきか、又何の淨土に往生すべきや、答て云く、法華經を持においては深く法華經の心を知り、止觀の坐禪をし、一念三千十境十乘の觀法をこらさん人は、實に即身成佛し、解を開く事もあるべし、其外に法華經の心をもしらず無智にしてひら信心の人は淨土に必ず生べしと見えたり、されば生十方佛前と説き、或は即往安樂世界と説き、是法華經を信する者の往生すと云ふ明文なり、之に付て不審あり、其故は我身は一にして十方の佛前に生べしと云こと心得られず、何にてもあれ一方に限べし、正に何の方をか信じて往生すべきや、答て云く、一方にさだめずして十方と説は最もいはれあるなり、所以に法華經を信する人の一期終る時には、十方世界の中に法華經を説ん佛のみもとに生べ

きなり、餘の華嚴阿含方等般若經を説く淨土へは生べからず、淨土十方に多くして、聲聞の法を説く淨土もあり、辟支佛の法を説く淨土もあり、或は菩薩の法を説く淨土もあり、法華經を信する者は、此等の淨土には一向生れずして、法華經を説給ふ淨土へ直に往生して、座席に列て法華經を聽聞して、やがてに佛になるべきなり、然に今世にして法華經は機に叶はずと云うとめて、西方淨土にて法華經をさとりべしと云はん者は、阿彌陀の淨土にても法華經をさとりべからず、十方の淨土にも生べからず、法華經に背く咎重が故に永く地獄に墮べしと見えたり、其人命終入阿鼻獄と云へる是なり、問て云く、即往安樂世界阿彌陀佛と云々、此文の心は、法華經を受持し奉らん女人は阿彌陀佛の淨土に生べしと説給へり、念佛を申しても阿彌陀の淨土に生べしと云ふ、淨土既に同じ、念佛も法華經も等と心え候べきか如何、答て云く、觀經は權教なり、法華經は實教なり、全く等しかるべからず、其故は佛世に出させ給て四十餘年の間多の法を説給ひしかども、二乗と惡人と女人とをば簡ひはてられて、成佛すべし

とは一言も仰せられざりしに、此經にこそ敗種の二乗も三逆の調達も五障の女人も佛になるとは説給ひ候へつれ、其旨經文に見えたり、華嚴經には女人は地獄の使なり、能佛の種子を斷ず、外面は菩薩に似て内心は夜叉の如しと云へり、銀色女經には三世の諸佛の眼は拔て大地に落とも、法界の女人は永く佛になるべからずと見えたり、又經に云く女人は大鬼神なり、能一切の人を喰ふと、龍樹菩薩の大論には一度女人を見れば永く地獄の業を結と見えたり、されば實にてや有けん、善導和尚は謗法なれども女人をみずして一期生と云はれたり、又業平が歌にも、葎をいてあれたるやどのうれたきはかりにも鬼のすだくなりけり、と云ふも女人をば鬼とよめるにこそ侍れ、又女人には五障三従と云ふ事有が故に罪深しと見えたり、五障とは、一には梵天王、二には帝釋、三には魔王、四には轉輪聖王、五には佛にならずと見えたり、又三従とは、女人の幼き時は親に從て心にまかせず、人となりては男に從て心にまかせず、年よりぬれば子に從て心にまかせず、加様に幼き時より老耄に至まで三人に從て心にまかせず、

思ふ事をもいはず、見たき事をもみず、聽聞したき事をもきかず、是を三從とは説なり、されば榮啓期が三樂を立たるにも、女人の身と生れざるを一の樂といへり、加様に内典外典に嫌はれたる女人の身なれども、此經を讀ねどもかねども、身と口と意とにうけ持て、殊に口に南無妙法蓮華經と唱へ奉る女人は、在世の龍女、曇華、彌耶、輸陀、羅女の如に、やすやすと佛になるべしと云ふ經文なり、又安樂世界と云は、一切の淨土をば皆安樂と説なり、又阿彌陀と云も觀經の阿彌陀にはあらず、所以に觀經の阿彌陀佛は、法藏比丘の阿彌陀、四十八願の主、十却成道の佛なり、法華經にも迹門の阿彌陀は、大通智勝佛の十六王子の中の第九の阿彌陀にて法華經大願の主の佛なり、本門の阿彌陀は釋迦分身の阿彌陀なり、隨て釋にも須く更に觀經等を指べからずと釋し給へり、問て云く、經に難解難入と云へり、世間の人此文を引て法華經は機に叶はずと申し候は道理と覺え候は如何、答て云く謂なき事なり、其故は此經を能も心えぬ人の云ふ事なり、法華より已前の經は解り難く入り難し、法華の座に來ては解り易く入

易しと云ふ事なり、されば妙樂大師の御釋に云く、法華已前は不了義なるが故に難解と云ふ、即ち今の教には咸く皆實に入を指す故に易知と云ふ、此文の心は法華より已前の經にては機つたなくして解り難く入り難し、今の經に來ては機賢く成て解り易く入り易しと釋し給へり、其上難解難入と説れたる經が機に叶はずば、先念佛を捨させ給ふべきなり、其故は雙觀經に難中之難無過此難と説き、阿彌陀經には難信之法と云へり、文の心は此經を受持ん事は難が中の難なり、此に過たる難はなし、難信の法なりと見えたり、問て云く、經文に四十餘年未だ眞實を顯さずと云ひ、又無量無邊不可思議阿僧祇劫を過るとも終に無上菩提を成ずることを得じと云へり、此文は何體の事にて候や、答て云く、此文の心は、釋迦佛一期五十年の説法の中に、始の華嚴經にも眞實をとかず、中の方等般若にも眞實をとかず、此故に禪宗念佛戒等を行する人は、無量無邊劫をば過とも佛にならじと云ふ文なり、佛四十二年の歲月を経て後法華經を説給ふ文には、世尊の法は久して後に要す當に眞實を説給ふべしと仰せられし

かは、舍利弗等の千二百の羅漢、萬二千の聲聞、彌勒等の八萬人の菩薩、梵王帝釋等の萬億の天人、阿闍世王等の無量無邊の國王、佛の御言を領解する文には、我等昔より已數世尊の説を聞かてまつるに未だ曾て是の如き深妙の上法を聞かずと云て、我等佛に離れ奉らずして四十二年若干の説法を聽聞しつれども、いまだ是の如く貴き法華經をばさかずと云へる此等の明文をば、いかゞ心えて世間の人は法華經と餘經と等しく思ひ、剩へ機に叶はねば闇の夜の錦ごぞの磨なんと云ひて、適持人を見ては賤み輕め惡み嫉み口をすくめなんとする、是併ながら謗法なり、爭か往生成佛もあるべきや、必ず無間地獄に墮べき者と見えたり、問て云く、凡佛法を能心得て佛意に叶へる人をば世間には是を重んじ一切是を貴む、然に當世法華經を持つ人々をば、世こそつて惡み嫉み輕め賤み、或は所を追ひ出し、或は流罪し、供養をなすまでは思もよらず、怨敵の様ににくまるゝは、いかさまにも心わろくして佛意にもかなはず、ひがさまに法を心得たるなるべし、經文には如何が説たるや、答て云く、經文の如くならば、末法の

法華經の行者は人に惡まるゝ程に持を實の大乗の僧とす、又經を弘めて人を利益する法師なり、人に吉と思はれ人の心に隨て貴と思はれん僧をば、法華經のかたき世間の惡智識なりと思へし、此人を經文には獵師の目を細めにして鹿をねらひ、猫の爪を隠して鼠をねらふが如くにして、在家の俗男俗女の檀那をへつらひいつはりたぼらかすべしと説給へり、其上勸持品には法華經の敵人三類を擧られたるに、一には在家の俗男俗女なり、此俗男俗女は法華經の行者を憎み罵り打はりきり殺し、所を追ひ出し、或は上へ譏奏して遠流し、なさけなくあだむ者なり、二には出家の人なり、此人は慢心高して内心には物も知ざれども、智者げにもてなして世間の人に學匠と思はれて、法華經の行者を見ては怨み嫉み輕め賤み犬野干よりもわろきやうを人に云うとめ、法華經をば我一人心得たりと思者なり、三には阿練若の僧なり、此僧は極て貴き相を形に顯し、三衣一鉢を帶して、山林の閑なる所に籠り居て、在世の羅漢の如く諸人に貴まれ、佛の如く萬人に仰がれて、法華經を説の如に讀持ち奉らん僧を見ては憎み嫉んで云

く、大愚癡の者大邪見の者なり、總て慈悲なき者外道の法を説なると云ん、上一人より仰で信を取せ給はゞ其已下萬人も佛の如に供養をなすべし、法華經を説の如くよみ持人人は、必ず此三類の敵人に怨まるべきなりと佛説給へり、問て云く、佛の名號を持つ様に法華經の名號を取分て持べき證據ありや如何、答て云く、經に云く、佛諸の羅刹女に告給はく、善哉善哉汝等但能法華の名を受持する者を擁護せん福量るべからずと云々、此文の意は十羅刹の法華の名を持つ人を護らんと誓言を立給ふを、大覺世尊讚て言く、善哉善哉汝等南無妙法蓮華經と受持ん人を守らん功德、いくら程とも計がたくめでたき功德なり神妙なりと仰せられたる文なり、是我等衆生の行住坐臥に南無妙法蓮華經と唱ふべしと云ふ文なり、凡妙法蓮華經とは、我等衆生の佛性と、梵王帝釋等の佛性と、舍利弗目連等の佛性と、文殊彌勒等の佛性と、三世の諸佛の解の妙法と、一體不二なる理を妙法蓮華經と名たるなり、故に一度妙法蓮華經と唱れば、一切の佛、一切の法、一切の菩薩、一切の聲聞、一切の梵王帝釋閻魔法王日月衆星天

神地神乃至地獄餓鬼畜生修羅人天一切衆生の心中の佛性を、唯一音に喚顯し奉る功德無量無邊なり、我已心の妙法蓮華經を本尊とあがめ奉りて、我已心中の佛性、南無妙法蓮華經とよびよばれて顯れ給ふ處を佛とは云なり、譬は籠の中の鳥なけば空とぶ鳥のよばれて集るが如し、空とぶ鳥の集れば籠の中の鳥も出んとするが如し、口に妙法をよび奉れば我身の佛性もよばれて必ず顯はれ給ふ、梵王帝釋の佛性はよばれて我等を守り給ふ、佛菩薩の佛性はよばれて悦び給ふ、されば若暫も持つ者は我則ち歡喜す諸佛も亦然なりと説給ふは此心なり、されば三世の諸佛も妙法蓮華經の五字を以て佛に成給ひしなり、三世諸佛の出世の本懷一切衆生皆成佛道の妙法と云は是なり、是等の趣を能々心得て、佛になる道には、我慢偏執の心なく南無妙法蓮華經と唱へ奉るべき者なり

本尊問答鈔 啓二〇三七鈔九四註一〇三八音下九語二三記上三拾三四扶七九

問て云く未代惡世の凡夫は何物を以て本尊と定べきや、答て云く法華經の題目を以て本尊とすべし、問て云く何の經文何の法師の釋にか出たるや、答ふ、法華經の第四法師品に云く、藥王在在處處に若は説き若は讀み若は誦し若は書き若は經卷所住の處には、皆應に七寶の塔を起て極て高廣嚴飾ならしむべし、復舍利を安することを須され、所以は何、此中には已に如來の全身有す等云々、涅槃經第四如來性品に云く、復次に迦葉諸佛の師とする所は所謂法なり、是故に如來恭敬供養す、法常なるを以ての故に諸佛も亦常なり、天台大師法華三昧に云く、道場の中に於て好高座を敷き、法華經一部を安置し、亦必ずしも須く形像舍利並に餘の經典を安すべからず、唯法華經一部を置く等云々、疑て云く、天台大師の摩訶止觀第二四種三昧の御本尊は阿彌陀佛なり、不空三藏の法華經の觀智の儀軌は釋迦多寶を以て法華經の本尊とせり、汝何ぞ此等の義に相違するや、答て云く、是私の義にあらず、上に出すところの經文並に天台大師の御

釋なり、但し摩訶止觀の四種三昧の本尊は阿彌陀佛とは、彼常坐常行非行非坐の三種の本尊は阿彌陀佛なり、文殊問經般舟三昧經請觀音經等による、是は爾前の諸經の内未顯眞實の經なり、半行半坐三昧には二あり、一には方等經の七佛八菩薩等を本尊とす、彼經による、二には法華經の釋迦多寶等を引奉れども、法華三昧と云ふ一卷の書を以て案ずるに法華經を本尊とすべし、不空三藏の法華儀軌は寶塔品の文によれり、此は法華經の教主を本尊とす、法華經の行者の正意にはあらず、上に擧る所の本尊は、釋迦多寶十方の諸佛の御本尊法華經の行者の正意なり、問て云く、日本國に十宗あり、所謂俱舍成實律法相三論華嚴眞言淨土禪法華宗なり、此宗は皆本尊まちまちなり、所謂俱舍成實律の三宗は劣應身の小釋迦なり、法相三論の二宗は大釋迦佛を本尊とす、華嚴宗は臺上のるさな報身の釋迦如來、眞言宗は大日如來、淨土宗は阿彌陀佛、禪宗にも釋迦を用たり、何ぞ天台宗に法華經を本尊とするや、答ふ、彼等は佛を本尊とするに是は經を本尊とす、其義あるべし、問ふ其義如何、佛と經といづれか勝たる

や、答て云く、本尊は勝たるを用べし、例せば儒家には三皇五帝を用て本尊とするが如く、佛家にも又釋迦を以て本尊とすべし、問て云く、然ば汝云何を釋迦を以て本尊とせずして法華經の題目を本尊とするや、答ふ、上に擧るところの經釋を見給へ、私の義にはあらず、釋尊と天台とは法華經を本尊と定給へり、未代今の日蓮も佛と天台との如く法華經を以て本尊とするなり、其故は法華經は釋尊の父母諸佛の眼目なり、釋迦大日總して十方の諸佛は法華經より出生し給へり、故に今能生を以て本尊とするなり、問其證據如何、答ふ、普賢經に云く、此大乘經典は諸佛の寶藏なり、十方三世の諸佛の眼目なり、三世の諸の如來を出生する種なり等云々、又云く、此方等經は是諸佛の眼なり、諸佛は是に因て五眼を具することを得給へり、佛の三種の身は方等より生ず、是大法印にして涅槃海を印す、此の如き海中より能三種の佛の清淨の身を生ず、此三種の身は人天の福田應供の中の最なり等云々、此等の經文、佛は所生法華經は能生佛は身なり法華經は神なり、然ば則ち木像畫像の開眼供養は唯法華經にかざるべし、而に今木畫の二像をまうけて大日佛眼の印と眞言とを以て開眼供養をなすはともに逆なり、問て云く、法華經を本尊とすると大日如來を本尊とするといづれか勝るや、答ふ、弘法大師慈覺大師智證大師の御義の如くならば大日如來はすぐれ法華經は劣なり、問其義如何、答ふ、弘法大師の祕藏寶鑰十住心に云く、第八法華第九華嚴第十大日經等云々、是は淺より深に入る、慈覺大師の金剛頂經疏蘇悉地經疏智證大師の大日經旨歸等に云く、大日經第一法華經第二等云々、問汝が意如何、答ふ、釋迦如來多寶佛總して十方の諸佛の御評定に云く、已今當の一切經の中に法華經最も爲第一なり云々、問今日本國中の天台眞言等の諸僧並に王臣萬民疑て云く、日蓮法師めは弘法慈覺智證大師等に勝べきか如何、答ふ、日蓮反詰して云く、弘法慈覺智證大師等は釋迦多寶十方の諸佛に勝べきか、是一、今日本の國王より民までも教主釋尊の御子なり、釋尊の最後の御遺言に云く、法に依て人に依され等云々、法華最第一と申すは法に依なり、然に三大師等に勝べしやとの給ふ諸僧王臣萬民乃至所從牛馬等にいたるまで不

然に三大師等に勝べしやとの給ふ諸僧王臣萬民乃至所從牛馬等にいたるまで不

孝の子にあらずや、是二、問弘法大師は法華經を見給はずや、答ふ、弘法大師も一切經を讀給へり、其中に法華經華嚴經大日經の淺深勝劣を讀給ふに、法華經を讀給ふ様に云く文殊師利此法華經は諸佛如來秘密の藏なり、諸經の中に於ても其下に在り、又讀給ふ様に云く、藥王今汝に告ぐ、我所説の諸經あり而も此經の中に於て法華最も第三なり云々、又慈覺智證大師の讀給ふ様に云く、諸經の中に於て最も其中に在り、又最も爲第二等云々、釋迦如來多寶佛大日如來一切の諸佛、法華經を一切經に相對して説ての給はく法華最第一、又説て云く法華最も其上に在り云々、所詮釋迦十方の諸佛と慈覺弘法等の三大師といづれを本とすべきや、但し事を日蓮によせて釋迦十方の諸佛には永く背て三大師を本とすべきか如何、問弘法大師は讚岐國の人勤操僧正の弟子なり、三論法相の六宗を極む、去延曆二十三年五月桓武天皇の勅宣を帶て漢土に入り順宗皇帝の勅に依りて青龍寺に入て、慧果和尚に眞言の大法を相承し給へり、慧果和尚は大日如來よりは七代になり給ふ、人はかはれども法門はおなじ、譬は瓶の水を猶瓶

にうつすがごとし、大日如來と金剛薩埵龍猛龍智金剛智不空慧果弘法との瓶は異れども所傳の智水は同じ眞言なり、此大師彼眞言を習て三千の波濤をわたりて日本國に付給ひ、平城嵯峨淳和の三帝にさづけ奉る、去弘仁十四年正月十九日に東寺を建立すべき勅を給ひて眞言の祕法を弘通し給ふ、然ば五畿七道六十餘箇國二の島にいたるまでも、鈴をとり杵をにぎる人たれかこの末流にあらずや、又慈覺大師は下野國の人廣智菩薩の弟子なり、大同三年御年十五にして傳教大師の御弟子となりて、叡山に登て十五年の間六宗を習ひ法華眞言の二宗を習傳へ、承和五年御入唐、漢土の會昌天子の御宇なり、法全元政義眞法月宗叡志遠等の天台眞言の碩學に値奉りて顯密の二道を習極め給ふ、其上殊に眞言の祕教は十年の間功を盡し給ふ、大日如來よりは九代なり、嘉祥元年仁明天皇の御師と成給ひしなり、仁壽齋衡に金剛頂經蘇悉地經の二經の疏を造り、叡山に總持院を建立して第三の座主となり給ふ、天台の眞言これよりはじまる、又智證大師は讚岐國の人天長四年御年十四叡山に登り義眞和尚の御弟子となり給

ふ、日本國にては義真慈覺圓澄別當等の諸徳に入宗を習傳へ、去仁壽元年に文德天皇の勅を給ひて漢土に入、宣宗皇帝の大中年中に法全良諤和尚等の諸大師に七年の間顯密の二教を習極め給ひて、去天安二年に御歸朝、文德清和等の皇帝の御師なり、何も現の爲當の爲月の如く日の如く、代々の明主時々の臣民信仰餘あり歸依怠なし、故に愚痴の一切偏に信するばかりなり、誠に依法不依人の金言を背かざるの外は、争か佛によらずして弘法等の入によるべきや、所詮其心如何、答ふ、夫教主釋尊の御入滅一千年の間月氏に佛法の弘通せし次第は、先五百年は小乗、後の五百年は大乗、小大權實の諍はありしかども顯密の定はかすかなりき、像法に入て十五年と申せしに漢土に佛法渡る、始は儒道と釋教と諍論して定めがたかりき、されども佛法やうやく弘通せしかば小大權實の諍論いできたる、されどもいたくの相違もなかりしに、漢土に佛法渡りて六百年玄宗皇帝の御宇に、善無畏金剛智不空の三三藏月氏より入給ひて後真言宗を立しかば、華嚴法華等の諸宗は以ての外にくたされき、上一人より下萬民に至まで

眞言には法華經は雲泥なりと思しなり、其後德宗皇帝の御宇に妙樂大師と申す人眞言は法華經にあながちをとりたりとおぼしめしかども、いたく立申さるる事もなかりしかば、法華眞言の勝劣を辨へる人なし、日本國は人王三十代欽明の御時百濟國より佛法始て渡たりしかども、始は神と佛との諍論こわくして三十餘年はすぎにき、三十四代推古天皇の御宇に聖德太子始て佛法を弘通し給ふ、慧觀々勒の二の上人百濟國よりわたりて三論宗を弘め、孝徳の御宇に道昭禪宗をわたす、文武の御宇に新羅國の智鳳法相宗をわたす、第四十四代元正天皇の御宇に善無畏三藏大日經をわたす、然に弘らず、聖武の御宇に審祥大徳朗辨僧正等華嚴宗をわたす、人王四十六代孝謙天皇の御宇に唐代の鑒眞和尚律宗と法華經をわたす、律をばひろめ法華をば弘めず、第五十代桓武天皇の御宇に、延暦二十三年七月傳教大師敕を給ひて漢土に渡り、妙樂大師の御弟子道邃行滿に値奉りて法華宗の定慧を傳へ、道宣律師に菩薩戒を傳へ、順曉和尚と申せし人に眞言の秘教を習ひ傳て日本國に歸り給ひて、眞言法華の勝劣は漢土の師のを

しへに依ては定め難と思食ければ、こゝにして大日經と法華經と彼釋と此釋とを引並て勝劣を判じ給ひしに、大日經は法華經に劣たるのみならず、大日經の疏は天台の心をとりて我宗に入たりけりと勘へ給へり、其後弘法大師眞言經を下されける事を遺恨とや思食けむ、眞言宗を立んとたばかりて、法華經は大日經に劣のみならず華嚴經に劣れりと云々、あはれ慈覺智證叡山園城にこの義をゆるさずば、弘法大師の僻見は日本國にひろまらざらまじ、彼兩大師華嚴法華の勝劣をばゆるさねども、法華眞言の勝劣をば永く弘法大師に同心せしかば、存外に本の傳教大師の大怨敵となる、其後日本國の諸碩徳等各智慧高く有なれども彼三大師にこえざれば、今に四百餘年の間日本一同に眞言は法華經に勝れけりと定め畢ぬ、たまたま天台宗を習へる人々も眞言は法華に及ばざるの由存すれども、天台の座主御室等の高貴におそれ申す事なし、あるは又其義をもわかまへぬかのゆるに、からくして同の義をいへば、一向眞言師はさる事おもひもよらずとわらふなり、然ば日本國中に數十萬の寺社あり、皆眞言宗なり、

たまたま法華宗を並とも眞言は主の如く法華は所従の如くなり、若は兼學の人も心中は一同に眞言なり、座主長吏檢校別當一向に眞言たるうへ、上に好とてろ下皆したがふ事なれば一人もれず眞言師なり、されば日本國は、或は口には法華經最第一とはよめども心は最第二最第三なり、或は身口意共に最第二三なり、三業相應して最第一と讀る法華經の行者は四百餘年が間一人もなし、まして能持此經の行者はあるべしともおぼえず、如來現在猶多怨嫉況滅度の衆生は、上一人より下萬民にいたるまで法華經の大怨敵なり、然に日蓮は東海道十五箇國の内第十二に相當る安房國長狹郡東條郷片海の海人が子なり、生年十二同郷の内清澄寺と申す山にまかりて、遠國なるうへ寺とはなづけて候へども修學の人なし、然に隨分諸國を修行して學問し候ひしほどに、我身は不肖なり人はをしへず、十宗の元起勝劣たやすくわかまへがたきところに、たまたま佛菩薩に祈請して、一切の經論を勘へて十宗に合せたるに、俱宗舎は淺近なれども一分は小乘經に相當するに似たり、成實宗は大小兼雜して謬誤あり、律宗は

本は小乗中比は權大乘今は一向に大乘宗とおもへり、又傳教大師の律宗あり、別に習ふ事なり、法相宗は源權大乘經の中の淺近の法門にてありけるが、次第に增長して權實と並び、結句は彼宗々を打破んと存せり、譬は日本國の將軍將門純友のごとし、下に居て上を破る、三論宗も又權大乘の空の一分なり、此も我は實大乘とおもへり、華嚴宗は又權大乘と云ひながら餘宗にまされり、譬は攝政關白のごとし、然に法華經を敵となして立る宗なる故に、臣下の身を以て大王に順ぜんとするがごとし、淨土宗と申すは權大乘の一分なれども、善導法然がたばかりかしくして、諸經をば上げ觀經をば下し、正像の機をば上げ末法の機をば下て、末法の機に相叶る念佛を取出して、機を以て經を下し、權經を以て實經を打ち、一代の聖教を失ひて念佛の一門を立たり、譬は心かしくして身は卑き者が、身を上て心はかなきものを散ひて賢人をうしなふがごとし、禪宗と申すは一代聖教の外に眞實の法ありと云々、譬はおやを殺て子を用ひ、主を殺せる所從のしかも其位につけるがごとし、眞言宗と申すは一向に大妄語

にて候が、深く其根源をかくして候へば淺機の人あらはしがたし、一向に誑惑せられて數年を経て候、先天竺に眞言宗と申す宗なし、然ども有と云々、其證據を尋ぬべきなり、所詮大日經こゝにわたれり、法華經に引向て其勝劣之を見らる處、大日經は法華經より七重下劣の經なり、證據彼經此經に分明なり此に之を引ずしかるを或は云く法華經に三重の主君、或は二重の主君なりと云々、以ての外の大僻見なり、譬は劉聰が下劣の身として愍帝に馬の口をとらせ、超高が民の身として横に帝位につきしがごとし、又彼天竺の大慢婆羅門が釋尊を床として坐せしがごとし、漢土に知る人なく、日本にもあやしめずしてすでに四百餘年をおくれり、是の如く佛法の邪正亂しかば王法も漸く盡ぬ、結句は此國他國にやぶられて亡國となるべきなり、此事日蓮獨勘へ知れる故に、佛法のため王法のため諸經の要文を集て一卷の書を造る、仍て故最明寺入道殿に奉る、立正安國論と名けき、其書にくはしく申したれども愚人は知難し、所詮現證を引て申すべし、抑人王八十二代隱岐の法王と申す王有ましき、去承久三年辛巳五月十五日

伊賀太郎判官光末を打捕まします、鎌倉の義時をうち給はむとの門出なり、やがて五畿七道の兵を召て相州鎌倉の權太夫義時を打給はんとし給ふところに還て義時にまけ給ひぬ、結句我身は隱岐國にながされ、太子二人は佐渡國阿波國にながされ給ふ、公卿七人は忽に頸をはねられてき、これはいかにしてまけ給ひけるぞ、國王の身として民の如くなる義時を打給はんは、鷹の雉をとり、猫の鼠を食にてこそあるべけれ、これは猫の鼠にくらはれ鷹の雉にとられたるやうなり、しかのみならず調伏の力を盡せり、所謂天台の座主慈圓僧正眞言の長者仁和寺の御室園城寺の長吏總じて七大寺十五大寺の貴僧高僧、智慧戒行は日月の如く、祕法は弘法慈覺等の三大師の心中の深祕の大法十五壇の祕法なり、五月十九日より六月の十四日にいたるまで、あせをながしなづきをくだきて行ひき、最後には御室紫宸殿にして、日本國にわたりていまだ三度までも行はぬ大法、六月八日始て之を行ふ程に、同き十四日に關東の兵軍宇治勢多をおしわたりて洛陽に打入て、三院を生取奉りて九重に火を放て一時に焼失す、三院を

ば三國へ流罪し奉りぬ、又公卿七人は忽に頸をきる、しかのみならず御室の御所へ押入て最愛の弟子の小兒勢多伽と申せしをせめいだして終に頸をきりにき、御室思に堪ずして死給ひ畢ぬ、母も死す童も死す、此ののりをたのみし人いく千萬といふ事をしらす死にき、たまたまいきたるもかひなし、御室祈を始給ひし六月八日より同十四日まで、なかをかぞふれば七日に満じける日なり、此十五壇の法と申すは、一字金輪、四天王、不動、大威徳、轉法輪、如意輪、愛染王、佛眼六字、金剛童子、尊星王、太元守護經等の大法なり、此法の證は、國敵王敵となる者を降伏して命を召取て其魂を密嚴淨土へつかはすと云ふ法なり、其行者の人々も又輕からず、天台の座主慈圓東寺御室三井の常住院の僧正等の四十一人並に伴僧等三百餘人なり云々、法と云ひ行者と云ひ又代も上代なり、いかにしてまけ給ひけるぞ、たとひかつ事をなくとも、即時にまけをはりてかゝるはちにあらひたりける事、いかなるゆゑといふ事を餘人いまだしらす、國主として民を討ん事鷹の鳥をとらんがごとし、たとひまけ給ふとも一年二年

十年二十年もささふべきぞかし、五月十五日におこりて六月十四日にまけ給ひぬ、わづかに三十餘日なり、權大夫殿は此事を兼てしらねば祈禱もなしかまへもなし、然に日蓮小智を以て勘たるに其故あり、所謂彼眞言の邪法の故なり、僻事は一人なれども萬國のわづらひなり、一人として行ずとも一國二國やぶれぬべし、況や三百餘人をや、國主とともに法華經の大怨敵となりぬ、いかでかほろびざらん、かゝる大惡法としをへてやうやく關東におち下て諸堂の別當供僧となり、連々と之を行へり、邊域の武士なれば教法の邪正をば知ず、ただ三寶をばあがむべき事とばかり思ふゆゑに、自然としてこれを用きたりて、やうやく年數を経る程に、今他國のせめをかうふりて此國すでにほろびなんとす、關東八箇國のみならず、叡山東寺圓城七寺等の座主別當皆關東の御はからひとなりぬるゆゑに、隱岐の法皇のごとく大惡法の檀那と成定まり給ひぬるなり、國主となる事は、大小皆梵天帝釋日月四天の御計なり、法華經の怨敵となり定まり給はば忽に治罰すべきよしを誓ひ給へり、隨て人王八十一代安徳天

皇に太政入道の一門與力して兵衛佐賴朝を調伏せんがために、叡山を氏寺と定め山王を氏神とたのみしかども、安徳は西海に沈み、明雲は義仲に殺る、一門皆一時にほろび畢ぬ、第二度なり、今度は第三度にあたるなり、日蓮がいさめを御用なくて、眞言の惡法を以て大蒙古を調伏せられは、日本國還て調伏せられなむ、還著於本人と説けりと申す是なり、然ば則ち罰を以て利生を思ふに、法華經にすぎたる佛になる大道はなかるべきなり、現世の祈禱は兵衛佐殿法華經を讀誦する現證なり、此道理を存せる事は父母と師匠との御恩なれば、父母はすでに過去し給ひ畢ぬ、故道善御房は師匠にておはしまし、かども、法華經の故に地頭におそれ給ひて、心中には不便とおぼしつらめども外にはかたきのやうににくみ給ひぬ、後にはすこし信じ給ひたるやうにきこえしかども、臨終にはいかにやおはしけむ、おぼつかなし、地獄まではよもおはせじ、又生死をはなるゝ事はあるべしとおぼえず、中有にやただよひますすらむとなげかし、貴邊は地頭のいかりし時義城房とともに清澄寺を出ておはせし人なれば

何となくともこれを法華經の御奉公とおぼしめして生死をはなれさせ給ふべし、此御本尊は、卅尊説おかせ給ひて後二千二百三十餘年が間、一闍浮提の内にていまだひろめたる人候はず、漢土の天台日本の傳教ほゞしろしめしていさゝかひろめさせ給はず、當時こそひろまらせ給ふべき時にあたりて候へ、經には上行無邊行等こそ出てひろめさせ給ふべしと見えて候へども、未だ見えさせ給はず、日蓮は其人には候はねどもほゞこゝろえて候へば、地涌の菩薩の出させ給ふまでの口ずさみにあらあ申して況滅度後のほこさきに當り候なり、願は此功德を以て父母と師匠と一切衆生に回向し奉らんと祈請仕り候、其旨をしらせまゐらせむがために御不審を書おくりまゐらせ候に他事をすて、此御本尊の御前にして一向に後生をもいのらせ給ひ候へ、又これより申さんと存じ候、いかにも御房たちはからひ申させ給へ、

弘安元年戊寅九月二十日

日蓮

本門戒體鈔 啓三三五 鈔二〇五七 語四三三 音下三八 拾六三 扶一二三

大乘戒並に小乗戒の事、凡二百五十戒を受けて大僧の名を得なり、受戒は邊國は五人中國は十人なり、十人とは三師七證なり、三師とは和尚と阿闍梨と教授となり、十人ともに五徳を具す、二百五十戒を別解脱戒と云ひ亦は具足戒とは云なり、小乗の五戒を受を優婆塞優婆夷と云なり、八齋戒も亦是の如し、五戒を受に必ず二師あり、二師とは和尚と阿闍梨となり、八齋戒も亦是の如し、小乗戒は經卷ありと雖も師資相承なき者には戒を授ざるなり、菩薩の前にして佛の前に非ざれば戒を授ざるなり、大乘戒の事師は必ず五徳を具す僧なり、常には一師二師なり、一具に十重禁戒を受を大僧と名るなり、亦具足戒とも云なり、一戒二戒を受をば具足戒とは云ざるなり、日本國には傳教大師より始て一向大乘戒を立るなり、傳教已前には通受戒なり、通受戒とは、小乗戒を受ては威儀を正し大乘戒を受ては成佛を期するなり、大小乗の戒を兼受を通受戒と云ふ、日本國には小乗別解脱戒の弘ることは鑿眞和尚の時より始れり、鑿眞已前は沙彌戒なり、千里の内

に五徳を具せし僧なければ自誓受戒す、自誓受戒とは、道場に坐して一日二日乃至一年二年罪障を懺悔す、普賢文殊等來て告て毗尼薩毗尼薩と云はん時自誓受戒すべし、即ち大僧と名く、毗尼薩毗尼薩とは滅罪滅罪と云ふ事なり、若五徳を具する僧あれば相好を見ずして受戒するな、十重禁戒を破る者も懺悔すれば之を授く、四十八輕も亦復是の如し、五逆七逆は論なり、經文分明ならず、授ざるは道理なり、佛は則ち盧舍那佛二十餘の菩薩羅什三藏南岳天台乃至道邃傳教大師等なり、達磨不空は天竺より此戒を受たり、已上常人の義なり、日蓮云く彼は梵網の意か、傳教大師顯戒論に云く、大乘戒に二あり、一には梵網經の大乗、二には普賢經の大乗なり、普賢經は一向自誓受戒なり、常の人は梵網千里の外の自誓受戒と普賢經の自誓受戒と之同じと思へるなり、日蓮云く水火の相違なり、所以は何、傳教大師の顯戒論に二義あり、一には梵網經の十重戒四十八輕戒の大僧戒、二には普賢經の大僧戒なり、梵網經の十重禁四十八輕戒を以て眷屬戒と爲なり、法華經普賢經の戒を以て大王戒と爲なり、小乗の二百

五十戒等は民戒、梵網經の戒は臣戒、法華經普賢經の戒は大王戒なり云々、普賢經の戒師は、千里の外にも千里の内にも五徳あるも五徳なきも、等覺已下の生身の四依の菩薩等を以て全く傳受戒師に用べからず、受戒に必ず三師一證一伴なり、已上五人なり、三師とは、一は生身の和尚、靈山淨土の釋迦牟尼如來なり、響の音に應ずるが如く清水に月の移が如く、法華經の戒を自誓受戒する時必ず來り給ふなり、然ば則ち何ぞ生身の釋迦牟尼如來を捨て更に等覺の元品未斷の四依等を用んや、若圓教の四依あらば傳戒の爲に之を請すべし、傳受戒の爲には之を用べからず、疑て云く小乗の戒梵網の戒何ぞ生身の如來來らざるや、答て云く、小乗の釋迦は灰身滅智の佛なり、生身既に破れたり、譬ば水餅に清水を入れて他の水餅に移せば本餅既に破るが如し、小乗の釋迦は五分法身の水を以て迦葉阿難等の全餅に移して佛既に灰斷に入り了ぬ、乃至佛四果初果四善根三賢及以博地の凡夫、二千二百餘年の間、次の餅に五分法身の水を移せば前餅は即ち破壊す、是の如く展轉する程に凡夫の土器の餅に此五分法身の水を

移せば、未だ他辭に移さざるの前に五分法身の水漏失す、更に何の水を以てか他の辭に移さんや、小乗の戒體も亦復是の如し、正像既に盡ぬ、未法の濁亂に有名無實なり、二百五十戒の僧等は但土器の餅のみ有て全く五分法身の水なきなり、是の如き僧等は、形は沙門に似れども戒體なきが故に天之を護らず、唯惡行を好で愚人を誑惑するなり、梵網大乘戒は、譬は金銀の餅に佛性法身の清水を入れて亦金銀の餅に移すが如し、終には破壊すべしと雖も瓦器土器に勝て其用強し、故に小乗の二百五十戒の僧の持戒よりも、梵網大乘の破戒の僧は國の依怙と爲れり、然と雖も此戒終には漏失すべき者なり、普賢經の戒は正像末の三時に互て生身の釋迦如來を以て戒師と爲す、故に等覺已下の聖凡の師を用ざるなり、小乗の劣應身、通教の勝應身、別教の臺上の盧遮那、爾前の圓教の虚空爲座の毗盧遮那佛、猶以て之を用ず、何に況や其已下の菩薩聲聞凡夫等の師をや、但法華迹門の四教開會の釋迦如來之を用て和尚と爲なり、二は金色世界の文殊師利菩薩之を請して阿闍梨と爲す、四和三教並に爾前の圓教の文殊には

非ず、此は法華迹門の文殊なり、三は都史多天宮の彌勒慈尊之を請して教授と爲す、小乗未斷惑の彌勒乃至通別圓等の彌勒には非ず、亦無著菩薩の阿輸舍國に來下して授し所の大乗師の彌勒にも非ず、此は迹門方便品を授る所の彌勒なり、已上三師なり、一證とは十方の諸佛なり、此は則ち小乗の七證に異なり、一件とは同伴なり、同伴とは同く受戒の者なり、法華の序品に列なる所の二乗菩薩二界八番の衆なり、今の戒とは、小乗の二百五十戒等並に梵網の十重禁四十八輕戒華嚴の十無盡戒瓔珞の十戒等を捨て未顯眞實と定め畢て、方便品に入て持つ所の五戒八戒十善戒二百五十戒五百戒乃至十重禁戒等なり、經に是名持戒とは則ち此意なり、迹門の戒は爾前大小の諸戒には勝と雖も而も本門の戒には及ばざるなり、十重禁とは、一には不殺生戒、二には不偷盜戒、三には不邪淫戒、四には不妄語戒、五には不酤酒戒、六には不說四衆過罪戒、七には不讚毀他戒、八には不慳貪戒、九には不瞋恚戒、十には不謗三寶戒なり、第一不殺生戒とは、爾前の諸經の心は佛不殺生戒を持と説り、然と雖も法華經の心は

爾前の佛は殺生第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不殺生戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不殺生戒を持たず、二乘闡提無情有情等の九界の衆生を殺て成佛せしめず、能化の佛未だ殺生罪を免れず、何に況や所化の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の殺生罪を捨て法華壽量品の久遠の不殺生戒を持や不や、持と三返、第二に不偷盜戒とは、爾前の諸經の心は佛は不偷盜戒を持と説り、然と雖も法華の心は爾前の佛は偷盜第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不偷盜戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不偷盜戒を持たず、二乘闡提等の九界の衆生の佛性の玉を盜て成佛せしめず、能化の佛未だ偷盜罪を免れず、何に況や所化の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の偷盜罪を捨て法華壽量品の久遠の不偷盜戒を持や不や、持と三返、第三に不邪淫戒とは、爾前の諸經の心は佛不邪淫戒を持と説り、然と雖も法華の心は爾前の佛は邪淫第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不邪淫戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不邪淫戒

を持たず、二乘闡提等の九界の衆生の佛性の智水を犯して成佛せしめず、能化の佛未だ邪淫罪を免れず、何に況や所化の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の邪淫罪を捨て法華壽量品の久遠の不邪淫戒を持や不や、持と三返、第四に不妄語戒とは、爾前の諸經の心は佛は不妄語戒を持と説り、然と雖も法華の心は爾前の佛は妄語第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不妄語戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不妄語戒を持たず、二乘闡提等の九界の衆生の色心を破て成佛せしめず、能化の佛未だ妄語罪を免れず、何に況や所化の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の妄語罪を捨て法華壽量品の久遠の不妄語戒を持や不や、持と三返、第五に不酤酒戒とは、爾前の諸經の意は佛は不酤酒戒を持と説り、然と雖も法華經の心は爾前の佛は酤酒第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不酤酒戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不酤酒戒を持たず、二乘闡提等の九界の衆生をして無明の酒を飲しめて成佛せしめず、能化の佛未だ酤酒罪を免れ

す、何に況や所化の弟子をや、然を今經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に
 至まで爾前の酤酒罪を捨て法華壽量品の久遠の不酤酒戒を持や不や、持と三返、
 第六に不説四衆遇罪戒とは、爾前の諸經の心は佛は不説過罪戒を持と説り、然
 と雖も爾前の佛は説過罪第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不説過罪
 戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不説過罪戒を持たず、二乘闡提等の九界の
 衆生の過罪を説て成佛せしめず、能化の佛未だ説過罪を免れず、何に況や所化
 の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の
 説過罪を捨て法華壽量品の久遠の不説過罪戒を持や不や、持と三返、第七に不自
 讚毀他戒とは、爾前の諸經の心は佛は不自讚毀他戒を持と説り、然と雖も法華
 の意は爾前の佛は自讚毀他第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不自讚
 毀他戒を持に似たりと雖も、未だ出世の不自讚毀他戒を持たず、二乘闡提等の
 九界の衆生を説て成佛せしめず、能化の佛未だ自讚毀他罪を免れず、何に況や
 所化の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾

前の自讚毀他罪を捨て法華壽量品の久遠の不自讚毀他戒を持や不や、持と三返、
 第八に不慳貪戒とは、爾前の諸經の心は佛は不慳貪戒を持と説り、然と雖も法
 華の心は爾前の佛は慳貪第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不慳貪戒
 を持に似たりと雖も、未だ出世の不慳貪戒を持たず、二乘闡提等の九界の衆生
 の佛性の玉を慳て成佛せしめず、能化の佛未だ慳貪罪を免れず、何に況や所化
 の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の
 慳貪罪を捨て法華壽量品の久遠の不慳貪戒を持や不や、持と三返、第九に不瞋恚
 戒とは、爾前の諸經の意は佛は不瞋恚戒を持と説り、然と雖も法華の心は爾前
 の佛は瞋恚第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不瞋恚戒を持に似たり
 と雖も、未だ出世の不瞋恚戒を持たず、二乘闡提等の九界の衆生を瞋て成佛せ
 しめず、能化の佛未だ瞋恚罪を免れず、何に況や所化の弟子をや、然を今の經
 に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に至まで爾前の瞋恚罪を捨て法華壽量品
 の久遠の不瞋恚戒を持や不や、持と三返、第十に不謗三寶戒とは、爾前の諸經の

意は佛は不謗三寶戒を^{たもつ}持と説り、然と雖も法華の意は爾前の佛は謗三寶第一なり、所以は何、爾前の佛は一往世間の不謗三寶戒を^{たもつ}持に似たりと雖も、未だ出世の不謗三寶戒を^{たもつ}持たず、二乘闡提等の九界の衆生の三寶を謗て成佛せしめず、能化の佛未だ謗三寶罪を免れず、何に況や所化の弟子をや、然を今の經に悉く成佛せしむ云々、今身より佛身に^{いたる}至まで爾前の謗三寶罪を^{すて}捨て法華壽量品の久遠の不謗三寶戒を^{たもつ}持や不^や、持と三返、

諫曉八幡鈔 啓三三四 鈔二〇二六 語四二六 音下三六 拾六三 扶二二六

夫馬は一歳二歳の時は設つがいのびまろすねにすねほそくうでのびて候へども病あるべしとも見えず、而ども七八歳なんどになりて身もこえ血ふとく上かち下をくれ候へば、小船に大石をつめるがごとく、小き木に大なる菓のなれるがごとく、多の病出来して人の用にもあはず力もよわく壽もみじかし、天神等も又かくのごとし、成劫の始には先生の果報いみじき衆生生來る上人の惡も候はねば、身の光もあざやかに心もいさぎよく、日月のごとくあざやかに師子象のいさみをなして候へし程に、成劫やうやくすきて住劫になるまゝに前の天神等は年かさなりて下旬の月のごとし、今生れ來る天神は果報下劣の衆生多分は生來す、然間一天に三災やうやくおこり四海に七難粗出現せしかば、一切衆生始て苦と樂とおもひ知る、此時佛出現し給ひて佛敎と申す藥を天と人と神とにあたへ給ひしかば、燈に油をそへ老人に杖をあたへたるがごとく、天神等還て威光をまし勢力を増長せし事成劫のごとし、佛經に又五味のあちはひ分れたり、

在世の衆生は成劫ほどこそなかりしかども果報いたうおとろへぬ衆生なれば、五味の中に何の味をもなめて威光勢力をもまし候ひき、佛滅度の後正像二千年過て末法になりぬれば、本の天も神も阿修羅大龍等も年もかさなりて身もつかれ心もよわくなり、又今生れ來る天人修羅等は或は小果報或は惡天人等なり、小乘權大乘等の乳酪生蘇熟蘇味を服すれども、老人に麤食をあたへ高人に麥飯等を奉るがごとし、而を當世此を辨へざる學人等、古にならひて日本國の一切の諸神等の御前にして、阿含經方等般若華嚴大日經等を法樂し、俱舍成實律法相三論華嚴淨土禪等の僧を護持の僧とし給へる、唯老人に麤食を與へ小兒に強飯をくゝめるがごとし、何に況や今の小乘經と小乘宗と大乘經と大乘宗とは古の小大乘の經宗にはあらず、天竺より佛法漢土へわたりし時、小大の經々は金言に私言まじはれり、宗々は又天竺漢土の論師人師、或は小を大とあらそひ、或は大を小といふ、或は小に大をかきまじへ、或は大に小を入れ、或は先の經を後とあらそひ、或は後を先とし、或は先を後につけ、或は顯經を密經といひ

密經を顯經といふ、譬へば乳に水を入れ藥に毒を加るがごとし、涅槃經に佛未來を記して云く、爾時に諸の賊酬酬を以ての故に之に加るに水を以てす、水を以てすること多故に乳酪醍醐一切俱に失す等云々、阿含小乘經は乳味のごとし、方等大集經阿彌陀經深密經楞伽經大日經等は酪味のごとし、般若經等は生蘇味の如く、華嚴經等は熟蘇味の如く、法華涅槃經等は醍醐味の如し、設小乘經の乳味なりとも佛説の如くならば争か一分の藥とならざるべき、況や諸の大乗經をや、何に況や法華經をや、然に月氏より漢土に經を渡せる譯人は一百八十七人なり、其中に羅什三藏一人を除て前後の一百八十六人は、純乳に水を加へ藥に毒を入たる人々なり、此理を辨へざる一切の人師末學等、設一切經を讀誦し十二分經を胸に浮たる様なりとも生死を離る事かたし、又一分のしるしある様なりとも天地の知る程の祈とは成べからず、魔王魔民等守護を加て法に驗の有様なりとも、終には其身も檀那も安穩なるべからず、譬は舊醫の藥に毒を系てさしおけるを、舊醫の弟子等、或は盜取り或は自然に取て人の病を治せん

が如し、いかでか安穩なるべき、當世日本國の眞言等の七宗並に淨土禪宗等の諸學者等、弘法慈覺智證等の法華經最第一の醍醐に法華第二第三等の私の水を入たるを知らず、佛説の如くならばいかでか一切俱失の大科を脱ん、大日經は法華經より劣る事七重なり、而を弘法等顛倒して大日經最第一と定て日本國に弘通せるは、法華經一分の乳に大日經七分の水を入たるなり、水にも非ず乳にも非ず、大日經にも非ず法華經にも非ず、而も法華經に似大日經に似たり、大覺世尊是事を涅槃經に記て云く、我滅後に於て正法將に滅盡せんと欲せんとす、爾時に多く惡を行する比丘あらん、乃至牧牛女の如く乳を賣に多利を貪らんと欲するを爲の故に二分の水を加ふ、乃至此乳水多し○爾時には經閣浮提に於て當に廣く流布すべし、是時當に諸の惡比丘有て是經を鈔略し分て多分と作し、能正法の色香美味を滅すべし、是諸の惡人復是の加き經典を讀誦すと雖も如來深密の要義を滅除せん、乃至前を鈔て後に著け後を鈔て前に著け前後を中に著け中を前後に著ん、當に知べし是の如き諸の惡比丘は是魔の伴侶なり等云々、

今日本國を案するに代始りて已に久く成ぬ、舊き守護の善神は定て福も盡き壽も滅じ威光勢力も衰へぬらん、佛法の味をなめてこそ威光勢力も増長すべき、佛法の味は皆たがひぬ、齡はたけぬ、争か國の災を拂ひ氏子をも守護すべき、其上謗法の國にて候を、氏神なればとて大科をいましめずして守護し候へば、佛前の起請を毀つ神なり、しかれども氏子なれば愛子の失のやうにすてずして守護し給ひぬる程に、法華經の行者をあだむ國主人等を對治を加ずして守護する失に依て、梵釋等のためには八幡等は罰せられ給ひぬるか、此事は一大事なり、秘すべし秘すべし、有經の中に、佛此世界と他方の世界との梵釋日月天龍神等を集て、我正像末の持戒破戒無戒等の弟子等を、第六天の魔王惡鬼神等が人王人民等の身に入て惱亂せんを、見ながら聞ながら治罰せずして須臾もすこすならば、必ず梵釋等の使をして四天王に仰つけて治罰を加べし、若氏神治罰を加ずば梵釋四天等も守護神に治罰を加べし、梵釋又かくのごとし、梵釋等は必ず此世界の梵釋日月四天等を治罰すべし、若然ずんば三世の諸佛の出世に

漏れ、永く梵釋等の位を失ひて無間大城に沈べしと、釋迦多寶十方の諸佛の御前にして起請を書置れたり、今之を案するに日本小國の王となり神となり給ふは、小乘には三賢の菩薩大乘には十信法華には名字五品の菩薩なり、何なる氏神有て無盡の功德を修すとも、法華經の名字を聞かず、一念三千の觀法を守護せずんば、退位の菩薩と成て永く無間大城に沈み候べし、故に扶桑記に云く、又傳教大師八幡大菩薩の奉爲に神宮寺に於て自法華經を講ず、乃ち聞竟て大神託宣すらく、我法音を聞ずして久く歳年を歴る、幸和尚に値遇して正教を聞ことを得たり、兼て我爲に種々の功德を修す、至誠隨喜す、何ぞ徳を謝するに足ん兼て我所持の法衣ありと、即ち託宣の主自寶殿を開て手ら紫の袈裟一紫の衣一を捧げ和尚に奉す、大悲力の故に幸に納受を垂給へと、是時に禰宜祝等各歎異して云く、元來未だ是の如き奇事を見ず聞ざる哉、此大神施し給ふ所の法衣今山王院に在なり云々、今謂く八幡は人王第十六代應神天皇なり、其の時は佛經無りし、此に袈裟衣あるべからず、人王第三十欽明の治三十二年に神と

顯れ給ひ、其より已來弘仁五年までは禰宜祝等次第に寶殿を守護す、何の王の時此袈裟を納けると意へし、而て禰宜等云く元來見ず聞ず等云々、此大菩薩いかにしてか此袈裟衣は持給ひけるぞ、不思議なり不思議なり、又欽明より已來弘仁五年に至までは王は二十二代佛法は二百六十餘年なり、其間に三論成實法相俱舍華嚴律宗禪宗等の六宗七宗日本國に渡りて、八幡大菩薩の御前にして經を講ずる人々其數を知らず、又法華經を讀誦する人も争か無からん、又八幡大菩薩の御寶殿の傍には神宮寺と號して法華經等の一切經を講ずる堂、大師より已前には是あり、其時定て佛法を聽聞し給ひぬらん、何を今始て我法音を聞かして久く歳を歴る等と託宣し給ふべきや、幾の人々が法華經一切經を講じ給ひけるに、何ぞ此御袈裟衣をば進らせ給はざりけるやらん、當に知べし傳教大師已前は法華經の文字のみ讀けれども其義はいまだ顯れざりけるか、去延曆二十一年十一月の中旬の頃傳教大師比叡山にして、南都七大寺の六宗の碩徳十餘人を奉請して法華經を講じ給ひしに、弘世眞綱等の二人の臣下此法門を聽聞してな

げて云く、一乗の權滯を慨き三諦の未顯を悲む、又云く長幼三有の結を摧破し
 猶未だ歷劫の轍を改めず等云々、其後延曆二十一年正月十九日に高雄寺に主上
 行幸ならせ給ひて、六宗の碩徳と傳教大師と御召合られて宗の勝劣を聞食に、南
 都の十四人皆口を閉て鼻のごとくす、後に重て怠狀を捧げたり、其狀に云く、聖
 徳の弘化より以降今に二百餘年の間講する所の經論其數多し、彼此理を争ひ其
 疑未だ解ず、而も此最妙の圓宗猶未だ闡揚せず等云々、此をもつて思に傳教大師
 已前には法華經の御心いまだ顯れざりけるか、八幡大菩薩の不見不聞と御託宣
 有けるは指なり指なり白なり白なり、法華經第四に云く、我滅度の後に能竊に一
 人の爲にも法華經を説ん、當に知べし是人は則ち如來の使なり、乃至如來則ち
 衣を以て之を覆ひ給ふべし等云々、當來の彌勒佛は法華經を説給ふべき故に、
 釋迦佛は大迦葉尊者を御使として衣を送り給ふ、又傳教大師は佛の御使として
 法華經を説給ふべきゆゑに、八幡大菩薩を使として衣を送り給ふか、又此大菩
 薩は傳教大師已前には加水の法華經を服しておはしましけれども、先生の善根

に依て大王と生れ給ひぬ、其善根の餘慶神と顯れて此國を守護し給ひけるほど
 に、今は先生の福の餘慶も盡ぬ、正法の味も失ぬ、謗法の者等國中に充滿して
 年久しけれども日本國の衆生に久く仰れておはせし、大科あれども捨がたくお
 ぼしめし、老人の不孝の子を捨ざるが如くして天のせめに合給ひぬるか、又此
 袈裟は法華經第一と説ん人こそかけまらせ給ふべきに、傳教大師の後は第
 一の座主義眞和尚法華第一の人なればかけさせ給ふ事其謂あり、第二の座主
 圓澄大師は、傳教大師の御弟子なれども又弘法大師の弟子なり、すこし謗法に
 にたり、此袈裟の人には有らず、第三の座主圓仁慈覺大師は、名は傳教大師の御
 弟子なれども心は弘法大師の弟子、大日經第一法華經第二の人なり、此袈裟は
 一向にかけがたし、設かけたりとも法華經の行者にはあらず、其上又當世の天
 台の座主は一向眞言の座主なり、又當世の八幡の別當は、或は園城寺の長吏或
 は東寺の末流なり、此等は遠は釋迦多寶十方の諸佛の大怨敵近は傳教大師の讎
 敵なり、譬へば提婆達多が大覺世尊の御袈裟をかけたるがごとし、又獵師が佛

衣を被て師子の皮をはぎしがごとし、當世叡山の座主は、傳教大師の八幡大菩薩より給て候御袈裟をかけて、法華經の所領を奪取て眞言の領となせり、譬は阿闍世王の提婆達多を師とせしがごとし、而を大菩薩の此袈裟をはぎかへし給はざるは第一の大科なり、此大菩薩は法華經の御座にして行者を守護すべき由の起請をかきながら、數年が間法華經の大怨敵を治罰せざる事不思議なる上、たまたま法華經の行者の出現せるを來て守護こそなさざらめ、我前にして國主等の怨する事、犬の猿をかみ蛇の蝦をのみ鷹の雉を師子王の兎を殺がごとくするを。一度もいましめず、設いましむるやうなれどもいつわりおろかなるゆゑに、梵釋日月四天等のせめを入幡大菩薩かほり給ひぬるにや、例せば欽明天皇敏達天皇用明天皇已上三代の大王、物部大連守屋等がすゝめに依て宣旨を下て金銅の釋尊を焼き奉り堂に火を放ち僧尼をせめしかば、天より火下て内裏をやく、其上日本國の萬民とがなくなして惡瘡をやみ、死ぬること大半に過ぬ、結局三代の大王二人の大臣其外多の王子公卿等、或は惡瘡或は合戰にほろび給ひし

がごとし、其時日本國の百八十の神の栖給ひし寶殿皆焼失ぬ、釋迦佛に敵する者守護し給ひし大科なり、又園城寺は叡山已前の寺なれども智證大師の眞言を傳て今に長吏とがうす、叡山の末寺たる事疑なし、而に山門の得分たる大乘の戒壇を奪取て園城寺に立て叡山に隨はじと云々、譬へば小臣が大王に敵し子が親に不孝なるがごとし、かゝる惡逆の寺を新羅大明神みだれがはしく守護するゆゑに、度々山門に寶殿を焼る此のごとし、今八幡大菩薩は法華經の大怨敵を守護して天火に焼れ給ひぬるか、例せば秦の始皇の先祖襄王と申せし王、神となりて始皇等を守護し給ひし程に、秦の始皇大慢をなして三皇五帝の墳典をやき三聖の孝經等を失しかば、沛公と申す人劍をもて大蛇を切死ぬ、秦皇の氏神是なり、其後秦の代ほどなくほろび候ひぬ、此も又かくのごとし、安藝の國いつく島の大明神は平家の氏神なり、平家をおこらせし失に、伊勢大神宮八幡等に神うち打失はれて其後平家ほどなくほろび候ひぬ、此も又かくのごとし、法華經の第四に云く、佛滅度の後能其義を解せんは是諸の天人世間の眼なり等

云々、日蓮法華經の肝心たる題目を日本國に弘通し候は諸天世間の眼にあらずや、眼には五あり、所謂肉眼天眼慧眼法眼佛眼なり、此五眼は法華經より出生せさせ給ふ、故に普賢經に云く、此方等經は是諸佛の眼なり、諸佛是に因て五眼を具することを得給ふ等云々、此方等經と申すは法華經を申すなり、又此經に云く人天の福田應供の中の最なり等云々、此等の經文のごとくば、妙法蓮華經は人天の眼二乘菩薩の眼諸佛の御眼なり、而に法華經の行者を怨む人は人天の眼をくじる者なり、其人を罰せざる守護神は、一切の人天の眼をくじる者を結構し給ふ神なり、而に弘法慈覺智證等は正く書を作て、法華經を無明の邊域にして明の分位に非ず、後に望れば戲論と作る、力者にも及ばず、履者とりたらずとかきつけて四百餘年、日本國の上一人より下萬民にいたるまで法華經をあなづらせ、一切衆生の眼をくじる者を守護し給ふはあに八幡大菩薩の結構にあらずや、去弘長と又去文永八年九月の十二日に日蓮一分の失なくして、南無妙法蓮華經と申す大科に、國主のはからひとして八幡大菩薩の御前にひきは

らせて、一國の謗法の者どもにわらはせ給ひしは、あに八幡大菩薩の大科にあらずや、其いましめとおぼしきはたゞどしうちばかりなり、日本國の賢王たりし上第一第二の御神なれば、八幡に勝たる神はよもおはせし、又偏頗はよも有じとはおもへども、一切經並に法華經のおきてのごときんばこの神は大科の神なり、日本六十六箇國二の島一萬一千三十七の寺の佛は、皆或は畫像或は木像或は眞言已前の寺もあり或は已後の寺もあり、此等の佛は皆法華經より出生せり、法華經をもつて眼とすべし、所謂此方等經は是諸佛の眼なり等云々、妙樂云く、然も此經は常住佛性を以て咽喉と爲し、一乘妙行を以て眼目と爲し、再生敗種を以て心腑と爲し、顯本遠壽を以て其命と爲す等云々、而を日本國の習ひ眞言師にもかぎらず諸宗一同に佛眼の印をもつて開眼し大日の眞言をもつて五智を備へしむ云々、此等は法華經にして佛になれる衆生を眞言の權經にて供養すれば、還て佛を死し眼をくじり壽命を斷ち喉をさきなどする人なり、提婆が教主釋尊の身より血を出し、阿闍世王の彼人を師として現罰に値しに、い

かでおとり候べき、八幡大菩薩は應神天皇小國の王なり、阿闍世王は摩竭陀大國の王なり、天と人と王と民との勝劣なり、而ども阿闍世王猶釋迦佛に敵をなして惡瘡身に付給ひぬ、八幡大菩薩いかでか其科を脱るべき、去文永十一年に大蒙古國よりよせて日本國の兵を多くほろぼすのみならず、八幡の宮殿すでにやかれぬ、其時何ぞ彼國の兵を罰し給はざるや、まさに知べし彼國の大王は此國の神に勝たる事あきらけし、襲王と申せし神は漢土の第一の神なれども沛公が利劍に切れ給ひぬ、此をもつてをもふべし、道鏡法師稱徳天皇の心よせと成て國王と成んとせし時、清丸八幡大菩薩に祈請せし時八幡の御託宣に云く、夫神に大小善惡あり、乃至彼は衆く我は寡し、邪は強く正は弱し、乃ち當に佛力の加護を仰で爲に皇緒を紹隆すべし等云々、當に知べし八幡大菩薩は正法を力として王法を守護し給ひけるなり、叡山東寺等の眞言の邪法をもつて權大夫殿を調伏せし程に、權大夫殿はかたせ給ひ隱岐法皇は負させ給ひぬ、還著於本人此なり、今又日本國一萬一千三十七の寺並に三千一百三十二社の神は、國家

安穩のためにあがめられて候、而に其寺々の別當等其社々の神主等はみなみなあがむるところの本尊と神との御心に相違せり、彼々の佛と神とは其身異體なれども其心同心に法華經の守護神なり、別當と社主等は、或は眞言師或は念佛者或は禪僧或は律僧なり、皆一同に入幡等の御かたきなり、謗法不孝の者を守護し給ひて、正法の者を或は流罪或は死罪等に行はするゆゑに天のせめを被り給ひぬるなり、我弟子等の内謗法の餘慶有ん者思ていはく、此御房は八幡をかたきとすと云々、これいまだ道理有て法の成就せぬには本尊をせむるといふ事を存知せざる者の思なり、付法藏經と申す經に大迦葉尊者の因縁を説て云く、時に摩竭提國に婆羅門あり尼俱律陀と名く、過去の世に於て久く勝業を修し○多く財寶に饒にして巨富無量なり○摩竭王に比するに千倍勝りと爲す○財寶饒なりと雖も子息有ること無し、自ら念く老朽して死の時將に至んとす、庫藏の諸物委付する所無し、其舎の側に於て樹林神あり、婆羅門子を求るが爲の故に即ち往て祈請す、年歳を経歴すれども微應なし、時に尼俱律陀大に瞋恚を生じて

樹神に語て曰く、我汝に事てより來已に年歳を經ども都て一の福應を垂るを見ず、今當に七日至心に汝に事べし、若復驗なくば必ず相燒剪せん、樹神聞已て甚だ愁怖を懷き四天王に向て具は斯事を陳ぶ、是に於て四王往て帝釋に白す、帝釋閻浮提の内を觀察するに福徳の人の彼が子と爲に堪る無し、即ち梵王に詣て廣く上の事を宣ぶ、爾時梵王天眼を以て觀見するに梵天の當に命終に臨べきあり、而て之に告て曰く、汝若神を降さば宜く當に彼閻浮提界の婆羅門の家に生すべし、梵天對て曰く、婆羅門の法惡邪見多し、我今其子と爲こと能ざるなり、梵王復言く、彼婆羅門大威徳あり閻浮提の人往て生ずるに堪る莫し、汝必ず彼に生せば吾相護て終に汝をして邪見に入しめざらん、梵天曰く諾敬で聖教を承ん、是に於て帝釋即ち樹神に向て斯の如き事を説く、樹神歡喜して尋で其家に詣て婆羅門に語く、汝今復恨を我に起こと勿れ、卻後七日當に卿が願を満すべし、七日に至て已に婦身こと有を覺え十月を満足して一男兒を生り、乃至今の迦葉是なり文、時に應じて尼俱律陀大に瞋忿を生ず等云々、常のごときんば氏

神に向て大瞋恚を生ぜん者は、今生には身をほろぼし後生には惡道に墮べし、然と雖も尼俱律陀長者氏神に向て大惡口瞋恚を生じて大願を成就し賢子をまうけ給ひぬ、當に知べし瞋恚は善惡に通ずる者なり、今日蓮は去建長五年丑四月二十八日より今年弘安三年庚辰十二月にいたるまで二十八年が間又他事なし、只妙法蓮華經の七字五字を日本國の一切衆生の口に入んとはげむ計なり、此即ち母の赤子の口に乳を入るとはげむ慈悲なり、此又時の當らざるにあらず、已に佛記の五百歳に當れり、天台傳教の御時は時いまだ來ざりしかども一分の機ある故に少分流布せり、何に況や今は已に時いたりぬ、設機なくして水火をなすともいかでか弘通せざらむ、只不輕のごとく大難には値とも流布せん事疑なかるべき、眞言禪念佛者等の讒奏に依て無智の國主等留難をなす、此を對治すべき氏神八幡大菩薩彼等の大科を治せざるゆゑに、日蓮の氏神を諫曉するは道理に背べしや、尼俱律陀長者が樹神をいさむるにことならず、蘇悉地經に云く本尊を治罰すること鬼魅を治するが如し等云々、文の心は經文のごとく所願

を成ぜんがために數年が闇法を修行するに成就せざれば、本尊を或はしばらく或は打なんどせよとかれて候、相應和尚の不動明王をしばらくりけるは此經文を見たりけるか、此は他事にはにるべからず、日本國の一切の善人は、或は戒を持ち、或は不施を行じ、或は父母等の孝養のために寺塔を建立し、或は成佛得道の爲に妻子をやしなふべき財を止て諸僧に供養をなし候に、諸僧謗法の者たるゆゑに、謀反の者を知ずしてやどしたるがごとく、不孝の者に契をなせるがごとく、今生には災難を招き後生も惡道に墮候べきを扶んとする身なり、而を日本國の守護の善神等彼等に與して正法の敵となるゆゑに、此をせむるは經文のごとし、道理に任せたり、我弟子等が愚案に、我師は法華經を弘通し給ふとてひろまらず、大難の來るは、眞言は國をほろぼす、念佛は無間地獄、禪は天魔の所爲、律僧は國賊との給ふゆゑなり、例せば道理ある問注に惡口のまじはれるがごとし云々、我弟子、反詰して云く汝爾は我問を答よ、一切の眞言師一切の念佛者一切の禪宗等に向て南無妙法蓮華經と唱給へと勸進せば、彼等の云く、

我弘法大師は法華經と釋迦佛とを戲論無明の邊域力者はき物とり及ずとか、せ給ひて候、物の用にあはぬ法華經を讀誦せんよりも、其口に我小呪を一反も誦すべし、一切の在家の者云く、善導和尚は法華經をば千中無一、法然上人は捨閉闍拋、道綽禪師は未有一人得者と定め給へり、汝がす、むる南無妙法蓮華經は我念佛の障なり、我等設惡をつくるともよも唱じ、一切の禪宗の云く、我宗は教外別傳と申して一切經の外に傳たる法門なり、一切經は指のごとし、禪は月のごとし、天台等の愚人は指をまほて月を亡ひたり、法華經は指なり、禪は月なり、月を見て後は指は何のせんか有べきなど申す、かくのごとく申さん時はいかにかとしてか南無妙法蓮華經の良藥をば彼等が口には入べき、佛は且く阿含經を説き給ひて後法華經へ入んとたばかり給ひしに、一切の聲聞等只阿含經に著して法華經へ入ざりしをば、いかやうにかたばからせ給ひし、此をば佛説て云く、設五逆罪は造とも五逆罪の者をば供養すとも罪は佛の種とはなるとも、彼等が善根は佛種とならじとこそ説せ給ひしが、小乘大乘はかはれども

同く佛説なり、大が小を破して小を大となすと、大を破して法華經に入ると、大小は異れども法華經へ入んと思ふ志は一なり、されば無量義經に大を破して云く未顯眞實と、法華經に云く此事は爲て不可なり等云々、佛自と云く、我世に出て華嚴般若等を説て法華經をとかずして入涅槃せば、愛子に財ををしみ、病者に良藥をあたへずして死するがごとし、佛自ら地獄に墮べしと云々、不可と申すは地獄の名なり、況や法華經の後爾前の經に著して法華經へうつらざる者は、大王に民の従がはざるがごとし、親に子の見えざるがごとし、設法華經を破せざれども爾前の經々をほむるは法華經をそしるに當れり、妙樂云く若昔を稱歎せば豈今を毀に非ずや、又云く、發心せんと欲すと雖も偏圓を簡す誓の境を解されば、未來法を聞とも何ぞ能誦を免ん等云々、眞言の善無畏金剛智不空弘法慈覺智證等は、設法華經を大日經に相對して勝劣を論せずして大日經を弘通すとも、滅後に生たる三藏人師なれば誦法はよも免れ候はじ、何に況や善無畏等の三三藏は、法華經は略説大日經は廣説と同じて而も法華經の行者を大

日經へすかし入れ、弘法等の三大師は、法華經の名をかきあげて戲論など嘗て候大科を明めずして、此四百餘年一切衆生皆誦法の者になりぬ、例せば大莊嚴佛の末の四比丘が、六百萬億那由他の人を皆無間地獄に墮せると、師子音王佛の末の勝意比丘が、無量無邊の持戒の比丘比丘尼うばそくうばいを皆阿鼻大城に導しと、今の三大師の教化に隨ひて、日本國四十九億九萬四千八百二十八人の一切衆生、又四十九億等の入々四百餘年に死して無間地獄に墮れば、其後他方世界よりは生て又死して無間地獄に墮ぬ、かくのごとく墮者は大地微塵よりも多し、此皆三大師の科ぞかし、此を日蓮此にて見ながらいつはりおろかにして申さずば、俱に地獄の者となて一分の科なき身が十方の大阿鼻獄を経めぐるべし、いかでか身命をすてざるべき、涅槃經に云く、一切衆生異の苦を受は悉く是如來一人の苦なり等云々、日蓮云く、一切衆生の一切の苦を受は悉く是日蓮一人の苦と申すべし、平城天皇の御宇に入幡の御託宣に云く、我は是日本の鎮守八幡大菩薩なり、百王を守護せん誓願あり等云々、今云く、八十二

代隱岐法皇三四五の諸王已に破れ畢ぬ、殘の二十餘代今拾畢ぬ、已に此願破るがごとし、日蓮料簡して云く、百王を守護せんといふは、正直の王百人を守護せんと誓ひ給ふ、八幡の御誓願に云く、正直の人の頂を以て栖と爲し諧曲の人の心を以て亭す等云々、夫月は清水に影をやどす濁水にすむ事なし、王と申すは不妄語の人なり、右大將權大夫殿は不妄語の人正直の頂八幡大菩薩の栖む百王の内なり、正直に二あり、一には世間の正直、王と申すは天人地の三を串を王と名く、天人地の三は横なり、たつてんは縦なり、王と申すは黃帝中央の名なり、天の主人の主地の主を王と申す、隱岐法皇は名は國王身は妄語の人なり、横人なり、權大夫殿は名は臣下身は大王不妄語の人八幡大菩薩の願給ふ頂なり、二には出世の正直と申すは爾前七宗等の經論釋は妄語、法華經天台宗は正直の經釋なり、本地は不妄語の經の釋迦佛迹には不妄語の八幡大菩薩なり、八葉は八幡中臺は教主釋尊なり、四月八日寅の日に生れ八十年を経て二月十五日申の日に隱させ給ふ、豈教主釋尊の日本國に生れ給ふに有すや、大隅の正八幡宮の

石の文に云く、昔靈鷲山に在て妙法華經を説き今正宮の中に在て大菩薩と示現す等云々、法華經に云く今此三界等云々、又云く常に靈鷲山に在り等云々、遠は三千大千世界の一切衆生は釋迦如來の子なり、近は日本國四十九億九萬四千八百二十八人は八幡大菩薩の子なり、今日本國の一切衆生は、八幡をたのみ奉るやうにもてなし釋迦佛をすて奉るは、影をうやまつて體をあなづり、子に向て親をのるがごとし、本地は釋迦如來にして月氏國に出ては正直捨方便の法華經を説給ひ、垂迹は日本國に生ては正直の頂にすみ給ふ、諸の權化の人々の本地は法華經の一實相なれども垂迹の門は無量なり、所謂薄俱羅尊者は三世に不殺生戒を示し、鶯幡摩羅は生々に殺生を示す、舍利弗は外道となり、難陀は姪欲を示す、是の如く門々不同なる事は、本凡夫にて有し時は、初發得道の始を成佛の後化他門に出給ふ時我得道の門を示すなり、妙樂大師云く、若本に従て説は亦是の如く昔殺等の惡の中に於て能出離す、是故に迹中に亦殺を以て利他の法門と爲す等云々、今八幡大菩薩は本地は月氏の不妄語の法華經を、迹に日

本國にして正直の二字となして賢人の頂にやどらむと云々、若爾ば此大菩薩は寶殿をやきて天にのぼり給ふとも、法華經の行者日本國に有ならば其所に栖給ふべし、法華經の第五に云く、諸天晝夜に常に法の爲の故に而も之を衛護す文、經文の如くんば、南無妙法蓮華經と申す人をば大梵天帝釋日月四天等晝夜に守護すべしと見えたり、又第六の卷に云く、或は己身を説き、或は他身を説き、或は己身を示し、或は他身を示し、或は己事を示し、或は他事を示す文、觀音尙三十三身を現じ妙音又三十四身を現じ給ふ、教主釋尊何ぞ八幡大菩薩と現じ給はざらんや、天台云く卽是形を十界に垂て種々の像を作す等云々、天竺國をば月氏國と申すは佛の出現し給ふべき名なり、扶桑國をば日本國と申す、あに聖人出給はざらむ、月は西より東に向へり、月氏の佛法の東へ流べき相なり、日は東より西へ入る、日本の佛法の月氏へかへるべき瑞相なり、月は光あきらかならず、在世は但八年なり、日は光明月に勝れり、五五百歳の長き闇を照べき瑞相なり、佛は法華經誦法の者を治し給はず、在世には無きゆゑに、末法に

は一乘の強敵充滿すべし、不輕菩薩の利益此なり、各々我弟子等はげませ給へはげませ給へ、

弘安三年 庚辰 十二月 日

日 蓮

夫法華經第七神力品に云く、要を以て之を言はば如來の一切の所有の法、如來の一切の自在の神力、如來の一切の必要の藏、如來の一切の甚深の事、皆此經に於て宣示顯説す等云々、釋に云く、經中の要説要四事に在り等云々、問所説の要言の法とは何物ぞや、答て云く、夫釋尊初成道の初より四味三教乃至法華經の廣開三顯一の席を立て、略開近顯遠を説せ給ひし漏出品まで、祕せさせ給ひし實相證得の當初修行し給し處の壽量品の本尊と戒壇と題目の五字なり、教主釋尊此秘法をば三世に隱なく普賢文殊等にも譲り給はず、況や其以下をや、されば此秘法を説せ給し儀式は四味三教並に法華經の迹門十四品に異なりき、所居の土は寂光本有の國土なり、能居の教主は本有無作の三身なり、所化以て同體なり、かゝる砌なれば久遠稱揚の本眷屬上行等の四菩薩を、寂光の大地の底よりはるばると召出して付屬し給ふ、道暹律師云く、法是久成の法なるに由故に久成の人に付す等云々、問て云く、其所屬の法門佛の滅後に於ては何の時に

弘通し給ふ可や、答て云く、經の第七藥王品に云く、後の五百歲の中に閻浮提に廣宣流布して斷絶せしむること無ん等云々、謹んで經文を拜見し奉るに、佛の滅後正像二千年過て第五の五百歲闍維堅固白法隱没の時云々、問て云く、夫諸佛の慈悲は天月の如し、機縁の水澄は利生の影を普く萬機の水に移し給ふべき處に、正像末の三時の中に末法に限ると説給ふは、教主釋尊の慈悲に於て偏頗あるに似たり如何、答ふ、諸佛の和光利物の月影は九法界の闇を照と雖も謗法一闍提の濁水には影を移す、正法一千年の機の前には唯小乘權大乘相叶へり、像法一千年には法華經の迹門機感相應せり、末法の始の五百年には法華經の本門前後十三品を置いて只壽量品の一品を弘通すべき時なり、機法相應せり、今此本門壽量品の一品は像法の後の五百歲機尙堪ず、況や始の五百年をや、何に況や正法の機は迹門尙日淺し、増て本門をや、末法に入て爾前迹門は全く出離生死の法にあらず、但専ら本門壽量品の一品に限て出離生死の要法なり、是を以て思ふに諸佛の化導に於て全く偏頗なし等云々、問、佛の滅後正像末の三時に於て本

化迹化の各々の付屬分明なり、但壽量の一品に限りて末法濁惡の衆生の爲なりといへる經文未だ分明ならず、慥に經の現文を聞くと欲す如何、答ふ、汝強に之を問ふ聞て後に堅く信を取べきなり、所謂壽量品に云く、是好良藥を今留て此に在く、汝取て服すべし、差じと憂ふること勿れ等云々、問て云く、壽量品専ら末法惡世に限る經文顯然なる上は私に難勢を加へからず、然と雖も三大秘法其體如何、答て云く、予が己心の大事之に如す、汝が志無二なれば少し之を言ん、壽量品に建立する所の本尊は、五百塵點劫の當初より此來此土有緣深厚本有無作三身の教主釋尊是なり、壽量品に云く如來祕密神通之力等云々、疏の九に云く、一身即三身なるを名て祕と爲し、三身即一身なるを名て密と爲す、又昔より説ざる所を名て祕と爲し、唯佛のみ自ら知を名て密と爲す、佛三世に於て等く三身あり、諸教の中に於て之を祕して傳す等云々、題目とは二の意あり、所謂正像と末法となり、正法には天親菩薩龍樹菩薩題目を唱させ給しかども自行ばかりにしてさて止め、像法には南岳天台亦題目計南無妙法蓮華經と唱へ給て、自行

の爲にして廣く他の爲に説す、是理行の題目なり、末法に入て今日蓮が唱る所の題目は前代に異なり、自行化他に互て南無妙法蓮華經なり、名體宗用教の五重玄の五字なり、戒壇とは、王法佛法に冥し佛法王法に合して、王臣一同に本門の三大祕密の法を持て、有徳王覺徳比丘の其乃往を末法濁惡の未來に移さん時、勅宣並に御教書を申し下て靈山淨土に似たらん最勝の地を尋て戒壇を建立すべき者か、時を待べきのみ、事の戒法と申すは是なり、三國並に一閻浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず、大梵天王帝釋等も來下して跏給べき戒壇なり、此戒法立て後延曆寺の戒壇は迹門の理戒なれば益あるまじき處に、叡山に座主始て第三第四の慈覺智證存の外に本師傳教義眞に背て、理同事勝の狂言を本として我山の戒法をあなづり戲論とわらひし故に、存の外に延曆寺の戒清淨無染の中道の妙戒なりしが、徒に土泥となりぬる事云ても餘あり歎ても何かはせん、彼摩黎山の瓦礫の土となり梅檀林の棘刺となるにも過たるべし、夫一代聖教の邪正偏圓を辨へたらん學者の人をして今の延曆寺の戒壇を跏しむべきや、

此法門は義を案じて理をつまびらかにせよ、此三大秘法は、二千餘年の當初地涌千界の上首として日蓮慥に教主大覺世尊より口決相承せしなり、今日蓮が所行は、靈鷲山の稟承に芥爾計の相違なき色も替らぬ壽量品の事の三大事なり、問、一念三千の正き證文如何、答ふ、次に申し申すべし、此に於て二種あり、方便品に云く、諸法實相所謂諸法如是相乃至欲令衆生開佛知見等云々、底下の凡夫理性所具の一念三千か、壽量品に云く、然我實成佛已來無量無邊等云々、大覺世尊久遠實成の當初證得の一念三千なり、今日蓮が時盛に此法門廣宣流布するなり、予年來已心に秘すと雖も此法門を書付て留置すんば、門家の遺弟等定て無慈悲の讒言を加ふべし、其後は何と悔とも叶まじきと存する間貴邊に對し書送り候、一見の後秘して他見あるべからず、口外も詮なし、法華經を諸佛出世の一大事と説せ給て候は、此三大秘法を合たる經にて渡らせ給へばなり、秘すべし秘すべし、

弘安四年卯月八日

日蓮

治病大小權實違目

宮木入道嚴御返事 啓三三八 鈔二〇四 語四六 拾六四八 扶一二三九 音下三七

御消息に云く凡疫病彌興盛等云々、夫人に二の病あり、一には身の病、所謂地大百一水大百一火大百一風大百一已上四百四病なり、此病は設佛に有されども之を治す、所謂治水流水者婆扁鵲等が方藥此を治するにいゆて愈すといふ事なし、二には心の病、所謂三毒乃至八萬四千の病なり、此病は二天三仙六師等も治し難し、何に況や神農黃帝等の方藥及ぶべしや、又心の病重々に淺深勝劣分たり、六道の凡夫の三毒八萬四千の心病は、小佛小乘阿含經俱舍成實律宗の論師人師此を治するにいゆて愈ぬべし、但し此小乗の者等小乗を本として或は大乗を背き、或は心には背されども大乘の國に肩を並なんどする、其國其人に諸病起る、小乗等をもつて此を治すれば諸病は増とも治せらるゝ事なし、諸大乘の行者をもつて此を治すれば則ち平愈す、又華嚴經深密經般若經大日經等の權大乘の人々各々劣謂勝見を起して、我宗は或は法華經と齊等或は勝たりなど申す人多く出來し、或は國主等此を用ぬれば、此によて三毒八萬四千の病起

る、返て自の依經をもつて治すれどもいよいよ倍増す、設法華經をもつて行ふとも驗なし、經は勝ておはしませども行者僻見の者なる故なり、法華經に又二經あり、所謂迹門と本門となり、本迹の相違は水火天地の違目なり、例せば爾前と法華經との違目よりも猶相違あり、爾前と迹門とは相違ありといへども相似の邊に有ぬべし、所説に入教あり、爾前の圓と迹門の圓は相似せり、爾前の佛と迹門の佛は、劣應勝應報身法身異なれども始成の邊は同きぞかし、今本門と迹門とは教主已に久始のかはりめ、百歳のをきなと一歳の幼子のごとし、弟子又水火なり、土の先後いふばかりなし、なほ本迹を混合すれば水火を辨ざる者なり、なを佛は分明に説分給たれども、佛の御入滅より今に二千餘年が間、三國並に一閻浮提の内分分に分たる人なし、但漢土の天台日本の傳教此二人計こそ粗分給て候へども、本門と迹門との大事に圓戒いまだ分明ならず、詮する處は天台と傳教とは内には鑿み給ふといへども、一には時來らず、二には機なし、三には讓られ給はざる故なり、今末法に入ぬ、地涌出現して弘通有べき事

なり、今末法に入て本門のひろまらせ給べきには、小乗權大乘迹門の人々設料なくとも彼々の法にては驗あるべからず、譬ば春の藥は秋の藥とならず、設なれども春夏のごとくならず、何に況や彼小乗權大乘法華經の迹門の人々、或は大小權實に迷る上、上代の國主彼々の經々に付て寺を立て田畠を寄進せる故に彼法を下せば申し延がたき上、依怙すでに失かの故に、大瞋恚を起して或は實經を謗し或は行者をあだむ、國主も又一には多人につき、或は上代の國主の崇重の法をあらため難き故、或は自身の愚癡の故、或は實教の行者を賤むゆゑ等の故、彼訴人等の語をよさめて實教の行者をあだめば、實教の守護神の梵釋日月四天等、其國を罰する故に先代未聞の三災七難起るべし、所謂去今年去正嘉等の疫病等なり、疑云く、汝が申すがごとくならば、此國法華經の行者をあだむ故に善神此國を治罰する等ならば諸人の疫病なるべし、何ぞ汝が弟子等又やみ死ぬるや、答て云く、汝が不審最も其謂有か、但し一方を知て一方を知らるか、善と惡とは無始よりの左右の法なり、權教並に諸宗の心は善惡は等覺に

限る、若爾ば等覺までは互に失有べし、法華宗の心は一念三千性惡性善妙覺の位に猶備れり、元品の法性は梵天帝釋等と顯れ、元品の無明は第六天の魔王と顯れたり、善神は惡人をあだむ、惡鬼は善人をあだむ、末法に入ぬれば自然に惡鬼は國中に充滿せり、瓦石草木の並び滋がごとし、善鬼は天下に少し、聖賢まれなる故なり、此疫病は念佛者眞言師禪宗律僧等よりも、日蓮が方にこそ多くやみ死ぬべきにて候か、いかにて候やらん、彼等よりもすくなくやみすくなく死に候は不思議におぼえ候、人のすくなき故か、又御信心の強盛なるか、問て云く日本國に此疫病先代に有や、答て云く日本國は神武天皇より十代にあたらせ給し崇神天皇の御代に、疫病起りて日本國やみ死ぬる事半にすぎ、王始て天照大神等の神を國々に崇しかば疫病やみぬ、故に崇神天皇と申す、此は佛法のいまだわたらざりし時の事なり、人王第三十代並に一二の三代の國主並に臣下等泡瘡と疫病に御崩去等なりき、其時は神にいのれども叶ざりき、去人王第三十代欽明天皇の御宇に、百濟國より經論僧等をわたすのみならず金銅の教主

釋尊を渡し奉る、蘇我の宿禰等崇べしと申す、物部の大連等の諸臣並に萬民等一同に此佛は崇べからず、若崇るならば必ず我國の神贖をなして國やふれなんと申す、王は兩方辨へがたくおはせしに、三災七難先代に超て起り萬民皆疫死す、大連等便を得て奏問せしかば、僧尼等をはちに及すのみならず、金銅の釋迦佛をすみをおこして焼奉る、寺又同じ、爾時に大連やみ死ぬ、王も隠させ給ひ、佛をあがめし蘇我の宿禰もやみぬ、大連が子守屋大臣云く、此佛をあがむる故に三代の國主すでにやみかくれさせ給ふ、我父もやみ死ぬ、まさしに知べし佛をあがむる聖德太子馬子等は、おやのかたき公の御かたきなりと申せしかば、穴部の王子宅部の王子等並に諸臣已下數千人一同によりきして、佛と堂等をやきはらふのみならず、合戦すでに起ぬ、結句は守屋討了ぬ、佛法渡て三十五年が間年々に三災七難疫病起しが、守屋馬子に討るのみならず、神もすでに佛にまけしかば、災難忽に止了ぬ、其後の代々の三災七難等は、大體は佛法の内の亂より起なり、而ども或は一人二人或は一國二國或は一類二類或は一處

二處の事なれば、神のたゞりもあり、謗法の故もあり、民のなげきよりも起る、而に此三十餘年の三災七難等は一向に他事を雜ず日本一同に日蓮をあだみて、國々郡々郷々村々人ごとくに、上一人より下萬民にいたるまで前代未聞の大瞋恚を起せり、見思未斷の凡夫の元品の無明を起す事此始なり、神と佛と法華經にいのり奉らばいよいよ増長すべし、但し法華經の本門をば法華經の行者につけて除き奉る、結句は勝負を決せざらん外は此災難止難るべし、止觀の十境十乘の觀法は、天台大師説給て後行ずる人なし、妙樂傳教の御時少し行ずといへども敵人ゆわきゆるにさてすぎぬ、止觀に三障四魔と申すは、權經を行ずる行人の障にはあらず、今日蓮が時具に起れり、又天台傳教等の時の三障四魔よりもいまひとしをまさりたり、一念三千の觀法に二あり、一には理二には事なり、天台傳教等の御時には理なり、今は事なり、觀念すでに勝る故に大難又色まさる、彼は迹門の一念三千、此は本門の一念三千なり、天地はるか殊なりことなりと、御臨終の御時は御心え有るべく候、恐々謹言

六月二十六日

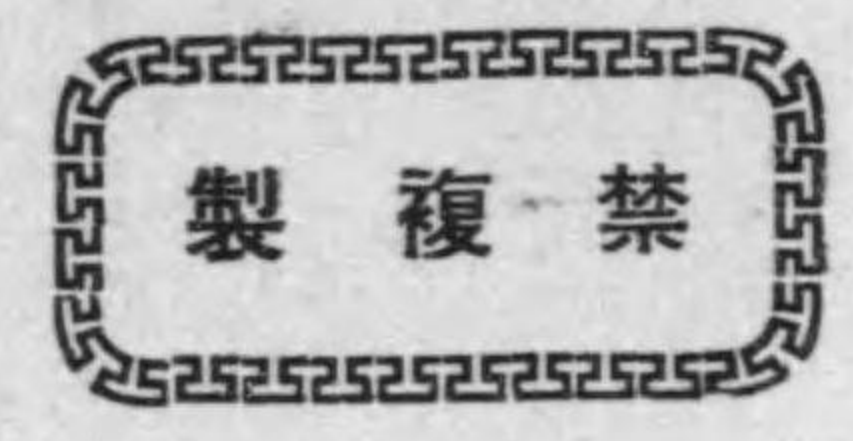
日 蓮

大正二十六年

大正元年十二月十五日印刷

大正元年十二月二十三日發行

(正價金壹圓五拾錢)



編輯者兼
發行者

牧口泰存

東京市牛込區看町三十六番地寓

印刷者

岩本菊雄

東京市京橋區南佐柄木町二番地

印刷所

岩本活版所

東京市京橋區南佐柄木町二番地

東京市本所區太平町一丁目七十三番地

發行所

藻江社

324
329

終